

平成 30 年 6 月 1 日開会

平成 30 年 6 月 21 日閉会

# 平成 30 年 西 予 市 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録

西 予 市 議 会

第 1 日

6月1日（金曜日）

平成30年第2回西予市議会定例会会議録（第1号）

- |                              |           |                       |           |
|------------------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日                 | 平成30年6月1日 | 生活福祉部長                | 藤 井 兼 人   |
| 1. 招 集 の 場 所                 | 西予市議会議場   | 教 育 部 長               | 高 橋 司     |
| 1. 開 議                       | 平成30年6月1日 | 明 浜 支 所 長             | 山 下 玉     |
|                              | 午前10時00分  | 野 村 支 所 長             | 土 居 眞 二   |
| 1. 散 会                       | 平成30年6月1日 | 城 川 支 所 長             | 篠 藤 義 直   |
|                              | 午前11時17分  | 三 瓶 支 所 長             | 中 須 賀 敏 幸 |
| 1. 出 席 議 員                   |           | 消 防 本 部 消 防 長         | 佐 藤 克 也   |
| 1 番                          | 宇都宮 久見子   | 総 務 課 長               | 山 住 哲 司   |
| 2 番                          | 信 宮 徹 也   | 財 政 課 長               | 宇 都 宮 明 彦 |
| 3 番                          | 宇都宮 俊 文   | 監 査 委 員               | 正 司 哲 浩   |
| 4 番                          | 加 藤 美 香   | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |           |
| 5 番                          | 中 村 一 雅   | 事 務 局 長               | 道 山 升 文   |
| 6 番                          | 河 野 清 一   | 議 事 係                 | 三 好 祐 介   |
| 7 番                          | 佐 藤 恒 夫   | 1. 議 事 日 程            | 別紙のとおり    |
| 8 番                          | 山 本 英 明   | 1. 会 議 に 付 し た 事 件    | 別紙のとおり    |
| 9 番                          | 竹 崎 幸 仁   | 1. 会 議 の 経 過          | 別紙のとおり    |
| 10 番                         | 小 玉 忠 重   |                       |           |
| 11 番                         | 源 正 樹     |                       |           |
| 12 番                         | 井 関 陽 一   |                       |           |
| 13 番                         | 菊 池 純 一   |                       |           |
| 14 番                         | 中 村 敬 治   |                       |           |
| 15 番                         | 二 宮 一 朗   |                       |           |
| 16 番                         | 兵 頭 学     |                       |           |
| 17 番                         | 小 野 正 昭   |                       |           |
| 18 番                         | 宇 都 宮 明 宏 |                       |           |
| 19 番                         | 森 川 一 義   |                       |           |
| 20 番                         | 藤 井 朝 廣   |                       |           |
| 21 番                         | 酒 井 宇 之 吉 |                       |           |
| 1. 欠 席 議 員                   |           |                       |           |
|                              | な し       |                       |           |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員             |           |                       |           |
| 13 番                         | 菊 池 純 一   |                       |           |
| 14 番                         | 中 村 敬 治   |                       |           |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り |           |                       |           |
| 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名  |           |                       |           |
| 市 長                          | 管 家 一 夫   |                       |           |
| 副 市 長                        | 宗 正 弘     |                       |           |
| 教 育 長                        | 保 木 俊 司   |                       |           |
| 総 務 企 画 部 長                  | 三 好 敏 也   |                       |           |
| 会 計 管 理 者                    | 山 口 正 人   |                       |           |
| 医 療 介 護 部 長                  | 山 岡 薫 彦   |                       |           |
| 産 業 部 長                      | 酒 井 信 也   |                       |           |
| 建 設 部 長                      | 岩 瀬 布 二 夫 |                       |           |

議 事 日 程

- |   |   |           |   |       |
|---|---|-----------|---|-------|
| 1 | 会議録署名議員の指名<br>(13番 菊池純一、14番 中村敬治)   |           |   | (第1号) |
| 2 | 会期の決定<br>(6月1日～6月21日 21日間)  |           |   |       |
| 3 | 議案第70号 野村学校給食センター新築<br>工事変更請負契約について   | 議案第81号    | 平成30年度西予市後期高<br>齢者医療特別会計補正予算<br>(第1号)             |       |
|   | 議案第71号 野村学校給食センター機械<br>設備工事変更請負契約につ<br>いて   | 議案第82号    | 平成30年度西予市介護保<br>険特別会計補正予算(第1<br>号)                |       |
| 4 | 議案第72号 野村学校給食センター厨房<br>設備機器の取得についての<br>議決の一部変更について  | 議案第83号    | 平成30年度西予市農業集<br>落排水事業特別会計補正予<br>算(第1号)            |       |
| 5 | 議案第73号 西予市中小企業・小規模企<br>業振興基本条例制定につい<br>て  | 議案第84号    | 平成30年度西予市公共下<br>水道事業特別会計補正予算<br>(第1号)             |       |
|   | 議案第74号 西予市国民健康保険税条例<br>の一部を改正する条例制定<br>について   | 議案第85号    | 平成30年度西予市簡易水<br>道事業特別会計補正予算<br>(第1号)              |       |
|   | 議案第75号 西予市放課後児童健全育成<br>事業の設備及び運営に関す<br>る基準を定める条例の一部<br>を改正する条例制定につい<br>て  | 9 報告第 1号  | 平成29年度西予市一般会<br>計繰越明許費繰越計算書の<br>報告について            |       |
|   | 議案第76号 西予市保育所条例の一部を<br>改正する条例制定について   | 報告第 2号    | 平成29年度西予市国民健<br>康保険特別会計繰越明許費<br>繰越計算書の報告について      |       |
|   | 議案第77号 西予市指定地域密着型サー<br>ビスの事業の人員、設備及<br>び運営に関する基準等を定<br>める条例及び西予市指定地<br>域密着型介護予防サービス<br>の事業の人員、設備及び運<br>営並びに指定地域密着型介<br>護予防サービスに係る介護<br>予防のための効果的な支援<br>の方法に関する基準等を定<br>める条例の一部を改正する<br>条例制定について | 報告第 3号    | 平成29年度西予市公共下<br>水道事業特別会計繰越明許<br>費繰越計算書の報告につい<br>て |       |
| 6 | 議案第78号 辺地に係る公共的施設総合<br>整備計画の変更について  | 10 報告第 4号 | 専決処分事項の報告につい<br>て                                 |       |
| 7 | 議案第79号 平成30年度西予市一般会<br>計補正予算(第1号)   | 追加 議案第87号 | 西予市社会教育複合施設新<br>築工事請負契約について                       |       |
| 8 | 議案第80号 平成30年度西予市国民健<br>康保険特別会計補正予算  |           |   |       |

本日の会議に付した事件

- |   |   |           |   |
|---|---|-----------|---|
| 1 | 会議録署名議員の指名  |           | 年齢医療特別会計補正予算<br>(第1号)                             |
| 2 | 会期の決定   | 議案第82号    | 平成30年度西予市介護保<br>険特別会計補正予算(第1<br>号)                |
| 3 | 議案第70号 野村学校給食センター新築<br>工事変更請負契約について   |           |   |
|   | 議案第71号 野村学校給食センター機械<br>設備工事変更請負契約につ<br>いて   | 議案第83号    | 平成30年度西予市農業集<br>落排水事業特別会計補正予<br>算(第1号)            |
| 4 | 議案第72号 野村学校給食センター厨房<br>設備機器の取得についての<br>議決の一部変更について  | 議案第84号    | 平成30年度西予市公共下<br>水道事業特別会計補正予算<br>(第1号)             |
| 5 | 議案第73号 西予市中小企業・小規模企<br>業振興基本条例制定につい<br>て  | 議案第85号    | 平成30年度西予市簡易水<br>道事業特別会計補正予算<br>(第1号)              |
|   | 議案第74号 西予市国民健康保険税条例<br>の一部を改正する条例制定<br>について   | 議案第86号    | 平成30年度西予市水道事<br>業会計補正予算(第1号)                      |
|   | 議案第75号 西予市放課後児童健全育成<br>事業の設備及び運営に関す<br>る基準を定める条例の一部<br>を改正する条例制定につい<br>て  | 9 報告第1号   | 平成29年度西予市一般会<br>計繰越明許費繰越計算書の<br>報告について            |
|   | 議案第76号 西予市保育所条例の一部を<br>改正する条例制定について   | 報告第2号     | 平成29年度西予市国民健<br>康保険特別会計繰越明許費<br>繰越計算書の報告について      |
|   | 議案第77号 西予市指定地域密着型サー<br>ビスの事業の人員、設備及<br>び運営に関する基準等を定<br>める条例及び西予市指定地<br>域密着型介護予防サービス<br>の事業の人員、設備及び運<br>営並びに指定地域密着型介<br>護予防サービスに係る介護<br>予防のための効果的な支援<br>の方法に関する基準等を定<br>める条例の一部を改正する<br>条例制定について | 報告第3号     | 平成29年度西予市公共下<br>水道事業特別会計繰越明許<br>費繰越計算書の報告につい<br>て |
|   |   | 10 報告第4号  | 専決処分事項の報告につい<br>て                                 |
|   |   | 追加 議案第87号 | 西予市社会教育複合施設新<br>築工事請負契約について                       |
| 6 | 議案第78号 辺地に係る公共的施設総合<br>整備計画の変更について  |           |   |
| 7 | 議案第79号 平成30年度西予市一般会<br>計補正予算(第1号)   |           |   |
| 8 | 議案第80号 平成30年度西予市国民健<br>康保険特別会計補正予算<br>(第1号)   |           |   |
|   | 議案第81号 平成30年度西予市後期高   |           |   |

開会 午前10時00分

## ○議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。これより平成30年第2回西予市議会定例会を開会します。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

管家市長。

## ○管家市長

改めまして、皆様おはようございます。

平成30年第2回西予市議会定例会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先月の28日に四国地方が梅雨入りしたとの報道がありました。平年よりも8日早く、5月の梅雨入りは2013年以来と聞いております。ことしは2月の大寒波によります水道管破裂等による大きな災害が発生しましたが、最近の異常気象により、集中豪雨、そして、土砂崩れ等の災害が心配されるところであります。ことしの梅雨は災害のない平和な梅雨であってほしいと願っているところでございます。

さて、さきの臨時会で、正副議長、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長が選任されたところでございますけれども、宇都宮前議長、源前副議長を初め、各常任委員会の皆様におかれましては、一方ならぬご支援、ご協力を賜りまことにありがとうございました。衷心より厚く御礼を申し上げます。また、新しく議長に就任されました酒井議長を初め、竹崎副議長並びに各常任委員会委員の皆様方には、円滑な市政運営につきまして、特段のご協力を賜りますようお願いいたしますとともに、今後のご活躍をご祈念申し上げます。

さて、西予市にとりましてうれしいニュースが多く入ってまいりました。

まず、国または地域社会に対して、顕著な功績を上げられた人や公共的業務に長年従事してきた人に贈られます平成30年春の叙勲で、地方自治功労として兵頭勇氏並びに岡山清秋氏が旭日双光章を受章されました。心よりお喜び申し上げます。兵頭勇氏は、旧野村町議会議員を3期8年11箇月、西予市議会議員を3期12年の長きにわたりまして務められ、平成17年には西予市議会議長を歴任されました。岡山清秋氏は、旧城川町議会議員

を3期8年11箇月、西予市議会議員を3期12年の長きにわたり務められ、平成22年には西予市議会議長を歴任されました。お二人とも豊富な経験と卓越した識見のもと、旧町の発展と西予市の基礎づくりに多大なご尽力をいただきました。ここに改めまして敬意と感謝を申し上げます。

次に、地方自治体等の広報活動の向上を目的に開催されております全国広報コンクールで、本市の広報せいやが部門最高賞に当たります総務大臣賞を受賞いたしました。また、住民目線により、特にすぐれた作品に贈られる読売新聞社賞のほか、1枚写真の部でも入選をいただくことができました。今回の受賞は、町の人々のあふれる魅力が紙面を通じて評価をいただいたと同時に、この地を愛し、この地で日常を重ねる人たちの営みが全国から見ても非常に魅力的であるという証明であると考えております。今後も皆様に評価され、読者を魅了できる広報づくりに取り組んでまいりたいと思いますので、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

次に、宮中の恒例行事である新嘗祭への献穀を今年は県内で西予市が担うこととなりました。新嘗祭は天皇が収穫したばかりの穀物を神に供える宮中行事であります。それに伴いまして、6月3日野村町阿下におきまして、西予市では12年ぶりになります御田植えの儀が行われます。西予市からの献穀者は、地元農家の橋本勝さんと岩口公一さんが選ばれました。10月下旬に精米及び精粟を献穀者が宮中まで持参することとなっております。このことは、献穀者はもとより、市内の農家にとりまして大変光栄なことであり喜ばしいことであると思います。

さて、西予市では、急激な人口減少や高齢化によりまして、過疎化が進展する中で人と人とのつながりが希薄化し、集落活動の維持や暮らしの利便に関する不安が増大しつつあります。私の所信表明の中で申し上げましたとおり、この課題解決のため、小規模多機能自治を推進するための地域拠点として、公民館を新たなコミュニティ活動の中心的役割を担う自治センターへの転換をする具体的な準備を今年度から進めていきたいと考えております。小規模多機能自治による住民自治の強化は、これからの人口減少社会に対応するための大切な地域基盤として必要な要素であると考え

ております。魅力ある持続可能な西予市を築くため、これから大きな改革に着手いたしますが、市民の暮らしや利便性に良い影響を与えるための改革になるよう努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会でございますけれども、議員の皆様からの一般質問にお答えするとともに、契約案件2件、財産の取得1件、条例制定1件、条例改正4件、辺地計画の変更1件、補正予算8件に加え、予算繰越にかかわる計算書の報告3件、専決処分事項の報告1件、計21件を上程しご審議をお願い申し上げます。諸議案の提案につきましては、上程の際に説明いたしますので、慎重にご審議をいただき、それぞれご承認、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお集の挨拶とさせていただきます。よろしくお集の挨拶とさせていただきます。よろしくお集の挨拶とさせていただきます。

#### ○議長

この際報告をいたします。

先般5月29日に私、酒井宇之吉が、西予市地域防災体制特別委員会委員の辞任願を提出いたしました。西予市議会議員条例第14条の規定によりこれを許可いたします。

なお、同条例第8条第2項の規定により、西予市地域防災体制特別委員会委員に宇都宮明宏君を新たに選任いたしましたので報告をいたします。

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元のタブレットに配信しておりますのでお目通しを願います。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元のタブレットに配信のとおりであります。

(日程1)

#### ○議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に13番菊池純一君、14番中村敬治君、兩名を指名いたします。

(日程2)

#### ○議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は本日から6月21日までの21日間と

いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長

ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から6月21日までの21日間と決定いたしました。

(日程3)

#### ○議長

次に、日程第3、議案第70号「野村学校給食センター新築工事変更請負契約について」及び、議案第71号「野村学校給食センター機械設備工事変更請負契約について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

高橋教育部長。

#### ○高橋教育部長

おはようございます。議案第70号「野村学校給食センター新築工事変更請負契約について」及び、議案第71号「野村学校給食センター機械設備工事変更請負契約について」関連がございますので一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本工事は、平成29年西予市議会第3回臨時会において議決をいただき、新築工事につきましては、株式会社大塚組代表取締役大塚博之氏と工事請負金額2億3976万円で、また、機械設備工事につきましては、重松兄弟設備株式会社西予営業所所長宇都宮眞仁氏と工事請負金額1億4342万4000円で、それぞれ契約を締結し建設工事を進めているところでございます。

しかしながら、当施設において地産地消を推進するため、野菜の泥落とし室を新たに設けることや厨房設備機器の仕様変更に対応する設備等の変更を行うこと、また、防雪冷害対策のため、空調設備、ポンプ及び配管設備を寒冷地仕様とする必要が生じております。

このことにより、新築工事の工事請負費を1082万4000円増額して、工事請負金額2億5058万4000円とし、機械設備工事の工事請負費を636万円増額し、工事請負金額1億4978万4000円とする工事変更請負仮契約をそれぞれ去る平成30年5月15日に締結しましたので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くだ

さいますようお願いを申し上げます。

**○議長**

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第70号及び議案第71号の2件は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いを。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

ご異議なしと認めそのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず、議案第70号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第70号「野村学校給食センター新築工事変更請負契約について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長**

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第71号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第71号「野村学校給食センター機械設備工事変更請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長**

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり決定いたしました。

(日程4)

**○議長**

次に、日程第4、議案第72号「野村学校給食セ

ンター厨房設備機器の取得についての議決の一部変更について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

高橋教育部長。

**○高橋教育部長**

それでは、議案第72号「野村学校給食センター厨房設備機器の取得についての議決の一部変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

厨房設備機器の取得につきましては、平成29年西予市議会第3回定例会において議決をいただき、株式会社中西製作所松山営業所所長荒井新一氏と1億2376万8000円で契約を締結しております。

しかしながら、作業工程を検討する中で、食器等の洗浄機器を食器食缶システム型洗浄機から分離型に変更したことにより、購入費を637万2000円減額し、取得金額を1億1739万6000円とする物品購入変更仮契約を去る平成30年5月15日に締結しましたので、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

**○議長**

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第72号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

ご異議なしと認めそのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第72号「野村学校給食センター厨房設備機



器の取得についての議決の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり決定いたしました。

(日程5)

#### ○議長

次に、日程第5、議案第73号「西予市中小企業・小規模企業振興基本条例制定について」から議案第77号「西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」までの5件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井産業部長。

#### ○酒井産業部長

議案第73号「西予市中小企業・小規模企業振興基本条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

新たに交付された小規模企業振興基本法並びに改正された中小企業基本法の基本理念に基づき、市内中小企業等の振興に関し、本市の基本理念と責務を定め、中小企業等や経済団体の役割等を明確にすることにより、中小企業等の経営基盤の強化並びに事業の持続的な成長及び発展を図り、地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とし、本条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長

藤井生活福祉部長。

#### ○藤井生活福祉部長

議案第74号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市では、国民健康保険財政の健全化を図る

ため、平成22年度及び平成25年度に国保税率の改定を行い、同制度の運営に努めてまいりました。

しかしながら、高齢化の進展や医療技術の高度化による医療費の増加に加え、被保険者数の減少等により国保税収が減少していることから、当市の国保財政の単年度収支は赤字が続いており、一般会計からの繰り入れにより対処する極めて厳しい財政運営を強いられております。こうした状況を鑑み、国保会計の健全な運営を図るため、先に開かれました西予市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、今回、国保税率の改定を行うものであります。

その主な内容につきましては、平成30年度の課税データにより試算をいたしまして、保険税率を約10.7%、1人当たり平均で年額約7,700円引き上げ、7万9400円程度とするものであります。今回の改定税率を平成30年度から賦課・徴収に反映させることによりまして、今年度想定しております財源不足は解消されるものと見込んでいるところでございますが、平成31年度以降におきましても、収支状況や国民健康保険の広域化に係る国や県の動向を踏まえ、段階的に税率の改定を検討することとしております。

続きまして、議案第75号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、放課後児童健全育成事業を実施する事業者が市内で放課後児童健全育成事業を実施する際、遵守しなければならない設備及び運営に関する基準を定めたものであります。今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことによるものであります。

主な改正内容としましては、放課後児童支援員の資格要件を明確にするため、教育職員免許法上の免許状を有する方を対象とするほか、5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、市長が適当と認めた者を対象とするため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第76号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市が設置する高山保育所は、西予市公立保育

所（園）のあり方に関する方針に基づき、保育サービスの維持向上と効率的な保育行政の運営という課題に対応するため、民間への経営移譲について検討を進めてまいりました。

先般、市内の社会福祉法人を対象に民営化に伴う運営法人の公募をいたしました結果、一法人の応募があり、4月19日に西予市公立保育所民営化移管先法人選定委員会において審議され、移管先候補となる社会福祉法人が決定いたしました。今後、社会福祉法人による保育所開設に向けて所要の進める必要があることから、平成31年4月1日を施行日として本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第77号「西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」及び「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令」の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な内容といたしましては、高齢者や障がい者がともに利用できる共生型サービスが平成30年度から創設されることに伴いまして、全国的に人材不足が深刻化している訪問介護事業において、生活援助中心型の訪問介護については担い手を確保するために資格基準が緩和されましたが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護を提供する者については、当該資格基準の緩和は適用されず、従前どおりの取り扱いとするため、所要の整備を行うものであります。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長

理事者の説明は終わりました。

（日程6）

#### ○議長

次に、日程第6、議案第78号「辺地に係る公共

的施設総合整備計画の変更について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

議案第78号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市におきましては、野村町、城川町、明浜町及び三瓶町において、18の地区が辺地の指定を受けており、そのうち12の地区において辺地総合整備計画を定めております。このたび、野村町片川及び予子林並びに城川町野井川辺地において、市道及び林道整備における事業費を修正するとともに、野村町惣川・小屋辺地において、林道整備を追加する変更が必要となりました。

これに伴いまして、変更する辺地総合整備計画を国へ提出するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長

理事者の説明は終わりました。

（日程7）

#### ○議長

次に、日程第7、議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

#### ○管家市長

議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

説明を申し上げます前に、政府が今月発表予定の「経済財政運営と改革の基本方針2018」について、経済財政諮問会議における地方行財政への提言と総務省として取り組む改革のほか、現在改革に向けて当市が進めている施策について触れさせていただきたいと存じます。

経済財政諮問会議における地方行財政改革の議論の中には、地方財政を持続可能なものにするた

めに高齢化や人口減少を踏まえながら、国の取り組みと基調を合わせた歳出改革の推進、改革の積極的な自治体への支援強化、見える化の徹底、拡大と横展開をあと押しすべきといった提言が民間議員からあり、内閣総理大臣からは、地方の歳出水準についても、プライマリーバランスの黒字化目標に向けた枠組みを検討する必要がある。

また、地方自治体が新たな課題に対応できるよう、ICTの利活用や業務の標準化を通じて、地方行政における生産性革命を推進しなければいけない。こうした動きに対する自治体への支援の強化、見える化の徹底、拡大と横展開なども引き続き重点課題であるとの発言があり、関係大臣に具体的な検討をする指示がありました。総務省は、国が直面する少子化・人口減少に対応するためには、女性や障がい者を初め、全ての方々が力を発揮できる暮らしやすく働きやすい社会の実現が必要で、地方創生や子ども・子育て支援など、地域課題への対応を含めて必要となる歳出を適切に地方財政計画に計上し、計画的な財政運営ができるように、一般財源総額を安定的に確保することが不可欠であることから、地域経済の再生と地域財政の健全化を進めるために取り組むさまざまな改革について報告をされております。総務省から報告のありました暮らしやすく働きやすい社会の実現に関連をいたしまして、当市が進めております施策といたしまして、今年度から、向こう10年間を計画期間とした「第2次西予市男女共同参画基本計画」を3月に策定しております。今後はこの計画に基づき、行政・市民・地域・家庭・教育・事業所などあらゆる分野が連携・共同して、さまざまな施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

地方行政改革では、見える化の推進として、平成28年度決算から統一的な基準による財政書類の作成に伴い、資産状況の明確化や公共施設の老朽化対策等にかかわる資産管理などの活用につながるため、平成28年度末の固定資産台帳をホームページで公表しました。今後は、特別会計、企業会計、一部事務組合も含めた平成29年度の決算連結財務書類を作成、公表し、地方団体間の比較や指標による分析を行うことによりまして、資産管理と財政施策へ活用していきます。

また、広報紙やホームページに加えまして、昨

年10月からは、西予ケーブルテレビを利用し、市の施策や予算、決算などの行政情報を職員がわかりやすく紹介する行政情報番組「いいやん西予」を放送いたしております。

今後も健全な財政運営を行っていくため、引き続きデータを活用し、類似団体などと比較することにより、当市がどのように行政運営を行ったのか、財政の状況及び分析に関する情報をできる限り正確かつ、わかりやすく公表してまいりたいと思っております。

業務改革の展開といたしましては、業務用パソコンのノートパソコンへの更新など、ネットワーク機器の更新、庁舎1階から3階、教育保健センターへの無線LAN化及び、庁舎2階、3階へのオフィス改革の拡大による働き方改革を全庁、支所に引き続き進めて業務の効率化と生産性の向上に努め、質の高い行政サービスを提供していきたいと思っておりますので、市民並びに議員の皆様方のご理解、ご協力をお願いするところでございます。

さて、今回の補正予算であります。主な内容といたしましては、人事異動等に伴う職員給与費及び臨時職員任用経費の調整、国・県支出金の内示額通知に伴う財源調整や事業費の増減のほか、緊急に対応する必要が生じた事業費などを計上しており、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ8454万6000円を増額し、歳入歳出予算の総額を281億7054万6000円と定めるものであります。

主な内容といたしましては、市有財産維持管理事業における野村支所庁舎建設に伴う土地の取得、農地集積、規模拡大に向けた取り組み支援として認定農業者に対する補助、野村公民館における商工会野村支所移転に伴い必要となる事務所改修経費、三瓶文化会館における外壁改修経費、また、国・県支出金の内示額通知に伴う林道開設、道路改良事業等の財源調整及び事業費の調整などとなっております。

歳入につきましては、土木費国庫補助金、農林水産業費県補助金の減額に対して、地方債を充てるとともに、財政調整基金繰入金を増額し、収支均衡を図っております。

以上が、今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定く

でございますようお願いを申し上げます。

## ○議長

宇都宮財政課長。

## ○宇都宮財政課長

それでは、予算書に沿って、歳出から補足説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、4月の人事異動に伴います人件費の調整がございますが、一般会計全体の職員給与費の人件費につきましては、1款議会費から10款教育費まで、各科目の総額で7028万8000円を減額いたしております。

また、国・県支出金の内示額通知により、林道開設、市道改良事業などの財源の調整と事業費の調整を行っております。継続事業については、全体の進捗状況、新規事業では、緊急性などを総合的に判断して調整を行っております。なお、追加内示が見込まれる事業については、今回の補正で調整は行っておりません。

それでは、人件費の調整以外で補正の主なものについてご説明いたします。予算書の14ページをお開き願います。

総務費1項5目財産管理費、市有財産維持管理事業1億1359万8000円でございますが、野村支所庁舎建設に伴う商工会野村支所用地及び宇和文化会館裏駐車場の一部用地の土地購入費を計上するものであります。野村支所土地購入費には財源として旧合併特例事業債を充てています。

24ページをお開き願います。農林水産業費、1項3目農業振興費、担い手育成支援事業2026万1000円でございますが、認定農業者経営発展支援事業補助金として、農業用機械等を導入する経費を県が助成する補助金843万8000円、認定農業者支援事業補助金として国・県補助事業の要件に満たない農業用機械等を導入する経費の市の助成補助金1182万3000円を計上するものであります。4目畜産業費、畜産公共事業運営促進事業720万7000円でございますが、大野ヶ原育成牧場の指定管理者であります東宇和農業協同組合が、施設の配管改修、付属設備の更新を行うことに対しての市の負担金を計上するものであります。同日、意欲ある愛媛の畜産担い手応援事業2393万2000円でございますが、意欲ある畜産担い手が取り組む収益力向上のための畜産関連施設の整備や導入に対し

て、県と市が支援するための補助金を計上するものであります。

25ページをお開き願います。2項2目林業振興費でございますが、林業費県補助金の内示額通知によりまして、林道小振鍬山線開設事業ほか、13事業の事業量の調整として、全体で1億361万9000円減額するものであります。

28ページをお開き願います。土木費2項3目道路新設改良費でございますが、道路橋梁費国庫補助金の内示額通知によりまして、今年度の事業計画を見直し、事業量の調整として全体で4300万円減額するものであります。

29ページをお開き願います。5項1目都市計画総務費、都市計画策定管理事業200万円でございますが、都市計画マスタープランで計画していますフットパスによるまちづくりを行うために、モデル地区を選定し、コースの整備やマニュアルづくりにかかる委託料等を計上するものであります。財源として自治総合センター助成金を充てています。

34ページをお開き願います。教育費、5項2目公民館費、野村公民館維持管理事業139万4000円でございますが、野村公民館事務所の一部を西予市商工会野村支所の事務所として貸し付けを行うために事務所内の改修にかかる経費を計上するものであります。財源としては、商工会の負担金を充てています。

35ページをお開き願います。6項3目文化施設運営管理費、三瓶文化会館管理運営事業6199万2000円でございますが、本年1月に発生しました外壁の崩落を受けて、崩落防止のため、外壁改修にかかる経費を計上するものであります。財源として過疎対策事業債を充てています。

予算書は前に戻っていただきまして、8ページをお開き願います。主な歳入につきましてご説明を申し上げます。国庫支出金、2項5目土木費国庫補助金、総額で4460万3000円の減額でございますが、補助金の配分内示によりまして、道路の新設改良、建築物の耐震診断、都市整備費国庫補助金は減額を行い、橋梁新設改良国庫補助金は増額するものであります。

9ページをお開き願います。6目消防費国庫補助金、消防防災施設整備費国庫補助金269万3000円でございますが、耐震性貯水槽の新設工事に

対して、当初予算では2箇所分で計上していましたが、1箇所分の追加配分内示により補助金を増額するものであります。7目教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金143万2000円でありますが、野村学校給食センター建設にかかる補助金の増額であります。このほか、各事業の事業量調整などにより、特定財源としての地方債や財政調整基金の繰り入れの増額を行っております。

5ページにお戻りください。事業量の調整に伴い地方債補正を行っております。起債の目的別では、緊急防災減災事業110万円、旧合併特例事業1800万円、辺地対策事業710万円、過疎対策事業6830万円を増額するものであります。

詳細につきましては、11ページになりますが、国庫支出金などの内示額通知による財源調整などを合わせまして、総額で9450万円増額し、地方債の限度額を全体で49億570万円とするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

#### ○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程8)

#### ○議長

次に、日程第8、議案第80号「平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」から議案第86号「平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)」までの7件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井生活福祉部長。

#### ○藤井生活福祉部長

議案第80号「平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は人事異動に伴う職員給与費の調整を行うものであります。これによりまして、既決いただいております事業勘定の歳入歳出予算から、それぞれ571万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を50億7497万4000円と定めるものであります。

続きまして、議案第81号「平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は人事異動に伴う人件費の調整を行

うものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ228万2000円を増額し、歳入歳出予算の総額を6億3902万1000円と定めるものであります。

続きまして、議案第82号「平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は人事異動に伴う職員給与費の調整を行うものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算から、それぞれ34万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を57億8427万3000円と定めるものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長

岩瀬建設部長。

#### ○岩瀬建設部長

議案第83号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う職員給与費の調整を行うものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出の予算から、それぞれ314万8000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億7242万9000円と定めるものであります。

続きまして、議案第84号「平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は人事異動に伴う職員給与費の調整と社会資本総合交付金の内定通知に伴う事業費の減額及び財源の調整等が主なものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算から、それぞれ3623万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億7973万7000円と定めるものであります。

続きまして、議案第85号「平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」について、提案の理由をご説明申し上げます。

今回の補正は人事異動に伴う職員給与費の調整を行うものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ32万4000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億6470万9000円と定めるものであります。

続きまして、議案第86号「平成30年度西予市水

道事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は人事異動に伴う人件費の調整によるものであります。これによりまして、第2条の収益的収入及び支出につきましては、既決いただいております収益的収入に、繰出基準に基づく一般会計補助金1万円を増額し、総額を7億1067万4000円とし、収益的支出につきましては、職員給与費18万5000円を増額し、総額を7億3299万1000円といたしております。また、今回の補正に伴いまして、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金につきましても補正を行っております。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長

理事者の説明は終わりました。

（日程9）

#### ○議長

次に、日程第9、報告第1号「平成29年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」から報告第3号「平成29年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」までの3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宇都宮財政課長。

#### ○宇都宮財政課長

報告第1号「平成29年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第2号「平成29年度西予市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第3号「平成29年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

平成29年度西予市一般会計、国民健康保険特別会計及び公共下水道事業特別会計における各事業のうち、平成29年度から平成30年度への繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、それぞれ繰越計算書を添えてご報告申し上げます。

以上、報告3件よろしくようお願い申し上げます。

#### ○議長

理事者の説明は終わりました。これより本案3件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

報告第1号「平成29年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」から報告第3号「平成29年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」までの3件については、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

（日程10）

#### ○議長

次に、日程第10、報告第4号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

報告第4号「専決処分事項の報告について」、提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり7件の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

以上、よろしくようお願い申し上げます。

#### ○議長

理事者の報告は終わりました。

暫時休憩をいたします。（休憩 午前11時07分）

#### ○議長

再開いたします。（再開 午前11時12分）

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第87号「西予市社会教育複合施設新築工事請負契約について」を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長**

ご異議なしと認めます。よって、本件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

**○議長**

追加日程第1、議案第87号「西予市社会教育複合施設新築工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

高橋教育部長。

**○高橋教育部長**

それでは、議案第87号「西予市社会教育複合施設新築工事請負契約について」、提案理由のご説明を申し上げます。

西予市社会教育複合施設整備事業は、旧宇和病院跡地において、図書館機能とコミュニティー機能を併せ持つ複合型社会教育施設を中心に交流広場と駐車場を一体的に整備するものでございます。施設の概要は、木造一部鉄筋コンクリート造2階建てで、延べ床面積が2170.81平米、構造材に一部CLTを使用するなど、市産材を最大限活用し、木にこだわった建物としております。施設の建設については工品質を確保するため、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の技術的専門分野へ分業的に発注する分離発注を採用し、平成31年2月28日の完成を予定しております。建築工事につきましては、去る5月22日、事前審査型一般競争入札を執行したところ、西予市社会教育複合施設新築工事、戸田・中央総合共同企業体、代表者戸田建設株式会社松山営業所所長山田哲郎氏が落札し、工事請負金額7億8408万円で、5月23日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事に係る施設概要等につきましては、別紙参考資料をご参照ください。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

**○議長**

理事者の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第87号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第87号「西予市社会教育複合施設新築工事請負契約について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長**

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第87号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

6月7日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会といたします。

散会 午前11時17分

第 2 日

6月7日（木曜日）



平成30年第2回西予市議会定例会会議録(第2号)

- |          |           |         |         |
|----------|-----------|---------|---------|
| 1. 招集年月日 | 平成30年6月7日 | 野村支所長   | 土居 眞 二  |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場   | 城川支所長   | 篠藤 義 直  |
| 1. 開 議   | 平成30年6月7日 | 三瓶支所長   | 中須賀 敏 幸 |
|          | 午前 9時00分  | 消防本部消防長 | 佐藤 克 也  |
| 1. 散 会   | 平成30年6月7日 | 総務課長    | 山住 哲 司  |
|          | 午前11時34分  | 財政課長    | 宇都宮 明 彦 |
| 1. 出席議員  |           | 監査委員    | 正司 哲 浩  |

- 1番 宇都宮 久見子
- 2番 信 宮 徹 也
- 3番 宇都宮 俊 文
- 4番 加 藤 美 香
- 5番 中 村 一 雅
- 6番 河 野 清 一
- 7番 佐 藤 恒 夫
- 8番 山 本 英 明
- 9番 竹 崎 幸 仁
- 10番 小 玉 忠 重
- 11番 源 正 樹
- 12番 井 関 陽 一
- 13番 菊 池 純 一
- 14番 中 村 敬 治
- 15番 二 宮 一 朗
- 16番 兵 頭 学
- 17番 小 野 正 昭
- 18番 宇都宮 明 宏
- 19番 森 川 一 義
- 20番 藤 井 朝 廣
- 21番 酒 井 宇之吉

1. 欠席議員  
な し

1. 地方自治法第121条により  
説明のため出席した者の職氏名

- |        |         |
|--------|---------|
| 市 長    | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長  | 宗 正 弘   |
| 教 育 長  | 保 木 俊 司 |
| 総務企画部長 | 三 好 敏 也 |
| 会計管理者  | 山 口 正 人 |
| 医療介護部長 | 山 岡 薫 彦 |
| 産業部長   | 酒 井 信 也 |
| 建設部長   | 岩 瀬 布二夫 |
| 生活福祉部長 | 藤 井 兼 人 |
| 教育部長   | 高 橋 司   |
| 明浜支所長  | 山 下 玉   |

- 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
- 事務局長 道山 升 文
- 議事係 三好 祐 介
- 1. 議事日程 別紙のとおり
- 1. 会議に付した事件 別紙のとおり
- 1. 会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

## ○議長

おはようございます。本日はこのように大勢の方が傍聴にお越しいただき、まことにありがとうございます。私が就任いたしましたときにご挨拶で申し上げましたように、議員は、育つ力と育てる力が合致してすばらしい議員になるもんだと、このようになると思っております。このような皆さんがこの傍聴席に来ていただいて、そして議員をしっかりと見つめていただく。これが、ひとえに議員が成長していくもんだと、このように思っております。議会につきましても、このようにして、いつも見られている議会である、市民の視線を感じながら進めていく議会運営をしたいと、このように考えております。本当にきょうの傍聴、大勢の方ありがとうございます。

ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の会議日程はお手元のタブレットに配信のとおりであります。

(日程1)

## ○議長

日程第1、一般質問を行います。質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、7番佐藤恒夫君。

7番佐藤恒夫君。

## ○7番佐藤恒夫君

改めましておはようございます。議員番号7番佐藤恒夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、質問通告書、議会規則及び申し合わせ事項に従い一般質問をいたします。

今回初めてのトップバッターでございます。緊張感を持って、質問を行いたいと思います。

まず初めに、家庭ごみについて伺います。西予市では、可燃ごみは1週間に2回収をしております。燃えないごみ、資源ごみについては、収集カレンダーにより月に1回から2回のペースで回収をされています。私の地区では、水曜日と土曜日が収集日です。収集日には、当番を決めて集積場において、ごみ収集の手伝いをしております。特に資源ごみの仕分けでは、この分別冊子はなくてはならないものです。このごみの分け方・出し

方冊子っていうのは見られたことはあるでしょうか。家事をされている女性の方はご存じだと思いますが、男性陣の方は見られたことがあるでしょうか。ごみの出し方で迷ったときは、これを見せたらと、とても便利でわかりやすく書かれております。宝の持ち腐れにならないように、見やすい場所においていただき、ぜひ活用していただきたいものだと思います。

それでは、可燃ごみについて質問をいたします。八幡浜市への可燃ごみ処理委託については、昨年も河野清一議員が質問をいたしました。その際、西予市の可燃ごみは、八幡浜市の南環境センターで処理をしています。合併から今日までの委託したごみの総量と委託費を確認したところ、平成16年から平成27年までの総量は、6万5993トン、年平均5,499トン、委託料は、24億4240万8439円となり、年平均では、2億353万4036円との答弁がありました。

そこで、合併時、平成16年の人口は、西予市約4万7000人でした。2018年4月末の現在で、3万8432人まで減少をしております。約9,000人の人口が減少しているわけです。人口が減少している中で、現在、直近の平成29年度のごみの総量と委託料はどのようになっているかをお伺いいたします。

## ○議長

市長。

## ○管家市長

改めまして皆さんおはようございます。本日は一般質問に当たりまして、このように多くの皆様から、早朝より傍聴においでいただきまして、心から感謝申し上げます。

きょうとあすの2日間に渡りまして、6名の議員の皆様から一般質問をお受けすることとなっておりますが、それぞれの質問に対しまして、真摯に回答させていただきたいと考えていますのでどうぞよろしく願い申し上げます。市政運営の根幹に渡ることにつきましては、私のほうで回答することといたしまして、それ以外の専門分野につきましては、副市長、教育長、各部長を中心として回答をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

## ○議長

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

おはようございます。佐藤議員からご質問をいただきました可燃ごみの現状についてお答えをいたします。

現在、西予市の可燃ごみは、先ほど佐藤議員からもございましたが、八幡浜市に委託をして、八幡浜南環境センターで焼却をしております。合併から現在までの八幡浜南環境センターで焼却しました可燃ごみの総量と委託費でございますが、合併時の平成16年度から平成28年度においては明浜町、宇和町、三瓶町の3町の可燃ごみを委託しております。平成28年度までの可燃ごみ総量は7万1301トンであり、年平均いたしますと5485トンとなります。また、委託料の合計では26億64万1707円となり、年平均では2億4万9362円となります。平成29年度からは、市の焼却施設の老朽化に伴い、野村町、城川町の可燃ごみも八幡浜市に委託して焼却をしております。平成29年度の総量は7,559トン、委託費は2億2534万3328円で、可燃ごみの量は28年度と比較して、60トンの減量となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

佐藤議員。

**○7番佐藤恒夫君**

29年度の総量は7,559トン、可燃ごみの委託料は2億2534万3328円とのことでございました。平成16年と比較をして、人口が減っていても、委託料が余り変わってないということは、これは29年には、野村、城川のごみも八幡浜市へ委託したためでしょうか。それとも1人当たりのごみ量がふえたということでしょうか。1人当たりのごみの排出量がわかれば教えていただきたいです。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

1人1日当たりのごみの排出量につきましては、平成28年度の実績ではございますが、714グラムとなっております。当市の1人1日当たりのごみの排出量は県内の20市町のうちで、2番目に少ない排出量となっております。これは市民の皆様のご理解とご協力の賜物でございますので、今後ともごみの分別、削減にご協力をお願いしたい

と思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

佐藤議員。

**○7番佐藤恒夫君**

1人当たりのごみの排出量っていうのは、714グラムということで、県内でも2番目に少ない量ということでありました。これからも意識をしてですね、削減していきたいものだと思います。

今後の対策としてですね。このごみ処理委託料として毎年多額な費用を歳出していることは確かです。この費用を何とかできないかっていうのは誰もが思います。昨年の答弁では、市単独での焼却炉を建設した場合は、日量36トン級の焼却施設が必要となり、国からの補助金が見込めないために、建設費、管理運営費を積算すると八幡浜市へ全量委託したほうが経費が安いとの答弁でした。平成12年に八幡浜ブロックごみ処理広域化計画推進協議会が設置をされて、関係自治体が加入をして今日に至っているのだと思います。平成26年と平成27年には、八幡浜市南環境センターの大規模な改修工事が行われ、工事負担金も支出をしています。愛媛県下11市の中で、焼却炉を持たない市は西予市だけです。自分たちが出したごみ処理を他市に依存しているわけです。西予市単独のごみ処理施設建設を考えてはどうかと思うが、担当部長も代わられましたので、再度ごみ処理施設建設についての考えをお伺いいたします。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

西予市単独のごみ処理焼却施設の建設の考えにつきまして答弁させていただきます。

この建設につきましては、先ほど佐藤議員からもございましたが、平成29年6月定例会の一般質問で答弁をさせていただいております。国・県では、ごみ処理広域化計画に基づき、広域化によるごみ処理を推進していることや費用においても現在の委託費よりも費用がかかると考えられることから、市単独のごみ処理施設の建設は現在のところ考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

佐藤議員。

**○7番佐藤恒夫君**

西予市での単独でのごみ処理施設は考えてないとの答弁でした。今までどおり八幡浜市の南環境センターで処理をして、委託料を支払うということですが、毎年2億3000万くらいの委託料を支払っています。

では、可燃ごみ処理委託料の削減をどのように考えられているのかを伺います。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

可燃ごみの削減でございますが、市民の皆様今まで同様、分別の協力をお願いいたしまして、可燃ごみの水切りや可燃ごみと資源ごみの厳格な分別によりまして、削減につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

佐藤議員。

**○7番佐藤恒夫君**

水切りや分別により削減するとのことでした。可燃ごみは、当初、1トン当たりの金額が4万2796円でした。現在、ごみ処理委託料は、平成28年から平成30年までは1トン当たり2万9810円です。3年ごとに委託料は更新をされております。私たち市民一人一人がごみの削減を意識していかなくてはなりません。そのため、一つ提案なんです。毎月のごみの総量と支払いをした委託料金を広報紙とかホームページに公開したらどうでしょう。市民は、支払い金額がわかればごみを減らす努力もします。何もわからずにごみを削減してくださいと言っても実感がわきません。実績を市民に見えるようにして身近に感じてもらうことが大切です。家庭から出る可燃ごみの多くは生ごみです。料理くず、食べ残しなど生活のために出るものです。そのため水分も多く含みます。先ほど言われましたようにしっかりと水切りをして重量を減らそうと努力もいたします。市民に目標を持ってもらい、実績を共有することで、ごみの削減ができるのではないのでしょうか。

毎月のごみの総量と支払いをした料金の公開が可能かどうかを伺います。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

毎月のごみ総量と支払い料金の公開は可能かというご質問にお答えをさせていただきます。

佐藤議員のおっしゃるとおり、市民への啓発として、今後、月々の可燃ごみ処理量等を市のホームページに掲載をして数値化などの見える化をすることで、ごみの減量につなげていきたいと考えております。提案まことにありがとうございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

佐藤議員。

**○7番佐藤恒夫君**

ホームページに公開をしていただけるということで、ありがとうございます。

次に、昨年からはスタートをしております要介護、要支援、障がい者へのごみ個別収集、ふれあい収集について伺いますが、当初132件の申し込みがあったと聞いていますが、現在の状況はどうなっているかを伺います。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

ふれあい収集の現状についてお答えをいたします。

ふれあい収集事業は、支援や介護が必要とされている高齢者や障がい者の方で、親族や近所などから支援を受けることができず、ご自身でごみを出すことが困難な場合、ご自宅に直接お伺いをしてごみの収集を行う事業として、平成29年5月から開始いたしました。平成29年度の実績としましては、明浜町で4名、宇和町で10名、野村町で8名、城川町で10名、三瓶町で12名、合計で44名の方が利用をしております。利用回数は延べ742回でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

佐藤議員。

**○7番佐藤恒夫君**

742回使われたということで、これから高齢化が進むと需要がふえてくる可能性があります。今後も対応をしっかりと行っていただきたいと思います。

次に、資源ごみについて伺います。資源ごみとして収集をしている紙類、プラスチック製包装容器類、その他のプラスチック類、金属類、ビン類、缶類、ペットボトル類、廃食用油類、小型家電類、粗大ごみ、古着古布類、有害ごみ、埋め立てごみについて、それぞれのごみの種類に対して現状どのようになっているか。私たち市民はですね、ごみステーションから集められたごみがどのようにして、最終処分先に行くのかがわかりません。搬入先等を教えていただきたいと思います。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

資源ごみの現状についてお答えをいたします。

燃やすごみ以外は資源ごみと埋め立てごみとして収集をしております。資源ごみの収集の流れとしましては、種類ごとに説明いたしますと、プラスチック製容器包装は城川清掃センターにおいて、圧縮こん包して仮置きをし、製鉄所の助燃材として利用されております。紙類は直接業者へ搬入をしております。缶類のうち、明浜町、宇和町、三瓶町の方は宇和清掃センターで圧縮し、野村町、城川町の方は野村クリーンセンターで圧縮して処理業者へ搬入され金属製品として生まれ変わります。金属類は宇和清掃センターで仮置きし、処理業者へ搬入され金属製品に生まれ変わります。ペットボトルは城川清掃センターで、圧縮こん包し処理業者へ搬入され、エコ製品として再商品化されます。瓶類は、宇和清掃センターで仮置きし、処理業者が引き取り、新たなビン等として再生利用されております。埋め立てごみにつきましては、管理型埋立処分場を所有する業者に委託し適正に処理をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

佐藤議員。

**○7番佐藤恒夫君**

集配されたごみがいろんな場所に集められて、選別、保管されているのが理解をできました。その中で、資源ごみの今後の分別方法について伺います。昔は、全てリユースの考えで物が販売をされていきました。ビール、酒、ジュース、牛乳、全てビンで販売をされていきました。現在は、缶、ペットボトルまたは紙パックがほとんどです。時代

により変化をしてくれています。私は、プラスチック製包装容器リサイクル法がありますので、全てリサイクルしなくてはいけないと思っていましたが、今回調べてみると、焼却炉で焼却をしている自治体もあることを知りました。また、NHKのテレビ番組「クローズアップ現代」では、日本のペットボトルごみの7割以上が中国に送られていて、中国政府がことし1月に、突然、これまでの世界中から受入れをしていた資源ごみ、プラスチックごみの輸入を禁止したと報道されていきました。中国では、急速な経済発展の一端を資源ごみが支えていました。資源不足の中国は、海外から資源ごみを輸入してのリサイクル方法を選びました。廃プラスチックは、石油原料よりはるかに安いからです。廃プラスチックをリサイクルするには、手作業の分別と汚れを洗い落とすことが必要になります。汚れを洗い落とすときに使用する薬品で環境汚染が進み、深刻な問題となり、受け入れを中止したとのことでした。日本は、中国の輸入禁止直前に駆け込み輸出をしたため、問題は表面化をしていますが、いずれパンクするのは時間の問題と言われております。プラスチックは、再利用ができにくいと聞いております。着色して加工されていて余りにも種類が多く、まざると色が汚くなり、異なる種類のプラスチックが混ざってしまうので再利用ができにくい。そのため、プラスチック製包装容器類は製鉄所の燃料として燃やされています。西予市でも、その他のプラスチック類の最終処分場は、オオノ開撥となっておりますが、ここでスラグ化されます。スラグ化というのは燃やして灰にして、その灰を固めて建設材料として使います。結局は燃やしてしまうわけです。県内では、大洲市、八幡浜市は、プラスチック製包装容器類は可燃ごみとして収集して燃やされています。容器プラごみの回収や仕分けにかかる人の人件費を考えると、燃やしたほうが基本的には安いのではないのでしょうか。容器プラごみを燃やすごみとして判断した場合、回収も可燃ごみとして集めることができます。大洲市、八幡浜市のプラスチック製包装容器類は焼却場で燃やされているわけですから、西予市でも燃やせないことはないと思います。ただ一つ、自前の焼却場ではないのが問題かもしれませんが、市として燃やすことを検討する時期に来ているのではない

でしょうか。費用面とかトータル的に検討されたことがあるのかを伺います。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

ご質問にお答えをいたします。

西予市ではプラスチック製容器包装やペットボトルの処理につきましては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を介し、業者へ処理を委託しており、再資源に努めております。佐藤議員が言われるよう、プラスチック製容器包装やペットボトルを可燃ごみとして処理した場合、平成29年度の実績で試算いたしますと、プラスチック製容器包装で約720万円、ペットボトルで約250万円、その他プラスチックで約260万円の費用が必要となる上、八幡浜市までの運搬費が新たに発生すること。市民への分別方法変更の周知や可燃ごみの積み込み量の変化により、収集回数がふえること。燃やすごみ袋の購入が市民に負担増となること。ごみ収集体制を再構築しながらしなければならないことなどが想定されます。また、自然環境への負荷、最終処分場の逼迫、温暖化等の観点からも焼却するごみの量を抑制しつつ、循環型社会に向けて推進することが必要であると考えます。今後もしリサイクル法の観点から、資源ごみの処理方法につきましては、適正で安価に処理できる方法を今後も検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

佐藤議員。

**○7番佐藤恒夫君**

インターネット等で調べてみるとですね、現在の焼却炉は、プラスチックを燃やしても大丈夫なものがほとんどです。光熱式、燃焼式の焼却炉では、ダイオキシンなどの有害なガスが発生しないこともあり、プラごみを燃やせる、燃焼させる自治体がふえているっていうのも現状、事実であります。費用だけの問題ではないと思います。循環型社会に向け、再資源化するとの考えで分別をしていますが、今後、ますます人口も減り、高齢化し、生活様式も変化をしてきます。ごみの分別方法、出し方のしやすさ等を考えていただきたいものだと思います。

続いて、消防庁舎の建設について伺いたいしま

す。現在の消防庁舎は、昭和53年に建てられたもので41年経過をしています。耐震性に乏しく、老朽化した建物です。防災拠点となる消防庁舎は近い将来発生するであろう大規模災害への対応を踏まえて、耐震性のある庁舎建設が急務であると考えます。市議会でも、庁舎建設について視察も行いました。那須塩原消防本部、静岡市消防本部、どちらの消防も庁舎建てかえ時には、消防署員、消防団が訓練できるスペース、ヘリポートのスペースなど盛り込み、広い敷地で建設をされていました。県内では、久万高原町消防本部へ行き、庁舎建設の経緯等の説明を受けました。久万高原町消防本部では、庁舎建設の2年前に庁舎建設検討委員会を設けて、庁舎のあり方について検討されていました。委員は19名で、そのうち議員が6名、行政関係者・各種団体関係者が委員として参加をされていたようです。検討委員会の報告書を答申をして、次のステップとして、具体的に建設を進めるために、新庁舎建設委員会を設けて建設を進められていました。西予市消防本部も庁舎建設について取り組む時期に来ているのではないのでしょうか。庁舎建設について、理事者の考えをお聞きいたします。

**○議長**

佐藤消防長。

**○佐藤消防長**

失礼をいたします。佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

消防庁舎につきましては議員ご指摘のとおり、庁舎の老朽化が激しく、また、防災拠点としての耐震性能は十分とは言えない状況でございます。また、消防職員が24時間体制で勤務する中においては、職場環境の配慮という面からも建てかえが必要であるとさまざまな場面で説明してきたところでございます。建てかえに当たりましては、今後、40年余り使用することになる庁舎でございますので、消防の将来像を見据えて、西予市に合った消防庁舎を建設しなければなりません。消防の将来像を考えるに当たりましては、南海トラフ上の地震など想定されている大規模災害に対応できるものであること、また、これからますます進んでいく高度化された消防用施設の整備に対応できるものであること。そして、今後の消防組織がどう変わっていくのか、広域化はどういうふう



どういう形で進展をしていくのかなどを見きわめる必要があると考えております。

ことし4月に総務省消防庁が、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を一部改正いたしました。平成30年度までの推進期限を平成36年度までに延長して、さらに、消防の広域化を推進するというようになっております。また、連携、協力というような新たな広域のあり方を推進すると発表しております。これらのことを鑑みまして、さまざまな立場からご意見をいただき、消防の将来像を見出して、その上で、庁舎建設のあり方を検討するため、庁舎改築推進委員会を設置するよう、現在準備を進めているところでございます。したがって、事業計画につきましては、この委員会からの答申を踏まえ、立案してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

佐藤議員。

**○7番佐藤恒夫君**

先ほど、検討委員会を進めているということでありました。この答弁の中に、検討委員会を立ち上げるということでしたが、時期的なもの、いつごろ立ち上げを予定されているかっていうのは具体的にお答え願えたらと思います。

**○議長**

佐藤消防長。

**○佐藤消防長**

検討委員会の時期についてお答えをいたします。

今年度5月30日に西予市消防本部等庁舎改築推進委員会設置要綱を制定いたしました。これに基づいて、現在委員の人選をしているところでございます。委員構成は市議会が推薦する方、地域住民を代表する方、西予市消防団が推薦する方など12人以内をもって組織することとしております。第1回の委員会を7月初旬までには開催をして、今年度中に答申書を提出し、基本構想に反映したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

佐藤議員。

**○7番佐藤恒夫君**

あと3点ほどちょっと具体的なことで質問させ

ていただけたらと思います。

建設場所、敷地面積等については、現在の消防庁舎の問題点というのは、耐震性が余り確保されていないということ、市内中心地ではあるが、敷地が狭く、訓練スペースが狭い、来場者の駐車場等が少ないということ。それで、現在地での建設は、私は困難ではないかと思えます。新たな敷地に建設することが効率的だと思われませんが、建設場所については、検討委員会で協議されると思いますが、具体的に、敷地面積等はどのくらいの広さが必要だと考えられていますでしょうか。

**○議長**

佐藤消防長。

**○佐藤消防長**

建設場所について、答弁をさせていただきます。

近年の消防庁舎の傾向というのは、大規模災害対策を想定して、それは他県からの応援消防隊の受け入れ施設、受け入れ拠点と、また、今後ますます進んでいくことが想定されるヘリ救急などのために、ヘリポートを併設できるような郊外の広い敷地に移転されていることが多い状況にあります。ちなみに最近建てられた久万高原消防本部のほうでは、敷地面積を1万平米とっております。また、愛南町消防本部につきましても6,000平米を超える敷地に建設をいたしたところです。現在の当消防本部庁舎は市街地の中心にございまして、大規模な敷地拡大は容易ではございません。広い敷地を確保するためには、郊外移転も視野に入れて進めなければならないというふうに考えております。これらのことにつきましても、委員会の中で検討させていただきます。答申内容に含めていく考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

佐藤議員。

**○7番佐藤恒夫君**

トップバッターで緊張して質問者の札を立てるのを忘れておりました。消防庁舎のことであると2点ほど、財源についてなんです。庁舎建設をするとなると多額な金額が必要となります。財源の確保も重要になってきます。合併特例債の延長が先ほども言われておりましたように、平成36年度に延長されたということで、有利な起債が使える

時期に建設をすべきではないかと考えておりますが、財源の確保はどのようにされるおつもりでしょうか。

**○議長**

佐藤消防長。

**○佐藤消防長**

財源の確保についてお答えをいたします。

市の防災拠点となる消防庁舎は、災害に強い建物でなければなりませんので、一般建物と比較すると、高額な費用が必要となります。この財源として想定しておりますのは、平成36年まで発行期限が延長された旧合併特例債、また、緊急防災減債事業債などでございます。ただし、緊急防災減債事業債の活用につきましては、他の消防との広域化、または連携協力といった一定の条件がございますので、今後の動向を見きわめて、財源の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長**

佐藤議員。

**○7番佐藤恒夫君**

先ほど緊急防災減債事業債の話がありましたが、これには条件がありますので、この緊防債を使用するには広域化をしなくては使えないと思います。総務省消防庁では、消防広域化を推進をしていますが、愛媛県では進展はしていません。西予市においては、前三好市長が積極的に広域化に取り組み、問題解決に向けて協議することを要望をされておりました。平成21年には愛媛県を1ブロックとしての協議、平成23年には南予1ブロック、南予を一つに一つという協議、平成25年には南予でも、北部での協議を提案をされております。いずれも検討会は中断をしております。また、三瓶町における常備消防体制の見直しについても何も協議されない状態が続いています。西予市においては、相手とのキャッチボールができない状態が長く続いているわけです。消防広域化、三瓶町の消防体制見直し、協議の再開を待っていても問題解決はできません。

そこで、西予市単独での消防体制の整備、庁舎建設を望むわけですが、先ほどの答弁を聞いておりますと、合併特例債の期限が延長されたことで、急ぐことはなく、平成36年までに考えている

との答弁だったように思います。私は、消防庁舎建設と消防広域化等の諸問題を同時進行させていくことも可能ではないかと思えます。消防庁舎建設は大規模災害発生時の防災拠点の役割もありません。災害発生時には、南予地区の防災拠点として、また、西予市民の防災、消防、救急の充実を実現するために、西予市単独での消防体制の整備を進めるべきではないかと思えますが、市長はどのような考えでしょうか、お聞きをいたします。

**○議長**

管家市長。

**○管家市長**

佐藤議員の消防の広域化と庁舎建設の時期についてのご質問について回答させていただきたいと思えます。

広範囲にわたりまして、ご質問をいただき、また、ご提言をいただきありがとうございます。佐藤議員が言われましたように、消防庁舎の建設計画は、前三好市長のときから検討を重ねてきております。三瓶町の常備消防体制、そして広域化、特に最初は、愛媛県、そして南予、そして八西地区を中心とする一部というふういろいろなトライを西予市としては行ってきたわけでございます。そういうことを含めて、将来の展望を見据えながら進めるべきとの判断から、慎重に計画を進めている状況にあるのが今の状況であると思っております。私は広域化が進まない理由の一つとして、物事にはメリット、デメリットというものがありますが、デメリットに対する不安が多いのではないかなと思います。それであれば、デメリットばかりを考えるのではなく、互いにメリットのある業務のみの広域化を実施することも考えなければいけないのではなからうかなと。その一つとして考えられる方法として、それぞれの消防単位で行われております119番の受付業務を1箇所を集めて共同で実施する方法などが、これ一つの例として挙げられるのではなからうかなと、そのように思っています。このシステムというものは近年いろいろな機械の整備で充実をしております。反面、巨額の費用もかかりますし、ある程度の期間になりますと更新も必要になっております。例えば農業で例えますと、大型農機を複数の農家が共同購入して効率化を図ると、そういうようなものに似ているんじゃないかなと思うわけでございます。

が、膠着状態となっております消防の広域化問題や三瓶町の消防体制の問題解決に向けて、近隣消防に提案、そして協議を行う、呼びかけを行う、そういう機会を作り、方向性を定めたいと今思っておりますとでございます。庁舎の建てかえにあたっては、先ほどから言われておりますように合併特例債が36年まで、そして、広域の分につきましても、緊急防災減災事業債が使えます。先ほど申しました共同での119番の受付業務などもそれにあたると思いますので、そういう期限の範囲内で早急に進めることといたしまして、想定できる共同業務がスムーズに実施できるよう計画を立案していきたいと考えておりますとでございます。市議会の皆様方には、ご心配をおかけしておりますけれども、今後ともご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

**○議長**

佐藤議員。

**○7番佐藤恒夫君**

西予市単独での消防庁舎建設に当たっては、災害発生時の南予地区の防災拠点としての役割を果たすことが本当に重要になってくると思えます。今後、広域化の話が再開した場合にも対応できる機能を有した消防庁舎建設を望み質問を終わります。

**○議長**

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時50分）

**○議長**

再開をいたします。（再開 午前10時00分）

次に、3番宇都宮俊文君。

3番宇都宮俊文君。

**○3番宇都宮俊文君**

改めましておはようございます。議席番号3番宇都宮俊文です。一問一答で質問したいと思っておりますので、よろしくお願います。

冒頭に議長様よりご挨拶ございましたが、本日は明浜町の区長会の皆様初め、大勢の方来ていただきましてまことにありがとうございます。それでは本題に入りたいと思えます。

今回は、循環型社会の構築についてをテーマに質問させていただきたいと思えます。循環型社会とは、ということで、20世紀は大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムのもとで成り立って

いました。その中で、私たちは、たくさんの方に支えられた大変便利で豊かな生活を送ってきました。しかし、その一方で、地球上の限りある資源やエネルギーを大量消費するとともに、大量のごみを生み出し、天然資源の枯渇、環境破壊、廃棄物処分場の不足などさまざまな問題に直面しています。これらの問題を解決するために、私たちは、これまでのライフスタイルや経済活動など、社会活動自体を根本的に見直す必要があります。そのときに私たちに求められるのが循環型社会づくりです。循環型社会とは、廃棄物等の発生を抑制し、また、そのうち、有益なものは資源として活用し、また適正な廃棄物の処理を行うことでもあります。それによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のことです。循環型社会を実現するには、私たち一人一人が毎日の生活の中で、リデュース、ごみを出さないようにする。リユース、繰り返し使う。リサイクル、使ったものを資源として再利用する。ちょっと私、片仮名が苦手なもんで日本語つながりましたが、簡単に言えば、ごみを出さないで使ったものは資源化する。そして繰り返し使うということとでございます。この立派な文章、残念ながら私が考えてものではありませんで、群馬県のホームページから引用させていただきました。これについてある程度西予市に合ったやり方があるんじゃないかなということで私、提案させていただきたいと思えます。それから先ほど佐藤議員からもごみについていろいろな質問ありましたので、重複するところがたくさんありますので、その分は割愛させていただいて、私は、公共施設から出る例えば学校給食、それから保育所、福祉施設等から出る生ごみの処理に関する質問をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願います。

では、その施設から出る量と処理費用をお尋ねしたいと思います。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

宇都宮議員から公共施設から出るごみの量と処理費用についてご質問がございました。

現在、西予市の学校給食センターは議員もご存じのとおり、せいよ西学校給食センターと三瓶学校給食センターの二つの施設で運用をしております。

す。せいよ西学校給食センターの生ごみを含めた可燃ごみの総量は、平成29年度で1万810キログラム。処理費用、焼却のみではございますが、32万2246円であり、八幡浜南環境センターで焼却をしております。三瓶学校給食センターは、業務用生ごみ処理機を設置し、生ごみを堆肥化しております。年間に500キログラムの堆肥をつくり、学校の花壇等に肥料として提供をしております。福祉施設につきましては、市営の保育所6施設、幼稚園2施設の実績ではございますが、生ごみを含めた可燃ごみの総量は推計で約4,600キログラム。処理費用は13万7126円であり、同じく八幡浜南環境センターで焼却をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

### ○議長

宇都宮議員。

### ○3番宇都宮俊文君

ありがとうございます。先ほどの続きなんですけど、西予市の場合ということでお手元の資料に簡単な図を書いております。どういう考え方をするかといえば、当然家庭からごみが出ます。さっき言った公共施設からもごみが出ます。このごみをどう処分するかだということだと思います。家庭ごみについては当然仕分けとかなかなか大変な部分があるんで、せめて公共施設から出るごみはちゃんと堆肥にして、それを堆肥化したものを農家が使い、その堆肥を使った農家のものを西予市で利用する、こういうサイクルが西予市ではできると思います。幸いにも指定管理施設、野村町それから城川町に立派な堆肥場があります。ここには攪拌機のついた、多分全国でも珍しいぐらい立派な施設があります。ただこれが、牛糞、豚糞の処分にしか使われていない。これがやっぱり、この点が私はちょっとおかしいかなと思います。せっかく、この場所があるのであれば、さっき言った公共施設から出るたったのわずか15トンです。これを豚糞の中に入れば、牛糞の中へ入れば、十分堆肥できます。私も農業しておりますんでそれぐらいのことは多少わかるんですが、そういうことで、ただ対象の目的が、牛、豚だけのためではなしに、もう少し広い意味で活用できることは間違いないと思うんで、せめてそれだけでもすぐに取り組んでいただきたいと思います。それから、それができ出したらもう少し広げてもらって、例え

ば民間のスーパーであるとか、老人ホームもありますんで、そこら辺まで広げて少しずつでも、生ごみを金をかけて処分するのではなく、利用する、これ産業廃棄物として多分業者は出してるんですが、このお金で堆肥にすれば、一石二鳥だと思いますので、これは本当に、全国でも珍しいと思います、これができれば。そういう取り組みをぜひやっていただきたいと思っております。有機物を入れることによって堆肥もかなりよくできます。ただふん尿だけでは発酵も遅れますし、そういうこともありますんでよくまた調べていただいで、どれぐらいなごみを入れて良い堆肥ができるのか。それから多分堆肥が今余って処分ができないという状況もあろうかと思うんですが、やはりこれも、その経費でなるべく堆肥を安く農家に使ってもらおうというふうなやり方も一つは考えてはいいんじゃないかなと思います。補助金を出すと一緒でございますんで、そういう使い方をして西予市内で農家も食べる人も行政側もみんながそういう意識を持ってもらうことが大事ではないかなと思っております。

それについて市として、今の段階でどのようにお考えになっているかお答え願います。

### ○議長

藤井生活福祉部長。

### ○藤井生活福祉部長

宇都宮議員のご質問にお答えをいたします。

先ほども申しましたが、学校給食センターや市営の福祉施設から出る生ごみの量は、議員もおっしゃるとおり、わずかではございますが、畜産、酪農家との提携での堆肥化については、個別農家との提携において生ごみの搬入や堆肥化施設、堆肥利用、農畜産物への付加価値など双方にメリットが出る方法を見いだせば実現可能ではないかと思っております。畜産堆肥については、農家での処理ができない状況から堆肥センターで処理していること、酪農家については、飼養形態からそれすらできない現実もあります。生ごみの堆肥センターへの投入も検討の一つであります。搬入時の条件、また、できた堆肥の活用など、大きな視点で循環型社会づくりの中で確立していく必要があるかと考えております。議員ご指摘の資源の循環に合わせ、経費や副産物の有効活用などが地域内で経済循環につながればすばらしいことと考えてお

りますので、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

### ○議長

宇都宮議員。

### ○3番宇都宮俊文君

ありがとうございます。早急に検討していただきたいと思います。私の家では、当然明浜なんですけど、魚の頭とか骨は海に捨てます。ただ、昼間捨てますと議員が海へ捨てよと言われるんで、夜中にそこっと捨てるんですが、ただ、この考え方ここで言うと批判されるかもしれないんですが、やっぱり、ごみではない、海にあったものを海へ戻すというのは、これ捨てるのではなしに戻すわけで、これによって有機物になるわけですから、やはりそこら辺は十分意識してもらって、それは行政側からは海へ捨ててくださいとは言えないと思うんですが、そういう捉え方をさせていただいて、特にミカンの皮とかスイカの皮、野菜のくずなんかは逆に畑持って行って、これも言葉をよくすれば、返しているということでございますんで、みんながそういうふうに取り組んだらかなり量は減ると思います。それから例えば卯之町、野村とか町なかの人に限っては何ですか堆肥の処理機、生ごみ処理機とかありますんで、それも西予市のほうで補助があるということでございます。これもやはり、聞かないとわからないことで、やっぱりそういう啓蒙をさせていただいて、一人一人がごみを減らしてもらおう努力をしていただきたいかなと思っておりますが、その辺の細かい対応についてもう一度説明願います。

### ○議長

藤井生活福祉部長。

### ○藤井生活福祉部長

家庭ごみや公共施設のごみの削減についてお答えをさせていただきます。

先ほど議員もおっしゃいましたように、市では、各家庭の生ごみの堆肥化につきまして、生ごみ処理機（容器）購入のための補助に係る予算を計上しております。毎年度、市広報紙やホームページに掲載して周知をしておりますが、市内におります環境委員の皆様にもご協力をいただいで、補助を利用していただくよう呼びかけをお願いしているところでございます。佐藤議員のご質問に

もお答えしましたが、市民の啓発といたしまして、月々の可燃ごみ処理量を市ホームページに掲載し、数値化することで、ごみの減量につなげていきたいとも考えております。

現在建設中のせいよ東学校給食センターでは、およそ1日50キログラムの処理能力のある業務用生ごみ処理機を導入して、生ごみの堆肥化に努める予定としております。今後も家庭ごみ、公共施設のごみ削減に積極的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

### ○議長

宇都宮議員。

### ○3番宇都宮俊文君

ありがとうございます。私は原稿読むと詰まってしまうので、なるべく見ないで喋りたいと思います。

続きまして、経済の循環についてでございますが、市内でお金を回すためにはどうすればいいのか、やはり、公共事業をできるだけ市内業者に発注する、こういう仕組みがやっぱり大事ではないかなと思います。多少請負額が高くても税金になって返ってくる。それによって需要がふえ、人口も少しずつでもふえてくるのではないかなと。これは当然ではありますが、そういう感じを私は強く感じております。土木、土木は結構ほとんどが地元だということですが、建築に限っては意外と少ないのではないかなと思っております。ということで現在西予市における公共工事と物品購入の総額、それから市内業者への発注率は、それぞれの程度かお聞かせ願いたいと思います。

### ○議長

宗副市長。

### ○宗副市長

改めましておはようございます。ただいま宇都宮俊文議員からお尋ねのございました市内業者への発注率についてお答えをいたします。

公共工事の市内業者への発注率につきましては、平成29年度で入札を行い発注をしました土木や建築等の建設工事であります公共工事の総額は、40億8117万6000円となっております。そのうち、市内に本店を有し、市内業者として認定をしております業者への発注率につきましては、金額で31億4443万3000円となっております、発注率

は77%となっております。また市内に支店とか、あるいはその営業所のみを有する準市内業者も含めると、市内業者の発注率は金額ベースで90.6%という状況でございます。また工事以外で平成29年度に入札を発注しました物品購入は、総額で2億8112万3000円となっております。そのうち、市内業者への発注は、金額で1億646万5000円、発注率で、37.9%となっております。平成29年度より以前の公共工事の市内業者の発注率でございますけれども、これは準市内業者を除いたものであります。平成28年度は、金額ベースで78.6%、平成27年度が70.8%、平成26年度が67.7%、平成25年度は64.9%となっております。年々市内業者の発注率が増加をしているという状況でございます。また同じく、平成29年度より以前の物品購入のほうでございますけれども、この発注率につきましては、平成28年度は、金額ベースで35%、平成27年度は43.2%、平成26年度は41.6%、平成25年度は31.2%というふうな状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

宇都宮議員。

#### ○3番宇都宮俊文君

公共事業の地元発注率77%という数字、これだけ聞いたら高く感じられますが、先ほど私が思っておりましたように、多分土木工事が占める分が80%から90%ぐらいあるのではないかなど。それが地元であると。建築に関しては、20%台ぐらいではないかなど。はっきりした数字、私また把握はしておらんのですが、多分3割はない状態ではないかなど思っております。やはりこれこの数字をとりましても、やっぱり近隣市町村、例えば宇和島市、大洲市と比べても、ちょっと西予市は低いのではないかなど思っております。細かいところは、近々産業建設委員会のほうでも、勉強させていただきたいと思っております。例えば西予市産材、木を使うということになりますとやっぱり設計する段階で多少工事費が高つくたりすることはあろうかと思うんですが、やはり長い目で見て林業の活性化を図り、先ほどから言ってますように、雇用を確保するためにも、多少工事費高くても地元の業者にやってもらって、お金を回してもらって、こういう仕組みが大事ではないかなと思いま

す。細かい数字的なものは私あまり把握はしておらんわけですが、そういう考え方で多分設計に関してもそうだと思います。今までどおりの設計会社が設計して入札すれば、同じような流れで、例えば、松山市とか市外の業者が、当然落札するのは当たり前だと思うんですが、やっぱりそこら辺からの見直し、できる限りの見直しは大事ではないかなと思います。今までやっていたからそのとおりやるではなしに、やはり三好前市長さんの時からと言われておりますようにそういう考えで、職員、担当の職員の皆さんもどうすれば変えられるのかという意識を持ってもらって、少しずつでも地元の建築業、大工さん、土木建築屋さんが多く残れるような、また人が多く働けるような場所をつくっていただきたいかなと思っておりますが、それに関して市のこれからの方針、考え方ございましたらお知らせいただきたいと思っております。

#### ○議長

宗副市長。

#### ○宗副市長

ただいまご質問ございました今後の入札あるいは市内発注等への方針ということでございますけれども、まず、入札の際の予定価格につきましてご説明をしたいと思います。価格の適正な設定を行うために、市場におけます労務単価であったりまた、資材等の取引価格、また、施工実態を的確に反映した積算を行いまして、さらに適正な工期を前提としまして、最新の積算基準を適用しまして、適正な入札価格に努めているところでございます。また現在、公共工事の品質確保を図る観点から、ダンピング受注を防止するため、最低制限価格制度の活用を図るなど、適切な価格での受注を進めているところでございますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、市内業者への発注についてでございますけれども、議員ご指摘のとおり、経済の循環を考慮した公共工事の発注という側面から、都市に比べまして、加速して人口減少が進み、経済が縮小している中で、地域の経済、また雇用を支える市内業者の育成につきましては、西予市にとりまして大きな課題であり、重要であるというふうに認識をしてるところでございます。現在、市の入札に係る基準をまとめました「西予市入札制度」につきましても、市内業者を優先する基準を設けまし

て、それに基づき、競争性も配慮した上で、市内業者でできる事業は市内業者に発注できるよう受注機会の確保に努めているところでございます。今後におきましても、若者の雇用の受け皿として、また、災害時等の地域の安全、安心の守り手としての市内業者の役割などを十分に認識をしまして、さらに、地産地消でありましたり、また、地元業者の育成に取り組み、地域経済が維持発展し、また、好循環の社会となるように努めてまいりたいと考えております。ご理解をよろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

### ○議長

宇都宮議員。

### ○3番宇都宮俊文君

ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。やはり行政がやっていただくことによって、やっぱり市民の意識も変わっていただかないといけないと思います。例えば酒、たばこを買うにしても西予市内で買ってもらう、食事、買い物も当然市内です。それから、家を建てられる際には、やっぱり市内の大工さんを使ってもらおうという一人一人がそういう考え持っていて、みんなで助け合う地域を作らないと、それぞれが自分勝手に安いところ安いところばかり追いかけてネットで買ったりとか、松山のほう行って買い物したり飲み食いするのではなしに、やはりそこら辺思い出さしていただいて、行政とそれから市民とがこの西予市を支えていけたらなと思います。

続きまして、3番目ですが、エネルギーの循環についてを議題といたしたいと思ひます。

東日本大震災による福島第1原発事故以来、相変わらず日本政府は依然として原発を稼働しようとしていると私は思ひます。小泉元総理が提唱している、原発ゼロの考えは私は賛成でございます。ただ、やはりいろいろな状況、すぐにはそうにはならないのは当然わかっておることだろうと思ひますが、やはり100%安全という原発はないと思ひますし、これからやっぱりテロが起こるかもしれない。そういうことについて、西予市としても、やっぱり強い考えは持っていただきたい。ただ国の言われるような方針だけではちょっとおかしいのではないかなと、私は思ひていると

ころです。世界的に見ましてもドイツは既に原発はゼロになっております。特にヨーロッパ中心にあの中国、インドでさえも今自然エネルギーの建設がかなり進んでおるところです。やはり世界に遅れているのではないかなという感じが今ごろよくマスコミ等でも出ております。それから、伊方原発については、1号機に続いてことし2号機も廃炉ということを決断しまして、これは本当いいことだろうと思ひますが、それで今原発止まっても十分電力は間に合っている。それからこれ以上また、これから人口減少が進み、これ以上電力の消費は少なくなるとも思ひますし、ここに至ってまだ原発に頼らなければいけないのかなと思ひます。そうではなしにやはり、再生可能エネルギーの研究をもっとするなり、する政策が大事ではないかなと思ひます。特に再生可能エネルギー、太陽光なんかにしても、当初は高く買い上げていたのがだんだんだんだん安くしておる。これもやっぱり問題ではないかなと。本当にこれ進める気があるのかなという感じは私は受け取っております。

ということでございまして、市としての、30キロ圏内にある市としての対応はどのように考えておられるのかご質問いたします。

### ○議長

管家市長。

### ○管家市長

ただいま宇都宮俊文議員から伊方原発のあり方、そして再生エネルギーをもっと割合をふやさんといけんのやなかろうかというご意見につきまして、答弁をさせていただきますと思ひますが、先般、経済産業省がまとめました新しいエネルギー基本計画では、原発というものは、引き続き重要なベースロード電源と位置づけられております。そういう位置づけがある一方で、太陽光や風力などの再生エネルギーの主力電源化を進めるといことが盛り込まれており、2014年計画からエネルギーをめぐる情勢が変化していることは間違いないのではなからうかなというふうに私は感じております。

しかしながら、2030年に原発をゼロにということには今のところなっていない。再生エネルギーを22から24%、原発を20から22%とする発電割合の目標は、据え置かれたものであります。再生エ

エネルギーをめぐるのは、福島第1原発事故前の2010年には、たしか9.5%、10%を切っておりましたけれども、2016年度は14.5%となり、その割合は大幅に伸びているところであります。国においては、さらなる再生エネルギー主力化の実現に向けた安価な電気を供給できる仕組みづくりをはじめ、安定供給に向けた送電線の増強、そして、何とんでも蓄電池の開発といった課題解決への取り組みを私は加速していただきたいと考えております。

このような情勢の中で先ほど宇都宮議員が言われましたように、伊方の原発1号機に続き、2号機も廃炉が決定されました。市としては、以前から求めております原子炉の原則40年の運転期間の厳守等も考慮された上で判断をされたのではなからうかとお察しいたしております。

また、3号機におきましては、広島高裁の判決によりまして、2018年9月30日までの期限つきで運転ができない状況が続いておりますが、いかなる状況におきましても、引き続き、住民の生活のかなめとなります電力の安定供給に向けての一層のご尽力をお願いをしたいと、そのように思っております。あらゆる事態を想定した原発の安全対策を行っていただくよう、愛媛県及び重点市町とともに、この要望を引き続き行っていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

### ○議長

宇都宮議員。

### ○3番宇都宮俊文君

ありがとうございます。昭和40年代、オイルショック頃ですか。自動車でも、今のようなハイブリットとか電気自動車は多分想像されていなかったらと思う。その時分であれば世界中で、もうこのままいけばガソリン、燃料がなくなるといような流れでございましたが、今のように、本当に油を使わなくなった。車でさえあれだけ使わない。多分10年もすれば、全く使わないような車ばかりになるのではないかなと思います。ということで世界中で、やはりエネルギーの考え方はずっとずっと変わってきた。後10年すればホントかなり変わるのではないかなと思います。

それで西予市においても木質ペレットそれから

バイオマス、いろいろな取り組みをされておるとは思いますが、やはりこれもなかなか経費がかかって採算合わないのではないかなと思います。特に木質ペレット、前市長さんのときから取り組みされております。ただ単純に燃料として使うのであれば高くつきますが、やはり西予市の森林、そこら辺のことを考えますと全面的に採算が合わないから検討しない、これもやっぱりおかしいと思いますし、そこら辺、兼ね合いがございますが、できるだけやはり、新エネルギー、例えば今建設が進んでおります風力発電、それからメガソーラー等々も、これは民間でございますが、これについても、メリット、デメリットあるかと思っておりますが、やはりそれだけいい資源が西予市にもあると思います。特に風であれば山間部については結構風がありますし、太陽もありますので、その辺の市として、例えば民間とどのようなふうにやられていくのか、方針をお聞きしたいと思います。

### ○議長

酒井産業部長。

### ○酒井産業部長

宇都宮俊文議員の再生可能エネルギーに対する市の考え方について答弁をさせていただきます。

当市では、市の特性、資源などを考慮しました再生可能エネルギーの取り組みを行っております。市内公共施設を活用した取り組みといたしまして、市内7箇所に施設消費用の太陽光発電や企業との連携による市内7箇所の公共施設の屋根貸しなどによる太陽光発電事業も行っておりますのでございます。

次に、西予市木質ペレット製造施設では、林地残材を主としました木質ペレットの生産に組み込み、温浴施設ボイラーを初め、農業用ハウスボイラーや家庭用ペレットストーブへの活用が進んでいるところでございます。

そのほか、環境衛生課において、汚泥再生処理センターの建設時に検討をいたしました平成22年度に、汚泥再生処理センターへのメタン発酵システムの導入の検討を行いました。メタン発酵システムはガス燃焼による発電と副産物として液肥が製造されるわけでございますが、液肥を使用する農家が少なかったことや生ごみのみを収集する必要があるため、収集体制の抜本的改正や費用対効果を検討した結果、時間がかかることもあり、導



入を見送った経緯もございます。

風力発電やメガソーラーといった売電目的の太陽光発電事業につきましては、民間が実施する事業化を環境保全の観点から住民側にしっかり軸足を置きながら、監視する立場としておりますので、西予市みずからが、風力発電や太陽光発電の売電事業者になることは、現在考えておりません。

そのような中で市内における民間企業の動きといたしましては、新聞紙等でもご承知のとおり、宇和町野田の県道宇和高山線付近に8基の風力発電事業が進んでおります。また、城川町、野村町の高知県との県境付近に風力発電事業の計画がございます。

今後、これまでの取り組みを踏まえながら、県下最大の畜産団地でもあることから、畜産バイオマス発電を含め、農林漁業等廃棄物など、地域の資源や特性を生かす再生可能エネルギーの利活用を検討するなど、関係機関と連携をした調査やいろんな新技術の情報を収集しながら、研究をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

## ○議長

宇都宮議員。

## ○3番宇都宮俊文君

ありがとうございます。近い将来、原発に頼らない平和な世界が構築できるよう願っておるところでございます。けさほどの愛媛新聞にちょうど原発のこと出ておりましたが、やはりしっかりした意見もこれから出していただいて、特にある以上、今できることと言えば、避難にかかわる道路整備が必要だろうと思っております。30キロ圏内、三瓶町から明浜町にかけて本当に狭い道路があります。ここをもっと今からは強く強く要望していただいて早く道路を、せめて2車線の道路を、つけていただくこと、またそれに伴って避難ができるルートを確保していただくことが今の課題ではないかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

それでは最後の質問に入りたいと思います。今までのところをまとめまして、今後の西予市の方針についてということで質問いたします。

海拔ゼロメートルから1,400メートルまでであるこの地を生かすためには、やはり行政と市民の皆

さんが知恵を出し合って、前向きな考えでかつ地域循環することが大事ではないかなと思っております。今、いろいろ町から人を呼ぶ政策あるかと思っております。ただ、目的なしに来てもらったってこれは意味がありませんので、やっぱり目的を持って本当に西予市に住みたいという、こういう人達を呼ぶことも大事ですし、やはりそれ以前にいつも言っておりますが、一次産業を活性化して若い後継者を育てる、育つ環境をつくるのが、1番ではないかなと思っております。余り私は後ろ向きなことを言いたくありませんので、少々人が減っても少数精鋭でいけばいいのではないかなと思っております。もっともっと本当やっぱりこの50代、60代の人たちが、意欲を持って若い子たちを育てないと育たないと思っておりますし、やはり行政も会社も一緒ですし、できないことをできないいではなし、できるようにやるやり方を探っていけば、もっともっと前向いていけるのではないかなと思っております。いずれにしても、例えば全国でどこもやってないことをやるとか、他所がやるから仕方なしやるのではなしに、そういう対応をしていただきたいと思っておりますし、ジオのことにしたってなかなか進んでないと思っております。これをやっぱりジオで人を呼んでお金を落としてもらおう。ちょっと話ずれますが、例えば観光協会にしてもそうだと思います。ただ、補助金をもらって運営するのではなし、それを利用して人を呼んでお金を落としてもらおう、こういう仕組みがまだできるのではないかなと私議員なって2年間つくづく思うところがございます。

本当に話それるんですが例えば、れんげまつりとか、5万人ぐらいの人がこられるそうでございます。この人たちが、5万人来られる内、例えば1万台の車が来るとしたら、田んぼのあぜ道全部がとめられております。これを少しでも200円でも300円でも駐車料金を払ってもらおう、駐車料金を払えと言うとまたいろいろ規則、規約がありますんで、例えば理由を付けて、農家の皆さんのあぜ道を使わせてもらっているんで、協力してくださいとか、そういうやり方が実際あるかと思っております。200円たった200円ですが1万台集めたら200万なります。そういう感じで今のやっぱり補助、管理委託してるとこもそうなんですが、意外と出しっ放しで後どうなってるのか検討されてい

ないような気がします。これからいろいろ気がつくところ私なりに言わしていただいて、本当にやっぱり西予市がお金を有効に使っていけるような市になっていただきたいと思います。その辺について市の見解を求めます。

#### ○議長

管家市長。

#### ○管家市長

ただいま宇都宮俊文議員から西予市の今後の方針、人口減少という現状の中で今後、産業・経済の発展に向けてどう考えるのかというご質問でありましたけれども、西予市の今後の政策についてお答えをさせていただきたいと思います。

近年、西予市人口減少がしております。合併時、4万7000の人口が今3万8500を切ろうとしている現状でございます。人口減少やそして高齢化率、65歳以上の高齢者の方が42%という高齢化社会、これ、西予市だけではなく、全国、今のところそういうふうに進んでおまして、人口減少が地域経済の縮小を呼んで、その地域経済の縮小がまた人口減少を加速させるという負のスパイラルを回避したいということで、西予市は、地方創生、国が言っております地方創生に呼応しまして、平成28年3月に「西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しております。この戦略は、総合的かつ計画的な市政運営を図るとともに、地域経済の活性化と人口減少の緩和に努めるという目標で、2020年東京オリンピックの年でございますけれども、このときに、人口を3万8000に維持したいと。そして、市内総生産額、今大体1000億円ぐらいですが、これを900億円に維持することを目標に今事業を推進してるところであります。

地域の経済情勢を把握する一つの指標として、有効求人倍率がございます。2018年、ことしの5月29日に厚生労働省が公表しました4月の有効求人倍率は1.59倍と過去最高でありました。この西予市が位置しております八幡浜管内においても1.6倍と非常に高い水準となっております。新卒者や転職者にとっては仕事の選択肢が多くなるため、売り手市場と言われている現状がございます。そのために西予市では魅力ある地域づくり、そして人づくりとあわせて魅力ある企業づくりを行うことで、若い人材の確保や産業の活性化につ

なげることが必要であると考えております。これを達成するためには、四国西予ジオパーク等の魅力や潜在力を再認識しつつ、地域経済を最大限に活用して、やはり稼ぐ力を向上させることが必要であります。

先ほどれんげまつりのことを例に挙げて言っていたいただきましたけれども、そういう視点を我々は持たなければいけないと改めて感じた次第であります。

また、少子高齢化によりまして、労働人口の減少がこのままいくと、今後も進んでいく、やはり10年、20年という今の人口を基にして推移を西予市の推移を考えなければいけない。その中で、一つとして、国籍不問の労働者としての優秀な人材確保についても検討しなければいけないと私は思っております。

西予市といたしましては、農林水産業や商工業など異業種間の連携を強化しまして、それぞれが適切な役割分担のもとで、利益を生み出し、地域雇用に結びつけまして、市内産業、経済の発展、維持に努めていきたい、そのように考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

宇都宮議員。

#### ○3番宇都宮俊文君

ありがとうございます。今、市長さんのほうから労働者のことを今ちょっと出ましたんで。うちもミカンづくり、当然やってるんですが、息子とそれからベトナムからの研修生がおります、1人ですが。私たちの地域で20名ぐらいなベトナムとフィリピンからの研修生おります。前回は言ったと思うんですが、彼らは本当に素直で、よく働いてくれると言ったらおかしいんですが、よくやってくれます。やはりこういう考え方もこれから持たないと田舎で人がおらないから何もできない、こういう状態が特に野村、城川の山間部のほうでも多いと思いますんで、そこら辺また市のほうでも取り組みがあるんであればぜひやっただいて、また農家も人を雇うということは経営感覚も持ってもらわないとやれない事ですので、そこら辺ぜひこれからお願いしたいと思います。

少し質問内容からそれましたが、ご容赦いただいて、以上で質問を終わらせていただきます。あ

りがございました。

**○議長**

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時51分）

**○議長**

再開をいたします。（再開 午前11時05分）

次に、4番加藤美香君。

4番加藤美香君。

**○4番加藤美香君**

おはようございます。議席番号4番加藤美香です。

本日は議長より一般質問を許可されましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

きょうは西予市の相続登記未了土地等について、複合保育施設スマイル保育園について、二元代表制について、この3点を分割質問させていただきます。

まず初めに、西予市の相続登記未了土地等について質問いたします。今日の相続登記未了土地、所有者不明土地問題は、東北の震災後の復旧工事をする際に、土地の登記名義人が数十年前に亡くなったままとなっており、相続人がわからない土地、所有者がわからない土地が多くあり、この問題が顕在化することになりました。この問題の原因には、相続の仕組みと不動産登記法の相続登記が強制的でなく、任意になっているという法律上の問題と、田舎においては地価の下落傾向が長く続くこと、特に農地や山林については、その価値の下落は深刻という経済的な現状もその原因になっております。西予市においても相続登記未了土地、所有者不明土地問題が生じていると思われませんが、このまま放置しておりますと、震災などの大規模災害が発生すれば、東北同様に必要な土木工事の大きな支障となることは推測ができ、相続は今後も重なっていきますますます困難になっていきます。

また、この問題は、民間の産業面から見た場合にも、西予市の主たる産業である農業や林業においても、これからは面積的に大規模な経営を進めることで、生産効率を高めて競争力を強くすることが必要ですが、その場面でも土地所有者の承諾や土地売買のためには、土地所有者の特定が前提となり、所有者不明の土地であれば産業育成にも障害となってしまいます。この所有者不明土地問

題には、冒頭に述べたとおり、法律上の問題点もあり、西予市だけで解決することは難しいことですが、この問題の現状を具体的に把握するために、固定資産課税台帳の情報を精査し、整備した上で、政府に対して、その対策を求めていくべきではないでしょうか。

最近、この問題につきましては、さまざま報じられており、2020年までに法改正を行うとも聞きます。政府も対策に動き出しているようです。

そこで、お伺いいたします。現在西予市が把握している相続登記未了土地、所有者不明土地はどの程度あるのか。

2点目に相続登記の促進や所有者の特定のための対策はどのようなことを行っているのか。また、その成果を得られているのか、お伺いいたします。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

改めましておはようございます。ただいまの加藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、当市におけます相続登記未了土地、または取得者不明土地の現状についてのご質問でございますけれども、加藤議員のご質問の中にもありましたように、西予市はもとより、全国的に所有者の把握が困難な土地が起因として、公共事業用地の取得、農地や林地の集積、集約化を阻害し、円滑な事業実施ができなくなるなど、土地の適正管理を進める上において、大きな障害となつてございます。このような状況の中、議員も先ほど、述べられておりましたけれども、本年5月11日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立をいたしまして、所有者不明農地につきまして、固定資産税を負担している者等、相続人の一人が農地中間管理機構に貸し付けできる制度が創設をされております。

6月1日には、所有者が不明な土地の解消に向け、実態を把握するための地籍整備を加速させ、当機関には所有者を特定する調査権を付与、現在は任意でありますけれども、相続登記の義務化を検討するなど、2020年を目標に法改正を行う方針が示されたところでございます。さらに、今朝の報道にもありましたように、所有者不明の土地を有効利用するため、都道府県知事の判断で、公

益目的に使えるようにする特別措置法が昨日の参議院本会議で可決し、所有者不明土地の解消に向け、また一歩前進したところであります。

さて、西予市の現状でございますが、平成30年1月1日現在、西予市全体の筆数37万392筆のうち、相続登記未了土地を相続人が管理しております土地の筆数が、5万9385筆あり、全体に占める割合は16%となっております。また、平成28年7月1日の調査で、農家台帳に掲載をされた農地11万6728筆のうち、相続登記未了土地の筆数は1万5535筆で13.3%となっております。

次に、相続登記を進めるための取り組み及び成果についてのご質問でございますけれども、当市におきましては、死亡届出後の手続に親族の方が来庁された際、後になるほど登記手続が難しくなるということを説明をいたしまして、相続登記促進のための広報用リーフレットを窓口で配布するなど、相続登記の推進に努めているところではございますけれども、思うように進んでいないのが現状でございます。市といたしましても、先般開催されました四国市長会におきまして、相続未了による所有者不明土地の解消に向け、手続の簡素化や不動産登記の義務化など、制度の見直しを国に要望したところであり、今後は、さらに国の動向を見守りながら、行政でできることを進めてまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

加藤議員。

#### ○4番加藤美香君

今の部長の答弁におきまして、西予市においてもたくさんの相続登記未了土地があるということですが、現在の時点では、所有者情報が重視されているものとして固定資産課税台帳があると思いますが、その固定資産課税台帳などで西予市が把握している納税者に関する情報を個人情報関係もありますが、一定の条件を定めて一般の方々に提供できる取り組みができないものか、お伺いいたします。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

ただいまのご質問にお答えをいたします。

現在の法律のもとでは、納税者情報を第三者に提供するということはできないこととなっておりますけれども、先ほども述べましたけれども所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の整備が進めば、地方税法第22条で定められております、秘密漏えいに関する罪に抵触することがなくなり、税務課以外の市役所内部での利用が可能となります。これにより、公共事業がスムーズに行えるようになると考えております。

しかしながら、一般市民の方々が、一定の条件を定めて情報を得る方法といたしましては、現状どおりでありまして、納税義務者、納税管理人、あるいは死亡した納税義務者の相続人、これらの方から委任された方であれば、固定資産台帳兼名寄帳に記載しております内容につきまして、閲覧や証明書の交付を申請をすることができることとなっております。そういうことでこの制度を利用いただくことになろうかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

加藤議員。

#### ○4番加藤美香君

今の部長の答弁につきまして、今、政府も相続登記未了土地問題、所有者不明問題についての解消に向け動き出しているようですから、西予市も積極的に取り組まれて、政府に問題点を挙げていかれることを期待いたします。今後は、これがマイナンバー制度につながっていくことだと思っております。

次に、複合保育施設スマイル保育園についてお伺いいたします。本年4月より、西予市民病院隣に、事業所内保育と病児保育の複合保育施設スマイル保育園が公立の保育園として開園いたしました。昨年の6月の一般質問の際、担当部長の答弁で、事業所内保育の目的を市民病院に勤務する医師、看護師、検査技師など医療事務スタッフの育児、保育環境を充実することにより、広く優秀な人材を確保することを目的の一つとしているとの説明を受けました。病児保育の目的については、子どもがインフルエンザ等の感染症になり、保育園に行くことができないが、親も仕事を休むことができない場合に、安心して子どもを預ける環境を整備することにより、子育てするなら西予と言われる子育て支援環境を重視することだとの説明

を受けました。

そこでお伺いいたします。複合保育施設スマイル保育園が開園した現在の状況と今後の課題等があれば、あわせてお聞きいたします。

#### ○議長

山岡医療介護部長。

#### ○山岡医療介護部長

改めましておはようございます。加藤議員からご質問のありましたスマイル保育園の現状について答弁をさせていただきます。

事業所内保育につきましては、ゼロ歳から2歳までの乳児、幼児を対象に、各年齢5名、合計15名の定員としております。事業所内保育の入所児童には、病院職員の子どもに加えて、地域枠という、定員4名を設定し、西予市内の方であれば、利用できることとしています。5月末の現在の入所児童数は、職員枠1歳児が2名、2歳児1名、合計3名。地域枠が1歳児1名で、全体で4名となっております。職員枠を利用している看護師においては、事業所内保育施設が整備されていることによりまして、市民病院を子育てのために退職することなく、予定よりも早期に仕事復帰するという事業効果もあらわれているところでございます。また、夜間勤務する職員の子どもを預かる夜間保育を週1回行うこととしております。まだ利用はありませんが、今後、夜間勤務をする職員の子育て支援につながるものというふうに考えております。

次に、病児保育につきましては、国が定める子ども子育て支援施策の一つでありまして、保護者が就労等により、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、また、病気の回復期までにおいて、集団保育が困難なときに、隔離された保育室で一時的に保育を行うものがございます。病児保育施設の定員は1日6名と設定し、祝日を除く、月曜日から土曜日までの午前7時半から午後6時の間、生後6箇月から小学校6年生までの市内の児童が利用できることとしております。5月末現在、事前の利用登録者数は61名となっております。また、利用状況は、利用実人数18名、利用延べ人数は29名というふうになっております。延べ利用の約3分の1が医療職であります。また、市内の保育園、学校等で子どもが体調不良となった際、看護師または保育士が保護者のかわりに保

園等へタクシーで迎えに行きまして、市内の協力医療機関で診察を受けた後、保護者が迎えに来るまで病児保育室で一時的に預かる送迎サービスを行うこととしております。

課題といたしましては、事業所内保育については定員が15名となっておりますが、現在の利用者は4名にとどまっております、利用率の低さにあります。利用率が低いことにつきましては、4月に開設、スタートしたばかりで、利用率の向上にはもう少し時間をいただきたいというふうに思っております。

また、市民病院の看護師においては、この先5年間で14名が定年退職予定となっておりますが、計画的に職員採用をすることが喫緊の課題となっております。市民病院には、職場のすぐ隣に子どもを預け、安心して働ける環境が整えられていることを市内外にPRして、事業所内保育の利用率を上げることで、子育て世代の看護師や若い優秀な医療スタッフを増加させることにつなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

加藤議員。

#### ○4番加藤美香君

今まだスマイル保育園の入所者が少ないというご答弁でしたが、今後はどのような方法で具体的にスマイル保育園をアピールしていかれるのか、お伺いいたします。

#### ○議長

山岡医療介護部長。

#### ○山岡医療介護部長

議員のほうから、どのように利用率を上げていくか、アピールしていくかというご質問にお答えをいたします。

国と県の給付、運営補助を受けている公立病院の事業所内保育は、昨年4月時点では全国に2例で、その内市内全域を対象とした病児保育を併設しているのは1例しかなく、西予市がいかに子育て世代が安心して働ける環境づくりに力を入れているのか、そういったことも含めた施設のPRを広報せいや市及び市民病院のホームページへの記事の掲載、また西予ケーブルテレビでの放映、そのほか市内保育所、小学校等を通じて保護者への利用案内等のほか、県内

15箇所の医療職養成機関等へ出向いての看護師募集の広報活動などを行い、市内外にアピールするよう進めておりますが、引き続き、あらゆる方法を検討、実施して、施設の利用率を高め、医療職員の確保のほか、子育て世代の支援や移住、定住促進にもつなげてまいりたいと思いますので、議員各位、市民の皆様のご協力をお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

加藤議員。

#### ○4番加藤美香君

早い時期に、複合保育施設の目的が達成できることを期待しております。

最後に、二元代表制について質問いたします。地方自治体では、市長と議会議員がともに、直接住民選挙によって選ばれ、自治体運営に当たっており、そのことを二元代表制といいます。この二元代表制について伺います。

国会では、政府の意思決定過程において、不正が疑われる要素があるのではないかと、昨年来、延々と質疑が続いていることは、連日報道されているとおりであります。国会議員らは、政府行政機関に対して、意思決定に係る書面の開示を求めると、既に廃棄したとか、削除してないとか、そもそも作成していないなどとして、開示をしないでしたが、次第に各種書面の存在が明らかになる中、文章の改ざんも発覚し、混迷を深めております。ここで最も問題として深刻な点は、行政に対する信頼の失墜だと考えられます。

そこで、我が西予市においては、信頼に足る行政執行がなされていると言えるでしょうか。西予市においては、平成23年に議会基本条例を制定し、公平、公正、透明な議会運営及び開かれた議会づくりを推進し、市民への情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求めるなどを目指しました。これも二元代表制の基礎として制定されたものです。執行機関と議会は、独立対等の立場でそれぞれ協力と緊張の関係を適切に構築することが、あるべき地方自治体運営の姿ですが、基本条例制定から7年が経過した今、果たしてどの程度が達成されているところか疑問に思うところです。

さて、議会が承認、可決して執行された結果

に、誤りや損害が発生した場合には、行政機関ばかりでなく、その執行を可決した議会にもその責任を問われるのは当然です。しかし、議会において、その責任を問われるだけの議論がなされているのでしょうか。議論がなされていないならば議会側の反省すべき点ではありますが、執行機関たる行政側からの情報提供がタイムリーになされることがなく、結果報告の段階になって、議会に出されているのが現状ではないでしょうか。行政側の計画を早期の段階で議会に提供する具体的な仕組みづくりが必要だと考えます。そして、議会は提供された情報を市民と共有することで、議会基本条例の目的達成に近づくことができるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。二元代表制の面から、その達成の度合いと今後の取り組みをお伺いいたします。

#### ○議長

管家市長。

#### ○管家市長

ただいま加藤議員から二元代表制についてのご質問がありました。

この件につきましては、以前から複数回、一般質問をいただいておりますが、直近では28年の第2回の定例会におきまして、小野議員からいただいております。時期を得て二元代表制に関する質問をいただくことは、議会と行政部局の双方が、その本旨の確認を行い、点検見直しができるよい機会であるのではなかろうかなと思っております。二元代表制の本旨につきましては、先ほど議員のご質問の中でふれられているとおりでありまして、この点につきましては論をまたないところではないかと思えます。

市の議会基本条例では、二元代表制の意義を踏まえ、議会に関する基本事項を定め、議会及び議員の役割、行動指針等を明らかにされているところでありまして、その中で、議会及び議員と市長等執行機関との関係の章におきまして、市長による政策等の形成過程の説明の定めがあり、市は、議会からの求めにより、政策等の背景や経緯及び内容について明らかにすることが定められております。市行政部局といたしましては、その趣旨に沿った形で、重要または、必要と判断した事案につきましては、行政報告会等を開催しまして、政策

及び各種計画等に関する情報提供を行っているところであります。基本条例で目指す議会と行政部局のあるべき姿につきましては、一定程度の達成はできていると私は認識をいたしております。

先ほど、情報提供がタイムリーになっていない、結果報告になっているとのご指摘でございますが、行政報告等での情報提供の時期や内容につきましては、事案の進捗状況や関係する個人または法人への配慮も必要となることから、そのタイミングも慎重に期さなければならぬ場合もございますので、その点につきましてはご理解をいただきたいと存じます。その上で、施策として重要なもの、あるいは大型予算を伴うものにつきましては、可能な限り経過及び進捗状況等の説明の場を適時設けさせていただきたいと考えております。

二元代表制の本旨に基づく議会と行政の健全なバランスを維持し、基本条例の目的である市民の付託にこたえ、豊かなまちづくりの実現、これに努めてまいりたいと存じているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

加藤議員。

#### ○4番加藤美香君

今の市長のご答弁で、行政が重要と判断されたものについては、行政報告会など行って情報提供を行っているというご答弁でしたが、少し回数が足りてないのではないかと思います、その辺はいかが思われるのでしょうか。

#### ○市長

管家市長。

#### ○管家市長

報告会の回数、頻度及び対象の事案数をふやすことは可能ですかというご質問であったと思いますが、その事がどの程度が妥当で適切であるかということが一つ課題となると思います。その点につきましては、まさに、二元代表制の基づく議会と行政の関係、また、それぞれの機能にもふれることになると考えますので、協議をさせていただき、一定のルール化も必要になるかなど、そのように考えている次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

加藤議員。

#### ○4番加藤美香君

議会と行政側の相互の情報提供について、早く一定のルールを設け、透明性のあるまちづくりを行えるよう期待いたします。また、次の機会に質問させていただきます。

以上、一般質問を終わります。

#### ○議長

以上で本日の一般質問を終結といたします。

あす6月8日は午前9時より、引き続き一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会といたします。

散会 午前11時34分

第 3 日

6月8日（金曜日）



平成30年第2回西予市議会定例会会議録（第3号）

- |              |           |               |           |
|--------------|-----------|---------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成30年6月8日 | 野 村 支 所 長     | 土 居 眞 二   |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場   | 城 川 支 所 長     | 篠 藤 義 直   |
| 1. 開 議       | 平成30年6月8日 | 三 瓶 支 所 長     | 中 須 賀 敏 幸 |
|              | 午前 9時00分  | 消 防 本 部 消 防 長 | 佐 藤 克 也   |
| 1. 散 会       | 平成30年6月8日 | 総 務 課 長       | 山 住 哲 司   |
|              | 午後 1時57分  | 財 政 課 長       | 宇 都 宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員   |           | 監 査 委 員       | 正 司 哲 浩   |

- 1 番 宇 都 宮 久 見 子
- 2 番 信 宮 徹 也
- 3 番 宇 都 宮 俊 文
- 4 番 加 藤 美 香
- 5 番 中 村 一 雅
- 6 番 河 野 清 一
- 7 番 佐 藤 恒 夫
- 8 番 山 本 英 明
- 9 番 竹 崎 幸 仁
- 10 番 小 玉 忠 重
- 11 番 源 正 樹
- 12 番 井 関 陽 一
- 13 番 菊 池 純 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 小 野 正 昭
- 18 番 宇 都 宮 明 宏
- 19 番 森 川 一 義
- 20 番 藤 井 朝 廣
- 21 番 酒 井 宇 之 吉

- 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
- 事務局長 道山 升文
- 議事係 三好 祐介
- 1. 議事日程 別紙のとおり
- 1. 会議に付した事件 別紙のとおり
- 1. 会議の経過 別紙のとおり

1. 欠 席 議 員  
な し

1. 地方自治法第121条により  
説明のため出席した者の職氏名

- |        |           |
|--------|-----------|
| 市 長    | 管 家 一 夫   |
| 副 市 長  | 宗 正 弘     |
| 教 育 長  | 保 木 俊 司   |
| 総務企画部長 | 三 好 敏 也   |
| 会計管理者  | 山 口 正 人   |
| 医療介護部長 | 山 岡 薫 彦   |
| 産業部長   | 酒 井 信 也   |
| 建設部長   | 岩 瀬 布 二 夫 |
| 生活福祉部長 | 藤 井 兼 人   |
| 教育部長   | 高 橋 司     |
| 明浜支所長  | 山 下 玉     |

議 事 日 程		水道事業特別会計補正予算 (第1号)
1	一般質問	
2	議案第73号 西予市中小企業・小規模企業振興基本条例制定について	議案第85号 平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第74号 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	議案第86号 平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)
	議案第75号 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	6 陳情第3号 西予市内建築業者の育成に関する要望書
	議案第76号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について	7 発議第2号 西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会の設置及び付託について
	議案第77号 西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	選任第3号 西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会委員の選任について
3	議案第78号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	
4	議案第79号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第1号)	
5	議案第80号 平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
	議案第81号 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
	議案第82号 平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)	
	議案第83号 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	
	議案第84号 平成30年度西予市公共下	

本日の会議に付した事件

- |   |        |  |        |  |
|---|--------|--|--------|--|
| 1 | 一般質問   |  |        | 水道事業特別会計補正予算<br>(第1号)                  |
| 2 | 議案第73号 | 西予市中小企業・小規模企業振興基本条例制定について  | 議案第85号 | 平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算<br>(第1号)       |
|   | 議案第74号 | 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について   | 議案第86号 | 平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)               |
|   | 議案第75号 | 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  | 6      | 陳情第3号 西予市内建築業者の育成に関する要望書               |
|   | 議案第76号 | 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について   | 7      | 発議第2号 西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会の設置及び付託について |
|   | 議案第77号 | 西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について | 選任第3号  | 西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会委員の選任について         |
| 3 | 議案第78号 | 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について  |        |  |
| 4 | 議案第79号 | 平成30年度西予市一般会計補正予算(第1号)   |        |  |
| 5 | 議案第80号 | 平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)   |        |  |
|   | 議案第81号 | 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  |        |  |
|   | 議案第82号 | 平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)   |        |  |
|   | 議案第83号 | 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)   |        |  |
|   | 議案第84号 | 平成30年度西予市公共下   |        |  |

開議 午前9時00分

**○議長**

おはようございます。

本日は、このように傍聴席に女性の方がたくさん来ていただきましてまことにありがとうございます。本西予市議会も女性参画がこれからも大いにありますように望むところでございます。

ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

この際、報告をいたします。

先般、6月7日に竹崎幸仁君、兵頭学君、藤井朝廣君から西予市地域防災体制特別委員会委員の辞任願が提出されましたので、西予市議会委員会条例第14条の規定によりこれを許可いたしました。

なお、同条例第8条第2項の規定により、西予市地域防災体制特別委員会委員に小玉忠重君、井関陽一君、中村敬治君の3名を新たに選任いたしましたので報告いたします。

また、西予市地域防災体制特別委員会から、昨日6月7日に開催した委員会において、竹崎副委員長より辞任の申し出があり、西予市議会委員会条例第13条の規定により辞任を許可するとともに新副委員長に中村一雅君を互選したとの旨の報告がありましたので、ここに報告をいたします。

7番佐藤恒夫君。

**○7番佐藤恒夫君**

昨日の一般質問の中で、プラスチック製包装容器類を燃えるごみとして大洲市と八幡浜市が焼却をしていますと言いました。正しくは大洲市と宇和島市であります。訂正をさせていただきます。

**○議長**

それでは、本日の議事日程はお手元のタブレットに配信のとおりであります。

(日程1)

**○議長**

日程第1、一般質問を行います。質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、15番二宮一朗君。

15番二宮一朗君。

**○15番二宮一朗君**

改めましておはようございます。

会派「こころざし」、公明党の二宮一朗でござ

います。ただいま酒井議長より一般質問の許可をいただきましたので、トップバッターとして質問をさせていただきます。今回の質問は4項目を予定しております。医療行政について、行政の市民サービスについて、そして就学援助について、消防行政について、いつもながら欲張ったちょっと質問しておりますので、時間が厳しいとは思いますが、簡潔な答弁で、上手く進みますようによくご協力をお願いいたします。

まず最初に、西予市地域医療行政について質問をさせていただきます。3月の定例会において、地域包括ケアシステムについて質問をさせていただきました。この件につきましては、国が定めるときから、何度か委員会も通じて質問させていただいておりますけれども、その目指すべき方向性に向かって確実に取り組まれていること。そして今後の課題、認識などのご答弁をいただきました。また、そのときの答弁で3月11日に地域包括ケアを考える研修会の報告会をしますのを見てくださいというふうに、当時の酒井部長のほうから言われましたので、3月11日、県立医療技術大学との取り組んでこられた地域包括ケアを考える研修会の報告会にも参加をさせていただき、その報告内容を聞いて、私自身が、この西予市で進んでいる地域包括ケアのイメージよりも、もっともっと勉強もされとるし、進んだらんやなというのを私自身が肌で感じたところでございます。本当に敬意を表したいと思っております。今回はですね、地域包括と連携をしなければならないんじゃないかなということで、医療のほうのちょっと分野について質問をさせていただきたいと思えます。西予市においては、「西予市医療対策プラン」というのを3月に策定をされております。まだ策定されて日がたってないときの質問でまことに恐縮なんですけれども、その点について、計画の進捗というか、今後こういうふうにしていこうというところを簡単にご説明願いたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

改めましておはようございます。

二宮議員の質問にお答えをいたします。「西予市地域医療対策プラン」につきましては、市の最

上位計画である「西予市総合計画」に基づき、ことし3月に策定したもので、救急医療体制の維持、確保、在宅医療の充実、災害医療対策の3点を大きな柱として、計画を策定いたしました。医師、看護師等の医療従事者不足や急速な高齢化の進展等から医療に対するニーズも多様化する中で、西予市における適切な医療、介護サービスの提供体制を実現し、住みなれた場所で安心して生活できる医療を確保するため、市立病院新改革プラン等関連する計画との整合性をとりながら、2025年を目標といたしまして、市の地域医療対策についての方向性を示したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

二宮議員。

**○15番二宮一朗君**

災害医療対策プランというか、それがどういうものかというのがまず教えていただければと思います。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

災害医療対策プランはどのようなものかというご質問がありましたが、災害医療対策のうち、今年度は、今後想定をされます南海トラフ地震等への災害医療対策マニュアル、仮称ではございますが、の策定を計画しております。災害医療対策本部の組織体制、医療救護所の設置、薬品や資機材の確保等を内容として、策定に当たっては、西予市災害医療対策委員会において、両市立病院、西予市医師会、関係機関と一緒に連携を図りながら取り組みを進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

二宮議員。

**○15番二宮一朗君**

今おっしゃっていただいた中の、もうちょっと詳しいメンバー構成がわかれば教えていただきたいと思います。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

西予市災害医療対策委員会の委員構成でございますが、委員数は20人以内といたしまして、西予

市医師会及び東宇和歯科医師会代表者、災害医療コーディネーター、八幡浜保健所長、西予市消防長、八幡浜地区施設事務組合第3分署長、市議会厚生常任委員会委員長、西予市立病院職員、市職員、それと市長が特に必要と認める者等で構成をする予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

二宮議員。

**○15番二宮一朗君**

それで、今年度優先的に進めていただくということなんですけれども、そのスケジュールがどうなってるのか、また市民の方にそれをお披露目するというか、するのが今年度中にできるのかということをお伺いしたいと思います。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

スケジュールについてご質問をいただきました。この先ほど申しました委員会のほうは、年3回、7月、9月、2月を予定しておりますが、開催いたしまして、先進地の視察も計画しているところでございます。当委員会ですら十分に協議検討した結果を上位組織でございます西予市地域医療対策検討委員会においてご意見やご提言等をいただいた上で、来年3月下旬のマニュアル完成を目指しておりますので、完成の折にはまた市民の皆様にご公表をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

二宮議員。

**○15番二宮一朗君**

ありがとうございます。いいプランができるようにお祈りしておきたいと思います。

次に、今のプランの中の大きな三つありましたけれどもその中の2番目、在宅医療について、今回は質問をさせていただきたいなと思っております。今の西予市の在宅医療についての現状を行政としてはどのように認識をされておられるのか、まずはお伺いをいたします。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

二宮議員からご質問のありました在宅医療の現

状についてお答えをさせていただきます。

在宅医療は、居宅での療養を希望される患者を対象に自宅等の住みなれた環境の中で、日常生活を送りながら提供される医療サービスであり、往診、訪問診療、訪問看護、訪問歯科診療等が行われております。市立病院における平成29年度の訪問診療の実績は、野村病院では医師による医療、介護の訪問診療を延べ427件、往診は28件、訪問看護は延べ882件でございます。また、西予市民病院の実績は、医師による訪問診療が延べ82件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

二宮議員。

#### ○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

さっきも冒頭にも言いましたように地域包括ケアシステムの構築に向けては、在宅医療の充実というのは重要やと思うんですけども、その充実ができるためには、介護と医療の連携というのが必要ですし、今言われた西予市にある公立病院、二つの市立病院、市民病院とあと、個人医院ですよね。個人医院との連携というのが1番大切じゃないかなと思うんですけども、今回のそのプランの中からのようにそれを進めていかれようとしているのかというのがわかったら、市民の皆さんが、もう少し将来に向けて、将来と言うても近い将来ですけども、安心感がますんではないかなと思うんですが、その方向性がもしわかっているならばお伺いをしたいなと思います。

#### ○議長

藤井生活福祉部長。

#### ○藤井生活福祉部長

二宮議員がおっしゃるとおり、在宅で療養を行うためには、多職種が連携して情報を共有する必要がありますと思われる。その基盤は整いつつありますが、今後はさらなる連携強化を図りながら、疾病予防や重症化予防に取り組みたいと考えております。病院に入院した患者さんであれば、退院後の在宅生活を安心して送ることができるように、在宅から病院、病院から在宅、または介護施設等との切れ目のない支援体制を確立することが重要であります。そのためには、退院支援ルールの活用やかかりつけ医、市立病院の医師や看護

師、ソーシャルワーカー、地域包括支援センター、ケアマネージャー等、これらの方々が参加する地域ケア会議を開催し、情報の共有を行っているところでございます。

今後の方向性としては、医療、介護、保健、福祉等の多職種の連携の強化が課題であるため、地域包括ケアシステムの推進に向けて研究会や連絡会議等により、顔の見える関係づくりを進めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

二宮議員。

#### ○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

私もいつもここで、言わしていただいているんですけども、この2025年問題、団塊の世代が75歳に、全部なられるというときまで5年しかないわけですよ。ですから、本当に早急に作っていただければ、市民の皆さんも安心できるんじゃないかなと思いますので、引き続きお願いをしたいと思います。

続きまして、医療行政の中の2番目の医療費の削減対策についてをご質問させていただきます。今日本が世界に誇るべき国民健康保険制度、この10年で70歳以上の高齢者数が約1.3倍、国民の医療費も1.3倍になったと言われております。この団塊の世代が75歳になる2025年にはさらに増加をし、トータルで61.8兆円になるとも言われております。この国民皆保険制度を守るために、今、国も制度改正とかされたり、今般のこの議会においても、国保の保険料についての改定があったりということで、目に見えてきているのは皆さんもご承知の通りやと思うんですけども、そこですら、西予市としても、将来に向かって医療費削減をしなければならないんじゃないかなというふうに思うんですが、そんな中で特に市が進められている特定健診とか、がん検診の受診率、そしてジェネリックですね、後発医薬品の使用促進の現状等まずお伺いをしたいなと思います。

#### ○議長

藤井生活福祉部長。

#### ○藤井生活福祉部長

お尋ねのございました特定検診と後発医薬品の使用状況についてでございますが、特定健診のう

ち、がん検診は市町村が実施主体となりまして、国が策定したがん検診実施のための指針に沿って、胃がん検診では、バリウムを用いた胃部エックス線検査を実施しているところがございます。特定健診の受診率のうち、平成28年度において、40歳から74歳までの国民健康保険者を対象とする特定健診の受診者は、対象者数8,562人で3,102人の方が受診され、受診率は36.2%となっております。

次に、がん検診の受診率でございますが、40歳以上が対象となる胃がん、肺がん、大腸がん検診の対象者は、1万7630人となっております。受診率は胃がん検診で2,181人が受診され、受診率は12.4%、肺がん検診は4,636人が受診され、受診率は26.3%、大腸がん検診は4,362人が受診され、受診率は24.7%となっております。乳がん検診は、対象者1万435人で、2,680人が受診され、受診率は25.7%。子宮がん検診は、20歳以上が対象で対象者は1万1112人で、2,180人が受診され受診率は19.6%、前立腺がん検診につきましては、50歳以上が対象で対象者は7,195人で、1,504人が受診され受診率は21%となっております。

次に、後発医薬品、ジェネリック医薬品と呼ばれているものがございますが、ご存じのとおり、医療の質を落とすことなく、患者負担を軽減し、医療保険財政の改善に貢献するという観点から、国の方針として使用促進を進めているところがございますが、本市の国保会計における厚生労働省指定薬剤の後発医薬品の普及率は、昨年8月が65.3%、ことしの1月には69.8%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

二宮議員。

#### ○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

今の後発医薬品については、思ったより進んでるというか、ご協力していただいとるんやなというのが自分の中で、ちょっと以前聞いたときと全然数値が違うなということで、進んでるんだなあということが実感できました。引き続き市民の皆さんにも、ご協力いただきながら進めていただきたいなと思っております。

今の特定健診またがん検診のご答弁の中でちょ

っと意外やなと思ったのは、胃がん検診が、非常に少ないのかな、自分の思ってたよりは12.4%ということは少ないのかなと。ちまたというか、ふだん我々の周りで胃がんになられたとかそういうふうな聞く、がんの中でも多いんじゃないかなというふうに思ってたんで、健診もされとるのかなと思ってたんですけども、少ないということでホント以外やなと思いました。

そこでですね、この検診の受診率については、保健師さんが本当にいろいろ努力されたりしとるのも私も目に見えてわかっておるわけですけども、もう少し受診率を上げる努力を引き続きお願いしたいなと思っております。

そこで、今の胃がんの話ですけども、胃がんのリスク軽減として今よく言われてるのがピロリ菌を持つとる人の発症率というか、それがよく今言われておりまして、私自身も病院かかったときに、ピロリ菌ありますよってということで、治療しますかっていうことで、させていただいて、1週間で薬飲んで、本当に今はないということ先生に言わせていただいて、安心しとるんですけども。このことが今、全国の自治体の中でそういう特定検診とかの中で、公共的な自治体のほうがピロリ菌の検査を導入するというのが今進んでいるというふうなことで、3月の定例会厚生常任委員会の定例会のときにもこの質問をさせていただいて、ピロリ菌の検査を導入する予定ないんですかっていうふうに聞いたら、そのときは、今のところ導入の予定はないというご答弁でありました。再度ですけども、質問させていただきたいなと思うんですけども、西予市のピロリ菌導入に関してのお考えをお伺いをいたします。

#### ○議長

藤井生活福祉部長。

#### ○藤井生活福祉部長

市で行っておりますがん検診にピロリ菌の検査を導入できないかの質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

ピロリ菌検査につきましては、国のがん検診のあり方に関する検討会におきまして、その有効性、安全性、コストなどの面から今後の胃がん検診への導入の可能性について検討されているところでございます。現時点ではピロリ菌検査による死亡率減少効果を示す科学的根拠や確証が不十分

でございます。今後も検証が必要であります。また、抗体価の判定基準についてもさらなる知見の収集が必要であることなどの理由から、現在、西予市の実施するがん検診においては、検査項目につけ加えておりません。市といたしましても、まずは本検査の有効性など、国や県の動向を十分に引きわめて、今後対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

二宮議員。

#### ○15番二宮一朗君

予想通りの答弁でございましたけれども、今、県内でもですね、松山市等は実施をしておるんですけれども、松山市は健康増進計画に基づいて、児童、生徒ががんを含む生活習慣病の予防及び疾病の早期発見について正しく理解することができるように取り組まれておって、今、ピロリ菌検査の導入をされたという経緯もございますし、松山だけでなく、県内または国内においても今ふえていると。この実施をされてる自治体があるということに対してはどのような思いなのか、もう1点お伺いをいたします。

#### ○議長

藤井生活福祉部長。

#### ○藤井生活福祉部長

先ほど二宮議員もおっしゃいましたように、県下でピロリ菌検査を導入しているのは松山市ともう一つ、西条市のほうもどうも導入をしているようでございます。対象者は、議員が言われたように、松山市のほうは中学2年生、西条市につきましては、中学2年生と50歳の方を対象にしております。中学生に導入した理由も議員のおっしゃるとおり、健康への意識づけのために行っていると聞いております。また、近隣の八幡浜市や大洲市、宇和島市において、ピロリ菌検査が導入されているかということ問い合わせいたしましたら、現在のところ導入しておらず、今後の導入予定もないというふうにお聞きをしております。その理由としましては、先ほども申しましたが、ピロリ菌検査を導入するためには、対策型がん検診としての有効性の検証が不十分であることが挙げられております。

このように、自治体の検査導入への考え方はさ

まぎまでございますが、検査研究の進展により状況も今後変わってくると考えられますので、先ほども申しましたように国や県の動向を今後も注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

二宮議員。

#### ○15番二宮一朗君

この件については、多分全国の公明党議員が、多分こういう質問をしていって、またふえていくんだろうなというふうに私自身も思っただけなんですけれども、今回の本題でありますこの医療費の削減対策の中で、がんになったときに、本当にどのぐらいの医療費がいるのかということと一人一人がね、がんになったときにどのぐらいの医療費がいるのかという面を考えれば、やっぱり予防という面では効果はなくはないと思っておりますので、今後引き続きご検討いただきたいなと思っております。

続きまして、大きな2番、行政の市民サービスについて、失礼しました、一つ飛んでおりました。医療費の削減対策の2番目の遠隔診療導入についてということをお伺いをしたいなと思っております。こないだ新聞見てましたら4月から遠隔診療は、保険の適用ができるようになったというふうに書いてありました。以前から離島とか、僻地と言われるところにはそういう話もあったんですけれども、全面的に解禁になったという新聞の記事を見て、ずっと私が思った西予市に禁煙外来という項目がね、ホームページ見たらあるんですけども、それどうも余り進んだような話を聞いてないんで、これを遠隔診療やったら、そんなに病院行かなくていいんで、できるんじゃないかなということとずっと以前から思っておりまして、この保険適用に向けての議論もホームページ等でちょこちょこ見ておりました。そんなときには、いかにも禁煙外来も入るみたいな意見がありましたんで、当然そうかなと思って今回見ておりましたら、残念ながら禁煙外来は見送りになったというふうに聞いて、ここに通告に入れるときにはそれが自分の中の1番やったんですけども、そのことについてはまことに残念やなというふうに思っております。

そこでですね、当市でも、514キロ平米という



こう広い範囲の中で、市立病院が二つありますけれども、もう高齢化によって、家から病院までなかなか大変やとか、交通のアクセスがという話も何回もありますんで、遠隔診療が、そういうものに有効な手段ではないかと思うんですけども、そのお考えをまずお聞かせ願いたいと思います。

**○議長**

山岡医療介護部長。

**○山岡医療介護部長**

改めましておはようございます。

二宮議員からご質問のありました遠隔診療の可能性について答弁をさせていただきます。

遠隔診療につきましては、規制改革によりまして見直し、緩和され、本年4月の診療報酬改定で、オンライン診察を組み合わせ、糖尿病等の生活習慣病患者への効果的な指導、管理や血圧、血糖等の遠隔モニタリングを活用した早期の重症化予防など、対面診療と遠隔診療を適切に組み合わせることにより、効果的、効率的な医療の提供に資する一部の診療について、遠隔診療が認められたところです。まだスタート段階のため、今後評価を行い、さらに有効性、安全性を高めて、2020年以降の改定でも反映される予定です。そのような中で、適切な遠隔診療を普及するための一定のルール整備が必要なため、年度内をめどにガイドラインの策定が進められているところでございます。

さて、遠隔診療の可能性についてですが、治療を継続する必要がある患者については、仕事が非常に忙しく、通院時間がとれないなどの理由で途中で治療を断念されるケースがございます。その場合、遠隔診療で受診することができれば、自宅や職場に行きながら、パソコンやスマートフォンを介して治療が受けられることになるため、治療の継続、重症化の防止につながる可能性があります。また、在宅医療分野では、遠隔診療を取り入れることによって、患者の通院や医師の負担軽減につながる可能性もあります。

しかしながら、現時点では、オンライン診療元年のため、まだ制約も多い状況です。一部の遠隔診療が、今回の診療報酬改定で保険の対象となったことで、今後、仕事等で多忙な患者や高齢者の在宅医療分野での需要が想定されることなどから、今後の状況を見きわめながら、導入について

調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

このほかにも、遠隔診療には情報通信機器を用いて画像等の送受信を行い、特定領域の専門知識を持っている医師と連携して診療を行うものがございます。現在、両市立病院で行っているものとしまして、撮影したCT、MRIの画像の一部を遠隔読影診断を行っております。

また、南予地域連携ネットワークシステム「きさいやネット」などの利用なども行っております。またこのほかにも、両市立病院で現在検討中の遠隔診療についてですが、夜間や休日の二次救急で患者が搬送された場合、当直医師が対応の参考とするため、タブレットなどで画像を送信して、送られてきた画像を見ながら医師間で助言を行うシステムの構築を検討しているところでございます。これらにより、効率的な診療を行おうとするものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

二宮議員。

**○15番二宮一朗君**

ありがとうございます。

現状の市立病院においては、医師不足ということもあり、なかなかプラスの新しい事業というのは取り組みづらいと思いますけれども、今部長言われたように、将来的には必要だと思いますし、市民の皆様のお役に立つ診療方法やないかなと思いますんで、引き続きご検討をお願いしたいなと思っております。

そこですすね、さっき言った禁煙外来についてなんですけれども、今、ホームページで西予市民病院も診療科目というか項目の中に禁煙外来というのが入っておるんですが、市民病院また野村病院での受診者の数、そしてそれで成功された数かもしれないれば教えていただきたいなと思います。

**○議長**

山岡医療介護部長。

**○山岡医療介護部長**

二宮議員お尋ねの両病院における禁煙外来の実績等についてでございますが、市民病院では、平成24年5月から禁煙外来を開始しております。平成29年度の禁煙外来受診者数は15人、禁煙成功者は9人で成功率は60%となっております。また、

野村病院では平成21年4月から禁煙外来をしております。昨年度の受診者数は8名、禁煙成功者は4名で成功率は50%となっております。傾向といたしましては、両病院とも過去3年間で受診者は徐々に減少しておりますが、成功率は平均で60%強というふうになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

二宮議員。

**○15番二宮一朗君**

何か思ったよりも少ないなど、受診者も成功者も少ないなどというのがちょっと印象ですけども、私自身が7年前に禁煙外来で禁煙をしまして、1日50本以上のヘビースモーカーやったんですけども。おかげでそれ以降、体調がものすごくすこぶるいいということで、ぜひ市民の皆さんにも進めていただきたいし、先ほど言った、がんのリスクというふうなことも考えてもですね、将来の医療費削減にも貢献すると思いますので、もっともつと両市立病院には力を入れていただきたいなと思いますし、今の遠隔診療も含めてご検討をお願いしたいと思っております。

それでは、次の項目ですけども、行政の市民サービスについて、その中の最初の市民への情報開示についてということで質問をさせていただきたいと思います。行政から市民の皆さんに情報開示できるものにはどういうものがあるかということですけども、市民の皆さんは、物事がどこでどういうふうに決まるとるんかなってというのはやっぱりよく聞かれたりするわけですけども、我々自身もよくわからないところもあるんですが、それをやっぱり少しでも、今の時代ですから、情報開示ということですのでしていくべきじゃないかなと思うんですが、どのようなものが、その項目としてあるのかまずお伺いをしたいなと思います。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

改めましておはようございます。

二宮議員からご質問のありました情報公開につきましてご答弁を申し上げます。

当市では、市民の知る権利を保障するため、公開を請求できる公文書、請求の手段、請求に対する公開、非公開の決定、公開の方法など情報の公

開に関し必要な事項を定めまして、開かれた市政の実現を図ることを目的といたしまして、西予市情報公開条例を制定して運用しているところでございます。本条例に規定しておりますとおり、開示できるものとは職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、組織的に用いるものとしていたしまして、保有、管理する公文書であります。そのうちでも、特定の個人が識別される個人情報、公開することにより行政機関の意思決定が不当に損なわれたり、不当に市民の間に混乱を生じさせる恐れのある審議、検討、協議過程にある情報等につきましては、非公開または部分開示として運用を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

二宮議員。

**○15番二宮一朗君**

ありがとうございます。

それで開示できる会議、できない会議があると思うんですけども、例えばその具体的な会議名で言うとうどういうものがあるのか教えていただきたいと思っております。

**○議長**

三好総務企画部長。

**○三好総務企画部長**

具体的な会議名でございますが、公開できる会議の例といたしましては、西予市公民館運営審議会、西予市保健推進委員会、マスタープラン等検討委員会等がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

二宮議員。

**○15番二宮一朗君**

我々もそれを知りたいなと思って、今の会議の状況というか、それを知りたいなと思って探すんですけどもなかなか農業委員会とか教育委員会とかいうのはホームページ、SNSで見たら結構すぐヒットして見れるんですけども、なかなかほかの会議については見れないというふうなことで、審議会とかいうね、今話が出ましたけれども、今、有識者を入れた検討委員会とか、例えば温浴施設とか、そういうのもあると思うんですよ。そういう経緯を知りたい人は、私だけじゃな

くて市民の人もあるんじゃないかなと思うんですよ。それで今ホームページで、先ほど言ったように探そう思ってもなかなかヒットしない、今回ホームページをリニューアルされて使い勝手はよくなったのかな、ちょっと私もよくわからんですけども、以前の使ってたものから見たらちょっとなかなか難しくてヒットしにくかったりするんですけども、そういう中で、先ほど言ったような開示ができる会議とか、審議会とか、委員会とか、そういう議事録、会議録、そういうものを一目でわかるようなホームページで、そこへアクセスすると、その会議名が、いろいろ会議の種類名が出て、そこを押すと中身が見れるような感じにさせていただくと、市民に対してはものすごい優しいサービスになるんじゃないかなと思うんですが、そういう点はいかがでしょうか。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

ただいまのご質問でございますけれども、ホームページにおきましては、審議会のページにおきまして、各会議の名称、開催日時、出席者、議事内容等結果の公表を行っております。議員ご指摘のとおり、以前、わかりにくいという声がありましたので、市政のこと、広報・広聴のページ内に情報を集約をいたしまして、積極的に市民へ公表するものとして、審議会情報のリンクを掲載するよう現在作業を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

二宮議員。

#### ○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

楽しみにまたチェックをしていきたいなと思っております。

もう一つついでですけども、これは僕の希望ですが、いろんな会議録見てたら、誰が出席しとって、誰がどういう提案して賛成というのはあるんですけども、中の議論がない会議録みたいなのが結構ちょこちょこあるんじゃないかなと。その議論の内容を知りたいということなんで、もし可能であればそういう議論の内容も、誰それまでは言わんでいいですけども、こういう質問があってこういう答弁をしたというふうな流れがわかるような会

議の記録になるとももっとも開かれた行政になるんじゃないかなと思いますのでご検討をお願いしたいなと思っております。

次にですね、今のホームページの中ですけども、ホームページ見てたら、以前市長の部屋というところに、市長への提言という項目がありまして、今回見たらそこがなくなっているというんで、なぜなんだろうかなと思うんですけども、そのなくなった理由がもしあれば教えていただきたいなと思います。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

議員ご質問の通り、以前のホームページでは、市長の部屋の中の市への提言において、市へのご意見、ご提言に関する窓口を設けておりましたけれども、そのほかにもトップページ上に市へのお問い合わせがございまして、結果、複数の窓口が存在するという状況となっておりました。このことから、ことし3月のホームページリニューアルによりまして、トップページのお問い合わせ窓口を一本化いたしました。これによりまして、ホームページを閲覧される皆様にはわかりやすく、使いやすいものとなり、またご意見やお問い合わせ等も的確に担当課へつながることができるようにと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

二宮議員。

#### ○15番二宮一朗君

一本化という話ありましたが、一本化やったら僕は市長の部屋で市長への提言のほうに入れていただいたほうが、ものいう側からしたら、市長が聞いてくれとるというふうな思いで言えるんじゃないかなと思いますので、そこもまた今後のご検討ということでお願いしたいのと、以前も三好市長のときにも、委員会やったか、この一般質問だったかちょっと覚えてないんですが、内容ですね、どういう内容で、市長のところ提言がされてるのかという、プライバシーがありますんで、どなたがというのはもちろん言えないんですけども、こういう項目で、提言なり質問がありましたという、その項目だけでも出したらどうですかという話をしたことあるんですけども、今回

のことで質問の中で、ちょっといろんな他市のホームページを見てましたら、やっぱそういうところやられてる市も結構あるんですよ。そういうのが知りたい市民の人多いんじゃないかなと思うんですが、そこも含めて、また、ご検討をお願いしたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは続きまして、2番目の来庁者への対応ということでワンストップサービスについてちょっと質問をしたいなと思っております。この庁舎建設ができる計画のときから、このワンストップサービスという話をずっといろんな折々で聞いておりましたけれども、そのワンストップサービスがどういう今現状できてるのか、できてないのかということもまずお伺ひをしたいなと思います。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

ワンストップサービスの現状についてお答えをいたします。

現在本庁舎1階に来訪者の多い部署を集約をしているところがございますけれども、業務ごとの市民窓口は各所管課に分散をしております。このことから、市民窓口を所管いたします部署間では、システムを要しない対応につきましては、担当者間で連絡を取り合いながらお客様の待つ市民窓口へ担当職員が出向き、対応を行うことで、窓口を転々とされることのないよう努めているところでございます。また、諸証明に係る申請につきましては、税務、上下水道、福祉においては、申請書を1枚に統一することで、申請事務の簡素化を図っているのが現状でございます。ワンストップサービスと言われる総合的な受け付けを行う窓口の設置のためにはですね、無数に存在する窓口業務の整理であるとか、業務フローのすり合わせを行い、外部委託も含めて対応する組織と人員配置が必要となります。現段階で、時期等について明言することはできないわけでございますけれども、現在推進しておりますオフィス改革とあわせてですね、検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

二宮議員。

#### ○15番二宮一朗君

ありがとうございます。ちょっと本来もうちょっと詳しく突っ込みたかったんですけども、残りの時間考えたら突っ込めないんで、また総務常任委員会のほうで、この件は突っ込ませていただきますんでよろしくお願ひします。

あともう1点ですね、総合案内所についてご質問をいたします。この案内所につきましては、建設計画のときから何度も質問をさせていただいて、建設ができた当時にやっと窓口をつくっていただいて、約5、6年ですかね。市民の人も喜んでいただいていたんですけども、ちょっと当面もう役割を果たしたんで、閉鎖しますという報告は私も当時受けたんですけども。受けてずっと見よって寂しいなと、やっぱあったほうがいんじゃないかなという思いで今回質問させていただきます。

どがいなっとんかなと思ってカウンターを見ると、カウンターの市民課の角にね、総合案内というのが高い位置にあるんですよ。あれ、ちょっとお年寄り、腰の曲がった人とかやったら、あれ見えるのかなというのが、私が見てもきよろきよろして、どこにあるのかなという状況なんですけども、あれはちょっと余り、市民の人から見たらわかりにくいんじゃないかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

#### ○議長

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

議員ご指摘のとおり、総合案内の表示につきましては、今一度見直しを行いまして、どなたも視認性にすぐれたサインの検討を行ってまいりたいと、このように考えております。また、来訪者への気配りが行き届きますように、玄関、ロビーの様子を今以上に注視するよう心がけることといたしまして、市民の皆様初め、市外からお越しいただく皆様を気持ちよくお迎えできるようにですね、努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

二宮議員。

#### ○15番二宮一朗君

このやりとり言よつたらちょっと30分ぐらいはかかると思いますんで、またこれも後にします

が、総合案内所を外に構えるだけが総合案内所ではなくて、他市では、フロアサービスみたいな形で腕章付けた人が、私に聞いてくださいみたいな感じで、フロアを行き来してる、今伊予銀の卯之町支店なんかそういう人おられますけども、あんな感じでも僕はいいんじゃないかなと思いますんでまたぜひこれもご検討いただきたいなと思います。

続きまして、3番目、就学援助について、質問をさせていただきたいなと思っております。就学援助につきましては、本来の目的である生活保護の皆さん、生活困窮者の皆さんのお子さんが入学するときに、その入学する準備するランドセルとか、そういうものに対しての支給でありますけれども、今までは、過去は4月以降の支給だったのを我が党の国会議員が国会で質問をして4月以前に支給できるようになって、去年から西予市もなっとるように聞いたんですけども、それ見たら、3月の支給というふうになっとったんですけども、3月でいいのかなってというのがちょっとあるんですが、1年ですけども、それやってみてどういう状況なのかちょっと教えていただきたいなと思います。

#### ○議長

高橋教育部長。

#### ○高橋教育部長

改めましておはようございます。それではお尋ねがございました就学援助費の支給時期についてでございますけれども、西予市では学校教育法第19条に基づきまして、経済的理由により就学が困難で支援が必要な児童、生徒等の保護者を対象として、学用品費や学校給食費等の支援を行い、教育機会の均等を図っているところでございます。その中で議員がおっしゃいましたように入学準備金の支給について、以前は新年度に入ってから支給となっており、本来援助を必要とする時期に支給ができておりませんでした。しかし、国の補助要綱の改正や市民の方から入学前支給を実施してほしいとの要望もございましたので、今年度の入学予定者から入学準備金を前倒しで支給できるよう制度改正を行い、ことし3月から援助を開始しているのが実情でございます。

さてご質問にございました入学準備金の支給を3月に実施するという理由でございますけれども、

大きく二つございます。

一つ目は、各学校では2月ごろに入学説明会が行われるため、保護者が入学に必要な準備物を把握し、購入するのがこの時期になるためです。

二つ目は、入学準備金はあくまで西予市の小・中学校に入学する児童生徒が対象となるため、入学準備金支給後に家庭の諸事情により他の自治体へ転出し、市内の小・中学校には入学しないケース等も考えられます。その場合、保護者の方に対して、一度お渡しした入学準備金を返還してもらうという必要が生じてまいります。これは保護者の皆様方に負担をかけることにもなりますので、入学予定者がほぼ確定する3月支給が適切だろうという理由でございます。また、前倒し支給を実施している県内他の自治体につきまして、入学準備金の支給時期を調査した結果、ほぼ全てが2月から3月に支給しているということもわかりましたので、これらを総合的に判断し、入学準備金の支給は3月とさせていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

二宮議員。

#### ○15番二宮一朗君

利用される方が、ご要望とか、苦情というか、そういうのがなければいいんですけども、私も孫のランドセルとか言われたときに、夏ぐらいいからね、注文して、秋までには予約しとかなくなるというふうな話を聞いて、お盆明けぐらいにははや注文してるような状況で、3月言うのは大丈夫なのかなというのがちょっと心配があったんですけども、そういうとこまた利用者の方との意見をちゃんと聞いていただきたいなと思うのと、金額ですよね。ランドセルも今見たら相当高いんで、最近はその単価が、どうなってるんかなってというのがちょっとわかれば教えてください。

#### ○議長

高橋教育部長。

#### ○高橋教育部長

先ほどランドセルの話も出ましたけれども、ランドセル確かに2万円前後から7万円ぐらいするものまでだと思います。今回の入学準備金でございますけれども、これはランドセルに限らず、入学に必要なものに対しての金額でございますが、

現在、小学校に入学予定者の皆様には4万600円。そして、中学校に入学予定者の方には4万7400円支給をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

二宮議員。

#### ○15番二宮一朗君

ありがとうございます。以前は2万円ぐらいやったいうふうに聞いてるんで、それから比べたらほんとにふえてるなというふうな印象ですんで、今後とも、引き続き、対象者のお声を聞きながらやっていただきたいなと思うんですが、市長に本当は聞きたかったんですけども、時間がなくなったんで、また次に聞かさせていただきます。子育てのね、件につきまして、本当に力入れてもろとるんで、もうちょっとこの件に関しても、市長の政策を聞きたいなと思ったんですが、次回にします。すいません。

次、4番目、消防行政について最後お伺いをしたいと思います。消防行政の、特に准救急隊員についてですけれども、明浜、城川の24時間救急については、長い間、前三好市長初め、歴代消防長のご努力下、この4月から始動されました。今、まだその数箇月ですけども、今の状況、実績ですね、まず教えていただきたいなと思います。

#### ○議長

佐藤消防長。

#### ○佐藤消防長

改めましておはようございます。二宮議員のご質問にお答えをいたします。

これまで明浜地区とそれから城川地区におきましては、救急隊の運用を平日昼間のみに限定をしておりました。今年度4月1日から全国初となる准救急隊員制度を活用いたしまして、24時間運用を開始し、2箇月が経過したところでございます。まず職員の勤務実績につきましては、当初の計画どおり、消防吏員7名、それから准救急隊員5名の合計12名で、常時24時間3人が常駐する勤務体制がとれております。准救急隊の内訳は一般行政職員が3人、再任用または任期付短時間職員が2人の計5名でございます。併任となる一般行政職員につきましては、週に1回もしくは2週間に1回、各救急出張所で24時間勤務をしていただいております。それ以外の日は、一般行政事務の

所属で事務をとっておられます。その場合、本職の行政事務に支障が出ないかとの心配がありましたが、所属長に話をお伺いしましたところ、忙しいながらも、うまく時間配分をして適正に事務をこなしているとの報告を受けております。職員本人に感想を聞くと次のように答えてくれました。

「先日、救急搬送をしたおばあちゃんが出張所にお礼を言いにくれました。改めて人命を扱う責任のある業務であると同時に、やりがいのある業務でもあったと感じました。」という感想を持っておられました。その他の職員も非常に前向きな感想を持っており、今のところ順調に進んでいるのではないかなというふうに感じております。

次に、救急出動実績でございますけれども、明浜救急出張所は4月9件、5月が17件、城川救急出張所が4月が21件、5月が21件となっております。両出張所合計で68件のうち、37件が休日夜間の時間帯に発生してのものです。ですのでこの37件についてはこれまでだと本署または支署から長時間かけて現場に到着していたものが、直近の救急出張所から出動することにより、現場到着時間の短縮が図れていると。そのことによって救命率の向上が図られているものと感じているところでございます。今後も市民の皆様の安心安全を図るために行政と消防が一体となり、継続的にこの准救急隊員制度を活用して取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

二宮議員。

#### ○15番二宮一朗君

ちょっと最後の質問になろうと思います。今の消防長のご答弁で37件。本当に今までなかった時間帯でということ、市民の方も安心をされとるんじゃないかと思います。また、特に行政職員の3名の方ですかね。また、元消防長とかも入っておると思うんですけども。何か話聞いたら、ものすごく手当が安いなというふうなことで申しわけないなと僕自身は聞いたときに思ったんで、今後また委員会とかでもその話もさせていただき、市長にもご理解いただいて、ちょっとそういう手当ての面も今後考えなあかんのやないかなというふうに思いますんでよろしく願います。

最後の質問ですが、ガチャピーについてですけ

ども、これ数年前に聴覚障がい者の方が119番をされるときに、電話じゃなくてスマホでできるという制度を当時の消防長にご理解いただいて、福祉のほうと連携して導入をしていただいたんですけども、これ導入するときにもお話ししました。この聴覚障がい者だけじゃなくて、独居の高齢者とかに利用できるんじゃないかということで、もう数年たちましたので、そっちの方向も、今後、消防長または福祉連携してですけども、検討していただきたいと思うんですけども、そういう点お考えはいかがでしょうか。

#### ○議長

佐藤消防長。

#### ○佐藤消防長

ガチャピーについての質問にお答えします。

平成25年度に聴覚障がい者等の緊急通報手段ということで携帯電話のアプリ機能を利用した緊急Web通報システムネット119と申しまして通称ガチャピーというんですけどもこれを導入いたしました。ことしで丸5年を迎えております。このシステムは、あらかじめ当本部に登録された携帯電話やスマートフォンなどから、自宅からでも外出先からでも音声によらない119番通報を可能にするというものでございまして、画面操作をすると消防本部に設置している専用のパソコンに入電をして火災・救急の別や位置情報が送付されるというものでございます。当該システムの登録者数は平成28年度末で10人。昨年度に3人増加いたしました。現在13人の登録人数となっております。また、登録につきましては、導入年度に聴覚や言語障がい者の方を対象に説明会を開いて、登録のご案内をいたしました。その後は障害者手帳の取得の際に、福祉課の窓口にて登録案内をしているという状況でございます。これとは別に、特別支援学校の生徒を対象に登録の案内も行っており実績も上がっております。幸いなことにこれまでにガチャピーによる緊急通報の実績はございません。

次に、利用範囲の拡大についてなんですけれども、ガチャピー通報による出動の実績はないんですけども、当本部での調査や実験によりますと、発信される位置情報は、携帯電話などの種類により正確性に差が出ております。ピンポイントで地図表示される場合もあれば、100メートル以

上の誤差が生じる場合もございます。また、通報当初の情報量というのは、火災・救急の別、それから位置情報、それと登録者の情報のみでございまして非常に少ないということもあわせて、必要な情報を得ようとすると、時間を要するという場合がございます。

#### ○議長

佐藤消防長に申し上げます。

ただいま一般質問の制限時間を超過いたしましたので、申し合わせにより一般質問の終了を宣言をいたします。残り時間を考えながら答弁をお願い申し上げます。

暫時休憩をいたします。（休憩 午前10時04分）

#### ○議長

再開をいたします。（再開 午前10時15分）

次に6番河野清一君。

6番河野清一君。

#### ○6番河野清一君

改めまして、おはようございます。議席番号6番河野清一であります。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、質問通告書、会議規則及び申し合わせ事項等に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

質問は、分割で4点ほど伺いたいと思います。

まず最初に、市政についてでありますけれども、管家市長が誕生しまして、丸2年がたちました。1期目、4年間における前半戦が終わったところであろうかと思っております。2年を振り返ってのその思い、その感想を伺いたいと思います。

さらに、3月定例会の施政方針に、次なるまちづくりへの踏み出す時期が来たとして新しい施策の検討を進めると述べられております。そのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

#### ○議長

管家市長。

#### ○管家市長

皆さん、改めましておはようございます。ただいま河野清一議員さんから私が市長になって2年が、折り返しになったと。この前半の2年間の感想とそれと今後後半の任期の抱負についてのご質問でございました。このことにつきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

この2年間、予想もしなかったさまざまな出来

事が発生し、非常に早い月日の流れがありまして、充実した日々であったと私自身は感じております。今でも記憶に新しい予子林地区での大火災。そして、市民の皆様、全国の皆様からの温かいお力添えをいただきましての復興。ことし2月の大寒波による市内大規模断水など、自然災害への対応。昨年平成29年には愛媛国体がありまして、その成功と民泊を通じてつながった選手団と地元の絆。四国西予ジオパーク認定等あらゆる場面で、議員各位や市民の皆様、多くの関係者の皆様に支えていただき乗り越えることができました。まことに感謝をしておりますとともに、西予の皆さんの地域力の強さ、人を思いやる温かい心、これを大変誇りに思っております。

さて、今後、2年間でございますけれども、2年前に私が立候補しましたときに掲げました、「暮らして安心が体感できるまちづくり」のさらなる充実というものも目指していきたく思っております。全国初となる准救急隊員を配置し、24時間住民の皆様を守る体制がことしの4月1日発足することができました。今後は安心して子育てができるさらなる支援体制の充実に加え、人口減少をいかに食いとめるか。そのためには、稼ぐ力のアップや地域創生のための挑戦、そして、行政、いろんな面での改革、これに力を注いでいきたいと考えております。稼ぐ力のアップにつきましては、海拔ゼロから1,400メートル、海・山・里のさまざまな特色によりまして生まれる当市の食・住・環境の魅力をもとに、新たな産業創出や魅力ある企業づくりを進めていきたい、そのように思っているとでございます。そして、何よりも、この豊かな自然や文化で生まれ育った西予の子どもたちが、一度このふるさとを離れたりしても、また、引き続き、当市に住み、そして、学び、働きたいと思うようなまちづくりを地域創生のための挑戦、改革に果敢にチャレンジをしていきたいと、そのように思っているとでございます。

引き続き、皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

## ○議長

河野議員。

## ○6番河野清一君

力強い今後2年間の抱負を聞かせていただきま

した。競馬で例えるならば、第2コーナーを今回回ったところでありまして。続けて、第3コーナー、第4コーナーと修羅場が迎えておることではなからうかと思っております。1期目のゴールへ向かわれまして、地域創生のための挑戦、改革という言葉がありましたけれども、魅力ある施策を立ち上げていただきまして、西予市を引っ張っていただきたいと思っております。

次に、地域医療についてであります。地域医療、まず1点目には国保診療所についてでありますけれども、既にご存じのように、8月から遊子川及び惣川の両出張診療所が、移動診療車による巡回診療へ変わることとなっております。当然もう6月であります。移動診療車等も完成間近ではなからうかと思っておりますけれども、最新の医療機器を登載すると、特別な装備をされておると思われます。移動診療車製造中の監督指導と検査、そがいなどこの実施状況を含めまして、導入される移動診療車の進捗状況をお伺いしたいと思っております。

2点目であります。国保診療所の2点目、診療所の跡地の活用方法でありますけれども、ちょうど先月、市民と議会との意見交換会を遊子川地区で行いました。意見交換会の場ではなかったのですけれども、帰り際、移動診療車の待合場所の話になりまして、いろいろと話を伺うことができました。公民館ロビーでの待合所は、違和感といたしますか、そういった感じがあるとか、納得されていないというような意見をいただいております。私も遊子川公民館は、何度も行っておりましたけれども、遊子川の診療所、あまり行ったことがなかったものですので、その後、遊子川の診療所も現地を見ました。畳敷きの座がありまして、大きな大黒柱があります。ちょうど3人の方が、その診療にこられておりましたけれども、2人ほど横になられて、家庭に居るような感じで診療を待たれておったというようなところでした。また、遊子川診療所は、皆さんも見られたと思っておりますけれども、映画、食堂ゆすかわのロケ地でもあります。そんなところを考えたときに、先ほどの公民館での待合所、そういった十二分な話し合いが地区住民あるいは診療所の利用されておる患者さん等々で行われたのかなという思いがします。そのようなことで、移動診療車の待合場所についての決定に至る



経緯をお伺いしたいと思います。仮に、公民館等を待合所にした場合、診療所の活用方法、これが問題になってくるのではなからうかと思えます。城川には、既に杉之瀬の診療所跡地というところもあります。私が議員になる前ですけれどもその跡地の利活用について若干耳にしたことがありますけれども、補助事業等で建設されておるといようなことで、ほかへの流用がなかなか難しいと、規制があるという話がありました。それを考える場合に、今回の遊子川の診療所の跡地の活用も何かそういった縛りがあるのではないかという気がしますけれども、可能なのか、何かいい考えがあるのか、そこら辺もお聞きしたいと思います。

続いて2番目の西予市立病院についてであります。先ほど、二宮議員も西予市地域医療対策プランについて質問されましたけれども、そのプランが本年3月に制定され、私たち議員にはタブレットで配信されております。推進スケジュールの中に、市立病院二次救急体制の一本化、病床再編、機能分担、IT化による医療情報の共有が、平成32年度に実施されるというスケジュールになっております。二次救急体制の一本化は、私が、横目8段といいますか、思いますに、まず、市民病院への一本化ではなからうかと、そう思います。まず、野村病院ではないなという気がしております。そういった中、どのような方向で先ほど言いました、32年度に行われるスケジュールの方法は、検討されているのか。お伺いしたいと思います。

市立病院の2番目、産婦人科の開設でありますけれども、西予市には過去5年間、平成29年には188人、28年には221人、27年には217人、26年には212人、25年には263人が生まれております。市内にはお産をする病院、あるいはクリニック等がないのが現状であります。実際私の娘も2年前に出産に里帰りをしてきました。俗にいう里帰り出産でありますけれども、大洲の産婦人科で出産をいたしました。管家市長は、市の施策として、最重要課題として、人口減少対策だと、29年、30年度のいずれの所信表明の中にもうたわれております。移住・定住施策、子育て環境の整備、子育て世代への支援などの政策の一助としての産婦人科の開設は、意義のあることだと思われませんが、そ

の考えについてお伺いしたいと思います。

## ○議長

藤井生活福祉部長。

## ○藤井生活福祉部長

河野議員のご質問にお答えをいたします。

移動診療車による巡回診療につきましては、本年4月末の西予市国民健康保険遊子川出張診療所及び惣川診療所の廃止により、8月から両地区において実施する運びとしております。ご質問の移動診療車の進捗状況ですが、車両及び搭載する医療機器につきましては、昨年11月に指名競争入札を行い、ことしの5月中旬には熊本県の工場において、担当職員による中間検査を行っております。現在は車両の艤装及び医療機器の搭載を行っており、6月末、今月末には納車の予定となっております。

次に、診療場所の決定に至る経緯についてでございますが、移動診療車及び患者様の安全な駐車スペースを確保する必要があること。また、巡回診療に当たり、巡回診療を実施していただく市立野村病院内の電子カルテと移動診療車に搭載する電子カルテをネットワークで接続する必要があることから、安全な駐車スペースが確保でき、既に西予市のネットワークが整備されている遊子川公民館を診療場所としたい旨を遊子川地区の方々に説明会及び意見交換会や地域医療セミナーにおいてご説明し、公民館を診療場所に決定したところでございます。その他、城川町の総務区長会及び区長会並びに広報会においてもご説明を行っております。また、ことしの1月には事業の概要についての文章を城川町内に全戸配布し、遊子川地区には5月の広報配布時に合わせて、さらに全戸配布を行い周知をしております。遊子川診療所におきましても、診察後に、看護師等より患者様へ説明を行っております。

続きまして、廃止された診療所跡地の活用方法についてでございますが、今後の遊子川診療所等の施設整備につきましては、厚生労働省所管の補助金の交付を受けて、施設の建設をしてきたところでございます。補助金等の交付を受けて取得した建物の処分については法律に基づき、承認の手続をする必要がありますが、平成20年度に財産処分の内容が緩和されたことによりまして、施設の用途廃止はできることになっております。用途廃

止承認申請につきましては、処分後の用途等が必要になることから、西予市公共施設等管理計画に基づき、地域住民や利用者の要望を踏まえて検討を行い、具体的な要望が出た段階で、財産の処分を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

山岡医療介護部長。

#### ○山岡医療介護部長

まず、河野議員からご質問のありました、二次救急体制の一本化、病床再編、機能分担等について、どのような方向で検討されているのかというお尋ねについて、答弁させていただきます。

地方の公立病院においては、医師不足や看護師不足等の影響によりまして、多くの病院で医療提供体制の維持が困難な状況が続いております。南予地方の救急医療体制は西予市民病院や野村病院などの中核病院が、二次救急体制を受け持ちまして、三次救急体制を市立宇和島病院に依存しているのが現状でございます。中核病院の二次救急体制が維持できなくなると、全ての救急患者が市立宇和島病院に搬送することになりまして、医療スタッフが疲弊し、南予全体の地域医療が崩壊しかねない状況に陥ります。平成29年3月に策定しました新病院改革プラン及び、先ほど言われました本年3月に策定しました地域医療プランにおきましては、現在、市民病院と野村病院が隔日交替で二次救急を受け入れておりますが、現状の医師、看護師等の数では厳しい状況であることから、二次救急患者の受け入れを平成32年度に西予市民病院に集約化することを目指しております。また、西予市民病院に救急を集約することで、一般病床が不足することが予測されることから、現在の市民病院の療養病床50床を一般病床に転換して154床とし、そのうち10床を地域包括ケア病床へ転換する方向で検討をしております。野村病院におきましては、一般病棟80床、うち20床を地域包括ケア病床に転換して機能を分担しながら、両市立病院を維持していく計画としております。病床再編の目標年度は先ほどと同じく32年度としておりますけれども、野村病院におきましては、今年第1回の定例会で議決をいただきまして、既に4月から一般病床を88床、そのうち、29床を地域包括ケア病床として再編に取り組んでいるところで

ございます。

次に、産婦人科の開設についてのお尋ねでございますが、河野議員ご指摘のとおり、現在西予市では、公立病院、開業医も含めまして、産婦人科がない状況でございます。西予市民病院に産婦人科を設置した場合、少なくとも2名から3名の産婦人科医が必要となりますが、他の診療科に比べ、苛酷な労働を強いられ、医療訴訟も多いことから希望する医学生や研修医が減少しているため、全国的な医師不足で産婦人科医の確保が困難な状況が続いております。加えまして当病院の規模では、医師の確保を大学医局からの派遣に頼らざるを得ない状況にありまして、岡山大学、また、愛媛大学医局を中心に医師の招聘に努めているところでありますが、医局に在籍する医師が激減し、派遣が厳しい状況でございます。また、医師のみならず、看護師等が不足の現状で産婦人科に必要な助産師等のスタッフを確保することが困難な状況にあることや新たに設備や病棟を新設しなければならないことから、産婦人科の設置は極めて困難な状況でございます。このような中、西予市民病院の婦人科につきましては、現在、週1回の外来診療を非常勤により支援をしていただいております。今後は、この婦人科を常勤化してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

河野議員。

#### ○6番河野清一君

まず、国保診療所について再質問をさせていただいたと思います。巡回診療車の運用ですけれども、管家市長所信表明の中で、運用範囲は、導入後の実績、意見等を聞いてさらに充実させることを検討するというふうなうたわれておりました。高額な診療車でありますので、その有効活用する意味でも、運用範囲のさらなる充実は、大変意義のあることであると思われまます。そういうことは、診療場所をふやすという意味にも取れますけれども、ふやす予定はあるのか。それと、移動診療車におきましては、病院との電子カルテ等とのやりとりを行う必要があると。ネットワークが整備された公民館が最適であるという答弁ですけれども、二宮議員の遠隔診療の際にも、山岡部長よりの答弁の中で、タブレット、スマホ等によ

る情報通信機器で情報やりとりするという答弁がありました。そういったこと考えたときに、今から診療場所もふやしていかなければいけない。いろいろな場所での診療を考えると、再考されて診療所の活用、あるいは、ほかの場所での運行というのも再考していただけたらと思います。そこら辺のお考えはどうでしょうか。お伺いします。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

河野議員のご質問にお答えをいたします。

移動診療車による巡回診療につきましては、議員がおっしゃられましたとおり、事業の評価をしていくため、仮称ではございますが、西予市移動診療車事業運営評価委員会を設置し、事業効果等を検証してまいります。その検証結果に基づき、地域住民や医師会などの関係機関等と協議を行い、今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。今後、もし移動診療車による巡回診療を拡充した場合、西予市のネットワークが繋がっていない場所につきましては、野村病院の電子カルテの更新時期が平成32年度とお聞きしておりますので、そのタイミングに合わせて、モバイルデータ通信で接続できる最新のICTを活用することもあわせて今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

河野議員。

**○6番河野清一君**

評価委員会で検討して、ゆくゆくは広げたいという意味じゃなかろうかと思えますけれども、遊子川に関しましても、一度決定したことでありますけれども、変更等の再考をお願いしたらと思えます。

次に、2点目の西予市立病院についての再質問をさせていただきます。やはり、市民病院の一本化ではありますが、野村病院に一本化されると、大変な批判があるのではなかろうかと思えますけれども、城川におきましては、先ほどもありましたように、救急が24時間体制になりまして、素早く対応していただいております。私どもも含めまして、住民全員が大変安心を

しておるところでありますけれども、二次救急が市民病院に一本化されますと、救急の24時間体制の効果といいますか、運用が半減、効果として何か半減するんでなかろうかという気がいたします。そういった場合、野村、城川での辺地での救急医療体制の弱体が予想されますけれども、一本化のされた後の対応ですよね。それは何か策を練られておられるのか、お伺いしたいと思います。

**○議長**

山岡医療介護部長。

**○山岡医療介護部長**

河野議員からのご心配といいますか、一本化された後の野村、城川地域の体制っていうか、どう考えているのかということについて、お答えをいたします。

現時点では、市民の救急搬送所要時間に対する不安を緩和するためにも、昼間の野村及び城川地域の救急患者やかかりつけ患者につきましては、野村病院で受け入れる計画としております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

河野議員。

**○6番河野清一君**

野村病院でも対応していただくということで、何か、ホッとするところもありますけれども、再考した、再考と言いますか、さらなる対応の充実をお願いしたらと思えます。

産科についてでありますけれども、極めて困難な状況であるという答弁でありましたけれども、ここ西予市は、日本初の産科女医シーボルトの娘、楠本イネの偉業を顕彰し、おイネ賞事業を行っているところであります。その西予市に産科医がないというのは何か悲しい思いといたしますかするわけであります。実は新聞記事、5月の28日と30日でありましたけれども、院内助産という制度があるそうでした、産科の全国的な医師不足を背景としてリスクの比較的低い分娩の際に、医師ではなく、原則として助産師のみが対応するニーズが高まっていると。院内助産のですね。導入する医療機関は、各地で増加傾向にあるという記事がありました。さらには、八幡浜市におきまして、現在八幡浜病院、婦人科だけでありますけれども、将来的な産科の再開に向けて、助産師の確保のため、助産師に助産師免許取得の学費を全額助成すると

いう記事が載っておりました。そういったふうにはほかのところでは、さまざまな医療体制の充実に向けて施策をされております。西予市におきましても、先ほども言いましたように、楠本イネの事業している西予市、前向きに産科医の確保といたしますか、開設に検討課題としていただけたらと思っております。

続きまして、3番目の第一次産業対策についてお伺いいたします。

農林業振興対策として、市当局では、国、県等のさまざまな補助事業を活用されていると思われまます。その上に、市単独事業を制定していただき、いろいろと実施されていると思っておりますが、その内容をお伺いしたいと思います。

2番目に、その市単独事業の中に、認定農業者等支援事業があると思われまます。この事業は、その目的に、担い手の減少や高齢化の進行等、生産構造の脆弱化が進む中、地域や集落において農業を主体となって支える認定農業者等の確保と育成を図ると。そのために必要な費用の一部を助成するとあります。この事業、平成25年から5年間実施されておりますけれども、その5年間の申請件数、事業実施件数、補助額の実績をお伺いしたいと思います。

3番目に、西予市には、面積の75%を占める森林があります。市内におきましては、森林組合あるいは、エフシー等の組合法人のほかに、個人の林家も大勢いられると思っております。先ほどの組合法人あるいは最近言われております、自伐型林業の推進のほうにおきましては、国・県等の補助事業があると聞いております。ただ、個人の林家に対する補助事業は、余りないのが現状ではなかろうかと思っておりますが、その林家に対する補助事業、市単独事業でありますけど、どのようなものをなさっているのか、お伺いいたします。

#### ○議長

酒井産業部長。

#### ○酒井産業部長

1番目の西予市の農林業振興対策については、国や県の補助事業を最大限に活用することを大前提として推進しておりますが、細やかな農林業施策の展開を図るためには、市の単独事業も必要不可欠なところだと考えております。そこで、市の単独補助事業の農業振興に対する状況ですが、認

定農業者や認定新規就農者等の確保と育成を図るため、認定農業者支援事業で農業用機械や施設整備に必要な費用の一部を助成しております。また、産直や地産地消を推進し、意欲ある農家が生産する農産物の安定継続的な出荷を図るために必要な小型機械や簡易施設等の整備費用の一部を助成する農産物出荷者育成支援事業も行っております。このほかにも、JA東宇和を通じて出荷した重点推奨野菜品目の過去3年間の市場価格平均を補償基準価格として、価格差を補助する野菜安定対策事業。人手不足、高齢農家の安定生産と農業者及び農業生産団体の所得向上を図るため、農作業ヘルパーを導入する事業。野生鳥獣の侵入を防止するための電気柵、ワイヤーメッシュ柵など資材費の一部を補助する農作物鳥獣害防止対策事業。果樹農業の振興を図るため機械や資材の一部を補助する次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業などがあります。

畜産におきましては、畜産振興対策事業で、ふん尿対策や防疫、優良家畜導入や飼料混合施設運営などへ補助を行うとともに、酪農振興対策事業では、環境保全、防疫対策、後継牛育成確保、酪農後継者確保対策としてのヘルパー事業などといった支援を行っております。

農業土木事業では、市単独土地改良事業において、農業用地の補修、南予用水施設維持管理事業による畑地かんがい施設の修繕、市単独農業用施設維持管理材料支給事業による生コン、横断溝等の資材支給などがございます。

次に、林業振興に対する市単独事業の現状でございますが、木材の利用拡大といたしまして住宅の木材使用量に応じた補助、市産財木造住宅建設促進事業、森林整備促進といたしまして、市場出荷材積量に応じた補助、間伐材出荷促進対策事業、また、自伐林家支援事業では、測量に対する補助を行っておるところでございます。

その他、基盤整備強化対策としまして、林業作業道改良補修及び開設事業に対して補助を行い、林業振興を図っているところでございます。今後も国・県の補助事業を活用しつつ、市単独補助事業により、継続、発展的な農林業の振興を進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問のありました市単独事業の認定農業者等支援事業の実績についてご回答をさせてい

たきます。

平成25年度、申請件数70件、実施件数47件、補助金額1994万5000円。平成26年度、申請件数63件、実施件数38件、補助金額1992万2000円。平成27年度、申請件数66件、実施件数39件、補助金額1977万4000円。平成28年度、申請件数47件、実施件数46件、補助金額1978万6000円。平成29年度、申請件数67件、実施件数35件、補助金額2053万8000円。2期6年の5年目で申請件数が313件、実施件数が205件、補助金額が9996万5000円の実績となっております。

次に最後のご質問の林家対策について、まず森林整備に対する国・県補助金の造林・間伐事業がございます。採択要件として計画に基づく森林が対象です。いわゆる団地化、集約化による森林経営計画の策定が必要となりますので、林家の方は森林組合及び、林業事業体に委託して事業を実施されております。

次に、市単独事業の支援といたしましては、間伐材出荷促進対策事業により、市場出荷材積に対して、1立方メートル当たり800円を乗じた金額を上限50万円で補助を行い、土場から市場までの搬出経費の負担の軽減を図っております。また、自伐林家等小規模な林業経営に対しましては、平成30年度から自伐林家支援事業を創設し、県補助を受けるために、申請に要する経費の負担軽減を図っているところでございます。林業振興につきましても、路網整備を基盤として、団地化を図り、継続的な森林整備による森林資源の有効活用と林家の所得向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

河野議員。

#### ○6番河野清一君

市単独事業としてさまざまな事業なされておるようです。先ほども述べましたけれども、遊子川での市民と議会との意見交換会の中でも、農業補助事業について、意見等が出ました。なかなか該当するといいますか、要件に合う補助事業がないと。もっと高齢者といいますか、50代、60代の新規の何といいますか、農業者、新しくされるときにも、何か支援があればええがという話がありました。そこら辺の対応も、今後、課題として取り

上げていただけたらと思います。

再質問でありますけれども、認定農業者等支援事業でありますけれども、申請件数が313件、実施件数が205件、これ差し引きますと108件の不採択があります。28年度には47件の申請で46件とほぼ100%とは言いませんけれども、採択されておりますけれども、トータルでは108件の不採択があったと。その後の対応、この不採択事業に対する対応はどのようにされておるのかと、この認定農業者等支援事業でありますけれども、本年30年度で最終年度であります。大変農業者等には大変有意義な事業であると、皆さんから話を聞いております。ぜひ続けていただきたく、事業継続の是非をお伺いしたいと思います。

#### ○議長

酒井産業部長。

#### ○酒井産業部長

お尋ね2点あったかと思えます。

1点目の事業補助採択にならなかった場合のという部分がありますが、まず事業補助の採択基準項目に関しましては、補助事業者を決定する上で、採点基準項目というものを設けており、経営面積の拡大や農業所得の目標設定、新品種の導入、栽培管理技術の改善、品質向上などがあります。また、6年間のうち、何回も同じ事業者が申請してこられる場合もありますので、こういう場合も点数的には落ちて、予算というもんが決まっておりますので、不採択になる場合があるかと思えますが、チャンスが何回かありますので不採択の方も、もし申請にできるようであれば次年度にさせていただくような指導をしてきたところでございます。ただしことしでこの事業は終わりますので次の2番目の再質問になろうかと思うんですけど、今のところ、31年度は事業を想定しておりません。しかし、この6年間の取り組みや成果、今後の課題などを十分に検討して、31年度において事業内容、要件等を精査した上で、必要であれば、新たな事業としてご提案できればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

河野議員。

#### ○6番河野清一君

前向きな答弁でありました。31年度、休まず続

けて、ぜひともお願いしたらと思います。そういった中に林家の方も少し混ぜていただくといいですか、対象にするというような拡充をしてさらなる好評な事業にしていきたいと思います。答弁はかんません。

時間もありませんので、次、水道事業についてであります。水道事業、本年2月の大寒波に伴います水道管、給水器具等の凍結破損にて、漏水が多発したところは、ニュースに新しいところがあります。その後、上水道を対象とした水道料金の減額が実施されていると聞いております。申請件数、あるいは、減額の金額等が把握されておればお聞きしたいと思います。さらに、上水道だけの減額措置ではなく、3月の山本議員も一般質問されておりましたけれども、簡易水道、小規模水道施設もいろいろと破損といいますか、被害が出ておると。そういった施設においても、減免措置の対応、拡大の考えはないのか、お伺いしたいと思います。

**○議長**

岩瀬建設部長。

**○岩瀬建設部長**

ご質問をいただきました上水道事業における漏水時の水道料金減額措置についてお答えをいたします。ことし2月の記録的な寒波による減額措置の申請件数は、5月31日を期限としておりましたが、申請件数は394件、そのうち減額処理が確定しております金額は219万8949円であります。

次に、上水道事業で運用されている減額措置を簡易水道や小規模水道施設の水道料金でも行えないかとお尋ねがございました。今回の寒波による急激な冷え込みは市内全域の気象状況であり、水道管や給水器具の破損による漏水は市内全域で発生しており、上水道以外の使用の皆様におかれましても、通常使用以上の水道使用料となっております。この漏水した水道料金の取り扱いでございますが、議員もご存じの通り、城川町には簡易水道や小規模な水道施設が64箇所、また、市内全域では102の施設がございます。それぞれの水道料金体系での収入を財源として地域の皆様に維持管理をお願いしているところでございます。また、各水道組合の運営方法につきましても、地域の歴史や特性を考慮したものであることから、上水道事業のように、漏水による減額等の取り扱い

を統一することが困難であると考えられます。今回の漏水におきましても、水道組合によっては独自の減額措置を講じられておられるところもありますので、今回の事案を契機に各水道組合でご検討いただけるよう進めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

河野議員。

**○6番河野清一君**

組合ごとの対応をお願いするという答弁であったろうかと思いますが、同じ市民であって、上水道、簡易水道、小規模水道とさまざまな経営形態というかそういった組合があるかとは思いますが、市民には、平等に公共サービスを受ける権利があると思います。組合ごとの料金体制の中で、水道料金の高いところもあれば安いところもあると思いますが、水道施設として、ある程度の整備といいますか、規格で運営されておるところにつきましては、やはり、市として、そういった突発的、記録的、想定外の事案の時には、水道料金の減免をしていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

**○議長**

岩瀬建設部長。

**○岩瀬建設部長**

簡易水道等での減免処理を取り扱っている施設につきましては、宇和地区では対象がございません。野村地区につきましては7施設、また城川地区におかれましては2施設で減免を独自に講じられている状況でございます。また、議員の地元でございます魚成地区簡易水道におかれましては、今回の事案を契機に減額措置の運用を検討していると伺っておりますので、各簡易水道組合への波及について、今後期待を寄せるところでありまして、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

河野議員。

**○6番河野清一君**

各組合の対応に任ずというような感じじゃなかろうかと思いますが、岩瀬部長、今年新しく部長になりました。ぜひとも、そういったこと

で、新しい施策といえますか、そういったことを考えて前向きに考えていただいて、突発的なときには、市民全員に同じサービスができるというような方向で、前向きに検討していただいたらと思います。

以上、時間も迫りましたので、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長**

暫時休憩をいたします。（休憩 午前11時11分）

**○議長**

再開いたします。（再開 午前11時25分）

次に12番井関陽一君。

12番井関陽一君。

**○12番井関陽一君**

議席番号12番、会派こころざしの井関陽一でございます。本定例会の最後の質問者となりました。ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきますが、その前に6月3日に管家市長を初め、兵頭県議、酒井議長も出席いただきまして、宮中新嘗祭に献穀する米と粟の田植祭と播種祭が行われました。粟の献穀者の岩口公一さんと米の献穀者の橋本勝さんが、無事に収穫することができ、献穀できますことを心よりご祈念申し上げたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回は、農業振興について、地産地消について、ふるさと納税について、大きく分けてこの3点について質問をさせていただきます。

まず、農業振興についてですが、その一つ畜産振興について。愛媛県は県のクラスター事業要件に満たない事業につきまして県単独のクラスター事業を用意していただいております。29年度事業におきましては、ほぼ西予市からの要望に対して、100%答えていただいたわけなんですけども、30年度事業では、これが大きく減りまして、40%しか採用されておりません。積み残しの事業が数多く出ております。これを西予市としては把握されているのか、また把握されているのであれば、今後この対策をどうされるのかまずお伺いしたいと思います。

**○議長**

酒井産業部長。

**○酒井産業部長**

井関議員お尋ねの意欲ある愛媛の畜産担い手応援事業については、平成29年度と平成30年度において県内の畜産クラスター協議会が取り組む収益力向上のための畜産関連施設の整備や家畜導入を県が独自に支援するというもので、本市においても市が上乘せ補助を行い、事業の推進を図っております。平成29年度においては、東宇和畜産クラスター協議会、南予畜産クラスター協議会、伊賀上肉用牛クラスター協議会の3協議会から計34件、金額にいたしまして、2191万4000円の事業申請に対し約9割の採択がございました。平成30年度においては、東宇和畜産クラスター協議会が26件、1838万円。南予畜産クラスター協議会が6件、682万1000円の事業申請を行い、約4割が採択となりました。本事業が最終年度であることから申請件数が多く、約6割が不採択となり、県内最大の畜産業を誇る当市といたしましては、生産基盤の強化や安定的な経営が図れるなど畜産担い手の確保にとっては重要な事業であり、今やらなければならない効果的な事業と認識し、県に対して補助金の増額及び事業継続を知事要望や機会あるごとに要望をしておるところでございますが、今年度の県補助金増額は厳しい状況であることから、市といたしましては、県の不採択事業であっても、全額自己資金で事業を実施しようとする畜産農家の意欲ある取り組みに対しまして、市の単独分を補助する予算を本定例議案第79号「西予市一般会計補正予算（第1号）」に計上し、西予市の畜産振興を図りたいと考えておりますので、ご理解、ご支援をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

**○議長**

井関議員。

**○12番井関陽一君**

ありがとうございます。本当に今、言っていたいただきましたが、本年度は増額は難しいということでもございましたが、ぜひ継続をお願いしておきたいと思っております。そしてまた積み残しの分に関しまして市単独で補助をしていくということでもございましたが、市単独でありますと6分の1補助ということになりますので、6分の5が自己負担と自己資金ということになりますのでなかなか設備投資難しいんじゃないかなと思いますので、できうることでありましたら、事業継続をしてい

ただきまして、次年度で構いませんので、そちらのほうで事業採択していただけるような方向をぜひお願いしたらと思います。議会からもこういう意見がありましたということでまた県に対しても強く要望をお願いしたらと思います。よろしくお願いいたします。

次に、酪農研修施設を兼ねた牧場についてということでございますが、西予市はピーク時、平成17年頃だったと思うんですけども、乳量は2万4000トンを超えるような乳量を絞っておりました。現在では1万5000トンを超えてきまして、酪農家戸数も50戸を割り込んでしましまして、49戸となっているのが今の現状でございます。このような状況の中、朗報もあつたわけなんですけど、廃業される農家の跡を親族ではない方が事業継承するというものでございました。このことに関しましては、西予の広報でも取り上げていただくようでございますが、そういう事業がございました。畜産を勉強された方であっても、今、畜産経営に乗り出すということは本当に大きな資金がかかります。50頭規模の酪農経営をしようと思った場合には、牛代だけでも3、4000万円。初妊牛だけでそろえろうとしますと5000万円程度かかります。その上に、牛舎、搾乳施設が必要になりますので、およそ1億円の投資が必要となってきます。いきなりこの酪農経営に乗り出すというようなことは、今の現状を考えますとできるわけがございません。酪農家戸数も減り、乳量も減っている中、産業として西予市の産業として残していくためにも、今回、J A東宇和で酪農研修施設を兼ねた牧場をつくるべく検討委員会ができています。愛媛県下の半分の乳量を搾乳しているこの産地として生き残りをかけた取り組みであると思っております。

そこで、お伺いをいたします。先ほど事業継承がうまくいった事例を申し上げましたが、研修生を受け入れて、こういった事例をふやしていくことや大規模な酪農の成功事例をつくり、そこに、バイオマスガス発電等々を視野に入れた施設も一緒に行いますと、昨日、宇都宮俊文議員の質問にありました生ごみの処理、こういったものも、そういう施設と一緒に処理していくことができるのではないかと考えております。今回、行政とJ Aが協力して、この事業を推し進めるべきではない

かと考えておりますが、行政のお考えをお伺いいたします。

#### ○議長

酒井産業部長。

#### ○酒井産業部長

ただいまの質問、先にちょっとお断りをしておきますが、J A東宇和から具体的な推進予定や要請を受けておりませんし、事業規模、内容についても不明のため、明確な答弁にはならないかと思いますが、現時点での市としての考え方を述べさせていただきます。

まず、当市の酪農情勢は、高齢化や担い手、後継者不足に加え、飼料価格の高どまりなどまだまだ厳しい経営環境が続いておりますが、県内生産乳量の約5割を占める県下最大の酪農団地として1万4272トンの実績を上げられております。しかし、生乳生産量は年々減少し、10年前と比較しますと、2万1681トンで約66%程度にまで落ち込み、農家数も38戸の減少で、現在の農家数は49戸となっております。酪農業は市の地域経済においても重要な主産業であり、酪農後継者の確保は喫緊の課題となっており、この酪農研修施設を兼ねた牧場建設計画は、酪農団地の維持や研修生の受け入れ、担い手、後継者の確保など地域農業の振興対策にもなり、また、畜産関連施設やコントラクター研究会、酪農ヘルパー利用組合などさまざまな組織を巻き込むことで、雇用及び新規就農支援や営農支援など技術と経営の両面から一体的なサポートも可能であり、廃業や離農された遊休畜舎等を再利用するなど、あらゆる効果が期待できると考えております。今後、J A東宇和や酪農経営者協議会などが主体となる調査、研究の機会においては、西予市としても積極的に参画し、酪農の発展とともに市の農業振興につながる重要な施策ととらえ、事業の具体化に向けて、支援をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

井関議員。

#### ○12番井関陽一君

もうほぼ100%の回答ではなかったかと思しますので、再質問というわけにもいきませんが、調査、研究をしていく範囲の中におきまして西予市も積極的に参加をしていただけないかと考えております。



ございましたので、ぜひ参加をしていただきまして、有用な土地、あるいは、JAが探した土地等におきまして、いろいろなご助言、あるいは西予市が持っている土地であればご寄附いただくなど、そういった助成のことも考えてもらいたいと思っております。今日はJAのほうからも担当職員といいますが、職員が2名ほど傍聴に来ていただいておりますが、恐らく、まだ西予市としてはまだ検討段階に入っていない段階だから、詳しい内容の答弁は出ませんよってということは言っておりましたが、これが足がかりとなりますようによろしくお願ひしたらと思っております。

それでは次に、農業振興の二つ目について、農地の有効利用について質問させていただきます。今全国で話題となっております農地付き空き家といいますが、空き家に農地を付けたものでございますが、これをセットとして移住者を呼び込むという事業が各地で行われております。西予市におきましては、農業委員会のほうでこれをどのようにとらえておられるのかお伺ひしたいと思います。

#### ○議長

酒井産業部長。

#### ○酒井産業部長

農地付き空き家に係る下限面積の緩和につきましては、平成30年1月22日付けで、空き家対策の所管課でもありますまちづくり推進課から農業委員会会長宛てに1アール程度へ引き下げを検討するよう要望書が提出されました。また、全国的に農ある暮らしを求め、田舎への移住を希望される方がふえ、家庭菜園程度の農地を求められる相談がふえていること。愛媛県も移住促進については、移住の受け皿となる市町村を中心に関連団体や企業、移住コンシェルジュなどが連携し、オール愛媛で取り組んでおるところから、農業委員会では、先進地である島根県雲南市への農業委員視察研修や中国四国農政局との協議など、慎重に検討を進めてまいりました。その結果、西予市空き家情報提供制度に登録された空き家に附属した農地限定で地番を指定して、下限面積の特例として1アールとすることを平成30年3月23日開催の定例総会に決定をしております。ただいま、この準備をしているところでございます。これにより、移住される方は、農地法第3条の規定に基づき、

指定された農地を取得できることとなります。なお、西予市在住の方も対象者となりますのでつけ加えておきます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

井関議員。

#### ○12番井関陽一君

西予市の農業委員会としてもいち早く取り組まれているみたいでございまして、空き家に登録をされている物件に農地を付けて、移住者を呼び込むということができるような体制になりつつあるということをお聞きいたしました。島根県の研修も終えまして、そういうことになったんだろうと思いますが、全国では本当に0.01アール、1平米からそういうのを認めるという農業委員会もあるようでございますが、私がちょっと気になっているのは、今ほど言われましたが、農地法第3条の許可にてこれを認めるということでございますが、この農地法第3条ということになりますと、これは農地をあくまでも守るとというのが前提になるんじゃないかなと思いますので、この3条で許可を出すというのがどうもちょっと私としてはひっかかっているんですが、5条許可ということになりますと、農地を転用しての許可ということになりますけども、この農地のままで5条対応ができるってようなことが考えられないものかなと、私個人で思っております。3条の中で動いていきますと、1アールの農家が誕生したという考え方というのが、私の考え方がおかしいんかもしれませんが、1アールであれ、農地法で認められた農地をその人が取得されたということはその方は農家と認められるという形になってしまうんじゃないかなという気がいたします。ゆくゆくはそういうふうには1アールから始めて農家になっていただいただけというのは非常にうれしいことではございますが、この考え方でいきますと3条とちょっと不都合があるんじゃないかなと思いますので、この今回に関しての内容を聞きますと、家庭菜園程度でやっていきたいという方をこの西予市に来ていただけるということになるのであれば、その土地を一応5条の許可という形で、土地そのものの目的を、転用するかどうかというのはともかくとして、特例として行うわけでございますので、5条の中でこれを動かすのがいいんじゃない

ないかなと私個人は考えるんですがその辺のことはどういうふうにお考えになりますか。

**○議長**

酒井産業部長。

**○酒井産業部長**

井関議員がおっしゃられる意味も十分理解をいたしますが、5条の申請ということになりますと、そのままそこを農地、家庭菜園として使うのがちょっとできるのかなという感じにもなりますし、議員がおっしゃるように3条で10平米でも、農家かというようなところで、非常に難しい判断になると思うんですけど、この件に関しましては、西予市議会で申し上げる、答弁するような問題でもなく、これ農地法のほうで、本当に根本から協議をしていただかなければ、西予市の農業委員会としての立ち場でものが言えるものではないと考えますので、もうしばらく勉強、研究をさせていただく時間をいただいたらと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

井関議員。

**○12番井関陽一君**

ぜひともこの3条、5条の問題は難しい。私も本当に難しいと思っております。この辺を十分に検討をしていただいたらと思っております。

この件に関してもう1点だけ。農地付き空き家を購入された人の農地の部分、ここの農地の部分の利用についてはどういう義務付けをされているのかということなんですけど、あくまでも、もう農地としてしか利用ができないのか、あるいは駐車場なんかとして利用できるのか、その辺のことも含めまして、3条、5条の問題に先ほどなるんですが、そこの辺の農地付きとしての利用を義務付けられるのかどうかそこの辺はどういうふうにお考えでしょうか。

**○議長**

酒井産業部長。

**○酒井産業部長**

3条で取得ということになりますと農業をしてもらわないといけないと、家庭菜園でもよろしいのでしていただければいけないということになるかと思えます。ただ空き家を買う立場になりますと、家を構えると車を停めるところも必要になりま

すし、そういうようなことで最初の取得はそういうような状態で取得したんだけど、家庭菜園より駐車場のほうが優先じゃということになると、駐車場にするように5条の申請をしていただくというような申請になるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

井関議員。

**○12番井関陽一君**

そういうふうな指導のほどをよろしく願いしたらと思います。本当にこの農地付きで移住者の方がふえるということは、非常に大歓迎でございますので、この政策は進めていってほしいとは、私個人は思っているんですけども。その辺の整合性だけはきちんととっていただけたらと思っております。

では次の質問に移らせていただきます。今ほどの質問とは逆になるわけなんですけど、農振地に隣接している戸建ての方が、農地を購入する手だてが本当に難しく、実際には購入できないというのが今の現状でございます。農家の方は逆に売れないという現状があります。先ほど問題といたしました3条がネックになるわけなんですけども、住宅に隣接しているような土地で、農業振興に影響がないと思われる農地、本当の住宅の近くで、そこが農地としてなっているんですが、そこが別に農地じゃなくなったとしても農業振興には影響ないですよってというような土地に関しても今の状況では売買ができないような状況になっております。これを何とか売買できるような手だてがないものか、お伺いしたいと思います。

**○議長**

酒井産業部長。

**○酒井産業部長**

農地を取得する場合は農地法第3条の規定により、農業委員会の許可が必要でございます。要件としましてみずから耕作する農地が、下限面積を上回ることや家族の状況、保有している機械の状況などで農作業の環境が十分に整っているか等の許可基準を満たすことで、取得できることとなっております。ご質問の農家でない方が隣接する農地を購入する場合においても、同様の要件が必要となっているため、農地法の改正がない限り、自

由な売買はできません。国の施策においては地域の担い手や大規模農家への集積を推進している中、西予市農業委員会としましては、下限面積について農地法施行規則第17条第2項により、明浜町、三瓶町、城川町の区域では50アールを30アールまで引き下げて弾力的に運用をしているところでございます。今後においては、全国的な流れを見ながら対応してまいりたいと考えており、担い手の集積を推進し、さまざまな農業施策を通じて、農地の有効利用に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

### ○議長

井関議員。

### ○12番井関陽一君

もう言われることはごもっともでございますが、なかなか実情とそぐわないところが出てきているんじゃないかなと思っております。この人口減少が起こった中でいつまでもそれがなかなかこう改善されていかないということになりますと、結局その場所は荒地地となって耕作者がいなくなって荒地地になってしまうということがございまして、そうすると、農業振興においてもそのことは余り好ましい状態ではないと思われまので、確かに法律の中で動いていますので、今の、先ほどの農地付き空き家じゃありませんが、条件付きといいますか、そういう特例的なものでそういうのができないかなと考えておりますので、ぜひそちらのほうもご一考願ったらと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。地産地消について、創生特別委員会で学校給食の地産地消についてはいろいろと研修をさせていただきました。それらの報告につきましても、二宮委員長のほうから議会に対して報告したとおりでございます。既に稼働していますせいよ西学校給食センターでは、米を初め、野菜についても、地産地消に取り組まれているとお聞きいたしております。現在どのようなことに取り組まれているのかという内容と、今後取り組まれるであろうせいよ東学校給食センター、野村学校給食センターですが、こちらでの取り組みの内容が今後どうなっていくのか。地産地消に対応するため、新しい野村のほうでは野菜洗浄の機械といいますか

施設も用意されているようでございますので、どのようなことを考えておられるのかお伺いしたいと思います。

### ○議長

高橋教育部長。

### ○高橋教育部長

失礼いたします。それでは井関議員からのお尋ねにご答弁申し上げます。

まず、せいよ西学校給食センターにおける地産地消の取り組み状況について少しご説明させていただきます。主食であります米につきましては、地産地消とあわせて、食育事業の推進を図るため、今年度から新たに減農薬宇和米コンヒカリをJ A東宇和から直接購入し、地元農家が栽培した安心安全な食材の提供に努めているところでございます。また、野菜の仕入れにつきましても、既存の市内事業者の協力を得まして、J A東宇和との連携のもと、旬の地元産野菜の納入が可能になりました。現在、西予市産のキュウリやキャベツなどを使用しているところでございます。

次に、現在、野村町に建設中でございますせいよ東学校給食センターの今後の取り組みについてご説明申し上げます。地産地消に関しまして、せいよ東学校給食センターの今後の取り組みへの参考にするため、市内のほかの給食センター、また、自校式の給食調理場で利用している納入業者を対象に、せいよ東学校給食センターへの納入が可能か。また、地産地消につながる地場産物の取り扱いができるかどうかの調査をことし5月に行いました。その結果でございますが、市内全体の学校給食に関する取引を行っている約60業者のうち、地産地消の取り組みにつながる地場産物の取り扱いができる業者は、10業者程度とまだまだ少ない状況でございました。また、地場産物は納入できるものの各給食センターには納入時間に制約があるため、せいよ西給食センターや三瓶給食センターに加えて、せいよ東学校給食センターへも納入することは困難であるという業者もあり、食材搬送について課題があるということもわかりました。このような状況を踏まえた中で、せいよ東学校給食センターでも、今まで学校給食に携わっていただいた業者の方々に引き続きご協力いただくとともに、野村、城川地域の実情に応じた販売ルートの検討など、関係各課や事業者と連携しな

がら、地場産物が学校給食に活用できる仕組みを積極的に構築していく必要があると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

井関議員。

**○12番井関陽一君**

せいよ西におかれましては、米の地産地消ということで、議会にも諮っていただきまして、補助金をつけるということで減農薬米、特裁米ですが、それを使用することとなっております。そういうところで東でも当然米のほうは、利用していただけるんだろうなとは思っておるんですが、その特裁米を使われるのか、あるいはもっと有名な米を使われるのか、野村でありましたら、小玉議員がおられます阿下のほうでは、本当に売り値が高い、2万円超えるような石割米というような、本当に特別米を栽培されている方もございます。そういったものを使えというわけではございませんけども、本当に地元の誇れるものを子どもたちに食べさせていただきまして、先ほど食育という話もございましたが、そういった観点からもぜひ地元の野菜あるいは農産物、そういったものが、十二分に利用していただけるようなシステムづくりをぜひとも行っていただきたいなと考えておるところでございます。野村、城川独自の事業者っていうのはあんまりございませんけども、百姓百品でありますとか、個人的にやられている方から収集する新たなシステムをつくるとか、そういったことをぜひともやってほしいなと思っておりますが、学校給食センター自体で、新たに自分たちで野菜とかを集出荷して自分たちのところに集めてくるというなことを考えられたことはございませんでしょうか。

**○議長**

高橋教育部長。

**○高橋教育部長**

今ほどは井関議員のほうからぜひ野村、城川の産品を特にやはり使って欲しいというようなこともございました。

現在、西予市内の学校で使っております米のほうは全て西予市産の米を使っております。ただ、食育推進を行うという趣旨といたしましては、やはり生産者の顔が見える特別栽培米というのは大

変私も重要だというふうに思っております。ですから今後、できればそういった意味で、せいよ東給食センターのほうでは、野村や城川の米の納入を検討してみたいなというふうに思っております。ただ、せいよ西センターでも今年度からこの特別栽培米のほうは導入を始めたばかりでございますので、その検証も行いながら学校給食における地産地消を今後、前向きに進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いしたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

井関議員。

**○12番井関陽一君**

ありがとうございました。学校給食センターにおかれましては、学校センターということはありませんが、学校給食におかれましては、牛乳のほうもらくれの牛乳を使っていたいております。先ほども申しましたが、県下半分の乳量を西予市が持っているということもございます。大変お世話になっているところでございますが、食育のほうも毎年この西予市内でも、7、8箇所、食育教育として、牛乳の、牛乳のというか牛乳ができるまでというようなことを学校に出向きまして、食育教育を行っているところでございますので、またそちらのほうもぜひいろいろな学校で利用していただいたらなと思っております。これは答弁は要りませんので、ぜひとも学校給食で使われている牛乳に対する食育というものも各学校で今行ってはもらっていますが、また、どしどしと申し込んでいただいたらなと思っております。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。ふるさと納税についてですが、ふるさと納税は、今現在ネット上のサイト、ふるさとチョイスにも掲載されるようになりまして、その後西予市に対する額は飛躍的に伸びていると思っております。その返礼品ですが、魚、米、ジュース、花など多品目が準備されておって、非常によろしいのじゃないかなと考えております。これらに加えまして、昨年、創生特別委員会で視察しました北海道の東川町では、ひがしかわ株主制度という取り組みを行われていました。大変非常にユニークな取り組みだなと感じましたので、ご紹介して提案させていただいたらと思うんですが、ふるさと納

税という形で、東川町にご寄附いただいた方を対象とし、1万円以上ですが、その人を対象とし、永久株主となっただき、東川町特別町民認定証というのと株主カードというのをその人に送ります。その株数に応じて、寄附額に応じまして、一般でいう返礼品でございますが、特産品のプレゼントもされているようでございます。ここからなんですが、株主は、その株主そのもの、その方を東川町の応援隊と考えて、東川町で実施される目的に対して、その目的を選べる、西予市でも今現在行っておりますが、こういうことに使ってくださいということができるようになっています。そしてその実績報告書が寄附者に対して送られています。こういったことは西予市でもすぐにできるんじゃないかなと思いますのでぜひやっていただきたいなと感じているところでございます。また、来町いただいた方に対しまして、株主カードってというか、カードを見せていただきますと、割引としてホテルが利用できたり、レンタカーが利用できたり、また、ソフトクリームなどが安かったりというようなことで、カードを持っている人が来町しやすい形をとられておりました。

こういったことに関しましては、西予市でもいろいろ取り組めるんじゃないかなと私なりにちょっと考えているんですけども。西予市で考えるのであれば、人気があります、今朝霧湖マラソンがありますが、これのエントリーの権利とか、あるいは参加費の割引あるいは、今、いろいろと問題となっております四つの温浴施設の利用券であったりとか。そういったことをいろいろ取り組むことができるんじゃないかなと思いますので、今、管家市長が新たに小規模多機能自治の一環として、公民館のことを考えておられますが、こういった内容につきましても地元でいろいろ発想した中で、返礼品の中に加えていくことができるんじゃないかなと。品物ではなく、人物であったりとか、あるいはいろいろなイベントの参加権であったりとか、そういったものをやりながら、他所からのお客様を西予市に来てもらえるというような取り組みをこの返礼品の中でいろいろ考えていくというのは一つの今からの時代にそぐうんじゃないかなと思いますので、西予市版のこの株主制度的なものを考えてはどうかと思うんですけども、理事者のお考えをお伺いしたいと思います。

## ○議長

三好総務企画部長。

## ○三好総務企画部長

今ほど井関議員のほうからありがたいご提案いただきました。まことにありがとうございます。

当市におけますふるさと納税推進に係る取り組みにつきましては、ご案内のとおり、寄附者へ市内特産品を返戻品として、贈呈することで、市内業者におけます販路の拡大を初め、生産性の向上、地域経済の活性化に寄与する取り組みを行っているところでございます。

議員のほうからご質問のありました北海道東川町で行われておりますひがしかわ株主制度につきましては、今ほど議員のほうからご紹介がありましたように、東川町にふるさと納税として寄付をすることで、この株主証を発行する制度でございます。東川町内で株主証を提示をいたしますと、公共施設が町民価格で利用できるなどさまざまな優待利用が受けられることから、その後もですね、町にかかわりを持ってもらう取り組みを行っている、本当に優良事例であるというふうに考えております。本市では、平成29年度から返礼品の追加、見直し、市のホームページやポータルサイト、SNSを活用しました情報発信の取り組みを強化しております。寄附件数は4,917件で、寄附額が7920万8100円の多くの寄附をいただくことができました。本市のふるさと納税返礼品の認定につきましては、市内の民間業者からの提案を選定委員会で選定し決定をしております。現在は190種類の返礼品を認定しておりますが、特産品のみでありまして、先ほど言われました東川町が行っているような市内施設の利用やオーナー制度、あるいは、体験交流型の返戻品を設けることが現在のところできておりません。今後はひがしかわ株主制度などの取り組みを参考といたしまして、一過性のつながりとならないよう、寄附をいただいた後も西予市とかかわっていただけるような仕組みづくりを検討してまいりたいと、このように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

## ○議長

井関議員。

## ○12番井関陽一君

今ご答弁いただいたように、本当に納税してい

ただただでつながりが終わるというのではなく、今後ますます西予市の魅力をその方に伝えて、実際に西予市に来ていただく。西予市出身の方の給付者が多いのかもしれませんが、そういう方だけではないと思いますので、東川町の話では人口8,000人ほどの町でございしますが、この寄附していただいた方が8,000人、今株主になられている方が8,000人以上おられるということで、人口としては、その方も含めて、特別町民という形で1万6000人の町だという考えを町長がされているようでございます。そういうことで、ずっとつながりを持っていけば、いろいろな情報をほかの町から取り寄せることができるんじゃないかな、より新たな考え方が生まれるんじゃないかなと思いますのでぜひ西予市としましても、こういう返礼品の中の内容を吟味した中で、先ほど言っていたいただきましたように、体験型のものであったりとか、あるいはもうここに来てもらって、この東川町では、自分とこの町で持っているロジミたいなんがあるんですが、そこを無料で年間6泊までは利用できるというような特別なものもあるわけなんです、もう来ていただいたんであればその人は何らかの形でそこでお金を落としていただけるということで、ここに関しましては、大雪山という超目玉の山がありますのであれなんです、西予市におきましても、ジオパークという目玉がございします。そういったことも含めまして、今後のジオパークの推進も含め、この返戻品のことを実際によく考えていただいたらと思っております。

時間はまだかなり余っておりますが、これで、今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

#### ○議長

以上で、一般質問を終結といたします。

暫時休憩をいたします。（休憩 午後0時07分）

#### ○議長

再開いたします。（再開 午後1時30分）

ただいまから議案順に質疑を行います、質疑の内容は大綱のみをお願いいたします。

（日程2）

#### ○議長

日程第2、議案第73号「西予市中小企業・小規

模企業振興基本条例制定について」から議案第77号「西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」までの5件を一括議題といたします。

これより、本案5件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番小野正昭君。

#### ○17番小野正昭君

議案第74号「西予市国民健康保険税の一部を改正する条例改正について」の質問をさせていただきます。

私の記憶では1人当たりのアップ率が7,702円、率にして10.7%だったと思いますけれども、いろいろ精査した結果、この額、この率になったと思いますけれども、その根拠についてまずお伺いをいたします。

#### ○議長

藤井生活福祉部長。

#### ○藤井生活福祉部長

小野議員の質問にお答えをいたします。

今回の条例改正に伴います国保税率の改定につきましては、これまでの国民健康保険会計の実績なども見てまいりまして、税率改正に当たりましては、平成30年度の当初に約5000万の一般会計からの繰り入れを行っております。それと、将来的な国民健康保険の保険給付費の流れも推計をいたしまして、まずは平成30年度の一般会計からの繰り入れをなくすということと、31年度につきましても、健全な国保会計が運営できるようにということで、平成30年度の課税データから試算をいたしまして、今回先ほど議員が言われましたような税率の改正を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ○議長

小野正昭君。

#### ○17番小野正昭君

私の記憶ではですね、たしか平成25年の9月議会ではなかったかと思っておりますけれども、当時の梅

川光俊議員が、税改正のときに恐らく10.4%のアップをされたと思うんですけども、それで大丈夫かと、中長期的なことを検討せないかんのやないかという質疑に対して、それで当分大丈夫ですというふうな答弁があったように思います。

今聞きましたらいろいろなことを勘案してということでもありますけれども、今、西予市の国保の基金は約1億6000万ぐらいではないかなと。その折も問題になりましたけれども、市内に重大な流行性の疾病が起きたときに、果たしてその国保会計が持つのかどうか、その辺のところは精査されておるのかどうかお伺いします。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

基金残高につきましては、平成30年5月末日現在で1億6012万7000円となっております。まだまだ十分と言える額ではありませんが、おっしゃるとおり、インフルエンザが発生したとかですね、そういうことがございますので、今後においても余剰金が発生した場合には、基金に積み立てるようなことで、今後も考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

小野正昭君。

**○17番小野正昭君**

十分精査をされとるということですけども、やはり市民の生活の上では、どうしても医療問題です。その辺の扱い十分考慮していただきたいなと思います。

それと先ほどの二宮議員の一般質問にもありましたように、ジェネリック医薬品ですか。そういうのをだんだん普及されとるということで、医療費の持ち出しにも、いわゆる一助の考があるんじゃないかと思っておりますけれども、私はさきの一般質問で、高齢者による過剰医薬品の投与。それから、各課・各部が連携して、スポーツを含むレクリエーションでいわゆる予防をしていただきたいと、病気にかからないようにしていただきたいという質問をいたしまして、答弁はもろてないんですけども、やはり今回のマスコミ報道なんか見ますと東温市と砥部町が軽減されとるんじゃないかなと思うんですね。そういうところはなぜ軽減され

たのかというふうなところもよく検討していただいて、やはりこれから先、一般会計へ持ち出すのが非常に多くなりますので、今後の医療会計に十分その辺を検討していただいたらなと思います。答弁をお願いします。

**○議長**

藤井生活福祉部長。

**○藤井生活福祉部長**

国民健康保険事業につきましては、保険加入者の方が納めていただいている保険税が貴重な財源となっております。

小野議員がおっしゃるとおり、国保事業の健全な運営のためには、やはり医療費の抑制を図っていく必要がございます。国民健康保険事業につきましては、本年度において第3期特定健診特定保健指導実施計画及び第2期データヘルス計画に基づき、糖尿病等の生活習慣病の発症、重症化予防に向けた取り組みを行っております。二宮議員の一般質問のところでもお答えしましたように、医療費の適正化のために、後発医薬品を推進しておりますし、利用差額通知やそういったものの医療通知も送付いたしまして、国保会計の健全に努めております。また、スポーツの振興などで健康増進を図ることも寄与するものと考えております。今後も国民健康保険税、保険事業の健全な運営に向け、関係機関と連携して、推進をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第73号は、産業建設常任委員会へ、議案第74号から議案第77号までは、厚生常任委員会へそれぞれ付託をいたします。

(日程3)

**○議長**

次に、日程第3、議案第78号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第78号は、総務常任委員会へ付託いたします。

(日程4)

**○議長**

次に、日程第4、議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番二宮一朗君。

**○15番二宮一朗君**

議案書34ページ、教育費の2番公民館費、野村公民館維持管理事業139万4000円についてお伺いいたします。

所管ではありますけれども、大綱ということでお許しいただきたいと思いますが、今回この事業につきましても、野村支所周辺の、野村支所の立て直しに伴っての事業だと思っておりますけれども、今回商工会が野村公民館に入るためという説明を受けました。せっかく野村支所に警察とか、JAとか信金さんとか入っていただくのに何で商工会が入らんのかなというちょっと疑問がありまして、そういう議論がその中でなかったのかちょっとお伺いしたいなと思っております。

**○議長**

土居野村支所長。

**○土居野村支所長**

ただいまの二宮議員のご質問にお答えいたします。

平成28年度に設置しました野村支所改築検討委員会では、平成27年度に市議会の西予市再生特別委員会第2班の検討されました野村支所周辺開発検討会の検討結果に基づき、野村支所の複合庁舎建設の検討を進めてきたところでございます。検討委員会では、東宇和農業協同組合、野村郵便局、愛媛信用金庫野村支店も交え協議を行ってまいったところでございます。西予市商工会野村支所については、当初から、コミュニティー機能を第一ととらえ、支所ではなく、野村公民館内1階事務所に移転したいとの考えを表明されており、今般の複合庁舎の基本設計には反映させていない

ところでございます。なお、野村支所改築検討委員会の委員には、西予市商工会野村支部の支部長、野村町商業協同組合理事長も委員として入られており、商工会野村支所の意思も十分に確認しているものと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

ほかに質疑はありませんか。

14番中村敬治君。

**○14番中村敬治君**

議案書の29ページをお開きください。都市計画総務費の件ですが、事業概要のところ都市計画策定管理事業200万とありますが、これについては6月1日の本会議で議案説明があったわけですが、議案説明といいますのが、都市計画マスタープランで計画しているフットパスによるまちづくりを行うため、モデル地区を選定し、コースの整備やマニュアルづくりにかかる委託料等を計上すると説明がございました。そこでフットパスについてちょっと調べてみますと、古い町並みや田園地帯、森林など、地域に昔からある風景を楽しみながら歩くことができる歩行者用の小路とございますが、この事業内容についてですね、今回具体的にはどの地域をどのような考えのもとで整備していこうと考えられているのか、その辺ちょっと簡単に説明願ったらと思います。よろしくお願いたします。

**○議長**

岩瀬建設部長。

**○岩瀬建設部長**

ただいま中村議員よりご質問いただきましたフットパスコースの関係につきましてお答えをさせていただきます。

フットパスコースにつきましては議員よりご説明をいただいたとおり、古い町並み等を眺めながら散策するという小路整備でございます。今回、この事業で取り上げを検討いたしておりますモデル地区につきましては、卯之町の重伝建区域、また、法華津峠の散策道をモデル地区として取り上げていきたいというふうに考えております。その内容につきましては、モデル地区を選定するに当たってのマニュアルづくり、また、コース設定における案内版とかパンフレット、こういったものの内容検討、立案と検証を進めていき



いというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長**

中村敬治君。

**○14番中村敬治君**

ありがとうございました。私調べてみますと日本フットパス協会というのがございまして、自治体も会員に13ほどなっておりますが、団体会員として四国地方から二つ選定されております。協会員になっておられますが、高川地域の高川地域づくり会ですか。西予市もちゃんとしっかりと参画されているのかなと思うわけでございますが、こういう協会もございまして、しっかりと今後、取り組んでいただきましてですね、西予市の知名度アップとか、交流人口のさらなる拡大につながっていただきたいと願っておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

よろしくお願ひします。以上です。

**○議長**

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第79号については、関係各常任委員会へそれぞれ付託をいたします。

(日程5)

**○議長**

次に、日程第5、議案第80号「平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」から議案第86号「平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)」までの7件を一括議題といたします。

これより本案7件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第80号から議案第82号までは、厚生常任委員会へ、議案第83号から議案第86号までは、産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程6)

**○議長**

次に、日程第6、陳情第3号「西予市内建築業者の育成に関する要望書」を議題といたします。

陳情1件の詳細につきましては、お手元のタブレットに配信いたしております陳情文書表をご参照ください。

本件については、産業建設常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会においては、各議案、陳情について、十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めることといたします。

(日程7)

**○議長**

次に、日程第7、発議第2号「西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会の設置及び付託について」の1件を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、本市議会における適正な議員定数、議員報酬及び手当等について、調査研究を行うことを目的に、9名の委員で構成する西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会を設置し、これに付託して、審査が終了するまで、継続存置することとし、閉会中においても継続審査することにしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

異議なしと認めます。よって、本案については、9名の委員で構成する西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会を設置し、これに付託して審査が終了するまで、継続存置することとし、閉会中においても継続審査することに決定いたしました。

次に、選任第3号「西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会委員の選任について」の1件を議題といたします。

本案については、委員会条例第8条第1項の規定により、西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会委員に、1番宇都宮久見子君、3番宇都宮俊文君、4番加藤美香君、8番山本英明君、9番竹崎幸仁君、11番源正樹君、15番二宮一朗君、16番兵頭学君、20番藤井朝廣君を指名いたしま

す。

ただいま選任されました特別委員会委員の諸君は、直ちに委員会を開催の上、委員長、副委員長を互選し、議長へ報告を願います。

暫時休憩をいたします。（休憩 午後 1 時 51分）

#### ○議長

再開いたします。（再開 午後 1 時57分）

特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告をいたします。

西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会委員長に藤井朝廣君、副委員長に宇都宮俊文君、以上のとおりであります。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

6月21日は、午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1 時57分

第 4 日

6月21日（木曜日）

平成30年第2回西予市議会定例会会議録(第4号)

- |          |            |         |         |
|----------|------------|---------|---------|
| 1. 招集年月日 | 平成30年6月21日 | 野村支所長   | 土居 眞 二  |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場    | 城川支所長   | 篠藤 義 直  |
| 1. 開 議   | 平成30年6月21日 | 三瓶支所長   | 中須賀 敏 幸 |
|          | 午後 2時10分   | 消防本部消防長 | 佐藤 克 也  |
| 1. 閉 会   | 平成30年6月21日 | 総務課長    | 山住 哲 司  |
|          | 午後 3時40分   | 財政課長    | 宇都宮 明 彦 |

1. 出席議員

- 1番 宇都宮 久見子
- 2番 信 宮 徹 也
- 3番 宇都宮 俊 文
- 4番 加 藤 美 香
- 5番 中 村 一 雅
- 6番 河 野 清 一
- 7番 佐 藤 恒 夫
- 8番 山 本 英 明
- 9番 竹 崎 幸 仁
- 10番 小 玉 忠 重
- 11番 源 正 樹
- 12番 井 関 陽 一
- 13番 菊 池 純 一
- 14番 中 村 敬 治
- 15番 二 宮 一 朗
- 16番 兵 頭 学
- 17番 小 野 正 昭
- 18番 宇都宮 明 宏
- 19番 森 川 一 義
- 20番 藤 井 朝 廣
- 21番 酒 井 宇之吉

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- |        |         |
|--------|---------|
| 市 長    | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長  | 宗 正 弘   |
| 教 育 長  | 保 木 俊 司 |
| 総務企画部長 | 三 好 敏 也 |
| 会計管理者  | 山 口 正 人 |
| 医療介護部長 | 山 岡 薫 彦 |
| 産業部長   | 酒 井 信 也 |
| 建設部長   | 岩 瀬 布二夫 |
| 生活福祉部長 | 藤 井 兼 人 |
| 教育部長   | 高 橋 司   |
| 明浜支所長  | 山 下 玉   |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- |      |         |
|------|---------|
| 事務局長 | 道 山 升 文 |
| 議事係  | 三 好 祐 介 |

1. 議事日程

別紙のとおり

1. 会議に付した事件

別紙のとおり

1. 会議の経過

別紙のとおり

- 議 事 日 程
- |   |  |
|---|--|
| <p>1 議案第73号 西予市中小企業・小規模企業振興基本条例制定について</p> <p>議案第74号 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第75号 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第76号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第77号 西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第78号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について</p> <p>議案第79号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第80号 平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第81号 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第82号 平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第83号 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第84号 平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算</p> | <p>（第1号）</p> <p>議案第85号 平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第86号 平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）</p> <p>陳情第 3号 西予市内建築業者の育成に関する要望書</p> <p>2 委員会の閉会中の継続審査の件</p> <p>追加 議案第88号 西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事（城川地区）請負契約について</p> <p>議案第89号 明浜支所庁舎新築工事（建築工事）請負契約について</p> <p>議案第90号 西予市消防署野村支署救助工作車I型の取得について</p> <p>議案第91号 西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について</p> <p>議案第92号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第2号）</p> <p>議員派遣の件について</p> |
|---|--|

- 本日の会議に付した事件 (第1号)
- 1 議案第73号 西予市中小企業・小規模企業振興基本条例制定について
- 議案第74号 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第75号 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第76号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第77号 西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第78号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について
- 議案第79号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第80号 平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第81号 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第82号 平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第83号 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第84号 平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第85号 平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第86号 平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)
- 陳情第3号 西予市内建築業者の育成に関する要望書
- 2 委員会の閉会中の継続審査の件
- 追加 議案第88号 西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事(城川地区)請負契約について
- 議案第89号 明浜支所庁舎新築工事(建築工事)請負契約について
- 議案第90号 西予市消防署野村支署救助工作車I型の取得について
- 議案第91号 西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について
- 議案第92号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第2号)
- 議員派遣の件について

開会 午後2時10分

## ○議長

ただいまの出席議員は21名であります。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

日程第1、議案第73号「西予市中小企業・小規模企業振興基本条例制定について」から議案第86号「平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)」までの14件、並びに陳情第3号「西予市内建築業者の育成に関する要望書」を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長信宮徹也君の報告を求めます。

総務常任委員長。

## ○信宮総務常任委員会委員長

総務常任委員会審査報告を行います。

去る6月8日の本会議において当委員会に付託されました、議案第78号「辺地に係る公共的施設総合計画の変更について」及び議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第1号)」以上、2議案について、6月13日に審査を行いましたので報告いたします。

審査の結果はお手元に配信の委員会報告書のとおりであり、議案2件はいずれも原案のとおり可決決定いたしました。

議案第78号、政策推進課所管の「辺地に係る公共的施設総合計画の変更について」では、西予市は辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、辺地に係る公共的施設総合整備計画を策定し、公共施設の総合的かつ計画的な整備を推進している。

辺地とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域と比較して、住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島、その他の辺りな地域を地域と定義をされている。西予市では、平成30年6月現在において、辺地の要件に該当する地域は18地域であり、辺地に係る公共的施設総合整備計画を策定している地域は12地域

となっている。

また、辺地に係る公共的施設総合整備計画に基づいて行う公共的施設整備については、その財源として辺地対策事業債を充当することができ、その充当率は原則100%で、後年度の元利償還金の80%が地方交付税の基準財政需要額に算入されるとの説明があり、総合整備計画を策定していない辺地が6箇所あるが、策定していない理由は何かとの質疑があり、辺地事業については、ハード事業等の整備に基づいて計画を策定しているが、現在のところその公共的施設の整備、辺地に伴う辺地事業を活用した事業等の計画がないということで未策定との答弁がありました。

次に、議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第1号)」の総務常任委員会所管分について、抜粋して報告いたします。

補正予算の主なものは、4月の人事異動に伴う職員給与費に係る補正が主でありました。

総務課所管分の派遣職員管理事業57万1000円は、西予市では、今年度内閣府の内閣官房番号制度推進室に職員を研修派遣しており、その研修期間中における職員の経費については、派遣元である西予市が負担するという事となっており、当該職員が内閣府の用務により、国内各所に出張する際の旅費を計上したものであると説明があり、派遣職員の業務内容をもう少し詳しく教えていただきたいとの質疑に対し、内閣府の番号制度推進室は、国が進めている、いわゆるマイナンバー制度の普及啓発等を主な業務としており、派遣をしている職員については、主に広報活動等に従事しているとの答弁がありました。

まちづくり推進課所管分では、歳入で自治総合センター助成金200万円の増額を計上しており、歳出については、建設課で予算を計上している「都市計画マスタープラン」のフットパスによるまちづくりを行うためのモデル地区を選定し、コースの整備やマニュアルづくりに係る委託料であり、100%補助であるとの説明がありました。フットパスというのは、小路をめぐるという意味らしいが、その計画は一体どういう計画か、細かい計画を教えていただきたいとの質疑があり、直接支出の課ではないが、イギリスのほうで発祥したちょっとした食べ物をもって昔からある小路を散策し、歴史等を学びながら、歩いていくようなコ

ースとなっている。宇和町の町並みのコースと法華津峠あたりのコースを今後モデル的に作っていききたいという話は聞いているとの答弁でした。

生涯学習課所管分では、公民館費において、工事請負費139万4000円を計上しており、これは野村公民館の1階の一部、倉庫などとしていた箇所49平方メートルを西予市商工会野村支所の事務所として貸し付けるための改修工事である。内容は、仕切りパーティションの設置や空調・電気設備工事で、その財源については、商工会の実費負担とするものであるとの説明がありました。

消防総務課所管分では、消防施設費の歳出補正額602万4000円を増額、これは消防団施設整備費事業における耐震性貯水槽新設工事であり、当初2基分を計上しているが、3基分の国庫補助が確定したために、新たに野村町白髭に1基整備することとしたものである。財源内訳は国庫支出金269万3000円、地方債330万円、一般財源3万1000円であるとの説明がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成30年6月21日、総務常任委員会委員長信宮徹也。

#### ○議長

次に、厚生常任委員会委員長山本英明君の報告を求めます。

厚生常任委員長。

#### ○山本厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会審査報告を行います。

去る6月8日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案8件について、6月14日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

議案8件については、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

これより、議案審査の過程において各委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第74号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」では、被保険者の減少により国民健康保険税収入が年々減少している一方で、高齢化の進展や医療技術の高度化により、1人当たりの医療費が増加していることから国民健康保険特別会計は慢性的な赤字が続き、一般会計からの繰入れにより対処する厳しい財政運

営が続いています。平成30年度の課税データにより試算した結果、国民健康保険税率を1人当たりの平均で年額7,700円引き上げ、約7万9400円に改定することで、国民健康保険の健全な運営を図りたいとの説明に対し、1人当たりの保険給付費が年々上がっているが、保険給付費を緩和するために市として取り組んでいることはあるのかとの質疑があり、40歳から74歳までを対象としたメタボの習慣病予防や糖尿病の重症化予防、ジェネリック医薬品の普及啓発などに取り組んでおり、平成29年度決算見込みでは、糖尿病や精神疾患、がん疾患などの医療費が下がっており、今後もこの状況が続けば、国民健康保険財政は健全運営になると考えられるとの答弁がありました。また、平成30年4月から国民健康保険が広域化され、将来的に県内同一保険料ということになる。そうすると今後も保険料が上がっていくのではないかと質疑があり、国民健康保険税については、広域化に伴い将来的に統一される方向という話ではあるが、具体的な統一時期は示されていない状況である。今回改定する保険税は2箇年の財源確保を図るものであり、愛媛県が示した西予市の標準保険税は約8万5000円で、現状と開きがあるため、2年後に状況を鑑みながら今後検討していきたいとの答弁がありました。

議案第75号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」では、放課後児童支援員の資格要件を明確にするため、教育職員免許法上の免許状を有する方を対象とするほか、新たに5年以上放課後児童健全育成事業に従事したもので、市長が適当と認めた者を対象とするための改定であるとの説明がありました。

議案第76号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」では、明浜町の高山保育所について、西予市公立保育所のあり方に関する方針に基づき、保護者や地域住民からの要望等を鑑み、保育サービスの維持向上と効率的な保育行政の運営という課題に対応するため、施設の老朽化や災害対策に伴う新築移転も含め、民間への経営移譲について検討を進めた結果、移管先候補となる社会福祉法人が決定し、所要の手続を進める必要があるための条例改正である。高山保育所の新築移転先は旧高山小学校跡地で、移管先である社



会福祉法人が建設を行い、供用開始は平成32年4月を予定しているとの説明がありました。新築移転先の旧高山小学校跡地は市有地であるが、土地はどうする予定かとの質疑があり、無償貸与する予定であるとの答弁がありました。また、関連質問として、平成30年4月から民間移譲した多田・石城保育園について問題等は出ていないのかとの質疑に対し、現在のところ担当課へ問題があったという情報は入っていない。今後、移譲してからの園や職員の状況などを含んだアンケートを保護者に実施し、第三者委員会で検討する予定であるとの答弁がありました。

議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち、厚生常任委員会所管分では、平成30年4月1日付の人事異動に伴う人事給与費の補正及び産前産後休暇・育児休暇取得職員の代替えによる臨時職員任用の費用に関する補正であるとの説明がありました。

議案第80号「平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第81号「平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」及び議案第82号「平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」では、平成30年4月1日付の人事異動に伴う人事給与費等の補正であるとの説明がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成30年6月21日厚生常任委員会委員長山本英明。

### ○議長

次に、産業建設常任委員会委員長河野清一君の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

### ○河野産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告を行います。

去る、6月8日の本会議において、当委員会に付託されました議案6件並びに陳情1件について、6月13日に委員会を開催し審査を行いました。

審査した議案第73号「西予市中小企業・小規模企業振興基本条例制定について」、議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）」、議案第83号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第84号「平成30年度西予市公共下水道事業特別会計

補正予算（第1号）」、議案第85号「平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第86号「平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）」、以上につきましては、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

次に、陳情第3号「西予市内建設業者の育成に関する要望書」については、建設業協会西予分会長から提出されたもので、人口減少・少子高齢化の進行により住宅着工件数が減少している現状にあつて、建設業協会の育成を市に対して求める内容となっています。審査におきましては、陳情者より直接意見を聞く機会を設け、建設業界の窮状を伺うとともに意見交換を行いました。活発な討議が行われた結果、陳情内容は妥当なものであり、入札時の市内業者への配慮、工事単価設定や設計に関する適正な対応を市に求めることで、地元企業を育成すべきとの意見が大勢を占め、全会一致で陳情内容を採択することに決しました。

これより、議案審査の経過及び意見等を抜粋して報告いたします。

議案第73号「西予市中小企業・小規模企業振興基本条例制定について」は、中小企業基本法の改正、小規模企業振興基本法などにに基づき、市及び関係機関の役割を明らかにするとともに、振興施策を総合的かつ計画的に推進し、地域経済の活性化と市民生活の向上に寄与することを目的として整備された条例です。質疑を通して、今回の上程に至るまでの商工会、金融機関や各種関係機関との協議及び条例の調整に相応の時間を要したことや市内商工事業者数1,837のうち、小規模事業者数が占める割合が1,583、86.2%にも上ることがわかりました。

議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち、農業水産課所管分では、認定農業者支援事業補助金1182万3000円について説明がありました。本事業は市単独事業であり、平成25年度から2期6年間実施してきた事業です。本年度に事業申請を受理したものは60件で、事業費は1億1520万5000円、そのうち補助金として3182万3000円の金額が必要になりますが、事業の最終年度となるため、申請案件全ての事業を支援すべきとの判断により、今回補正予算の計上がなされています。申請のあった60件の旧町単位で

の件数を尋ねたところ、明浜1件、宇和15件、野村24件、城川11件、三瓶9件であるとの答弁がありました。本事業のような支援補助制度は継続を希望する声が多いため、市としては今後検証を行い、新たな支援策を練っていききたいとのことでした。

林業課所管分では、今回減額補正となった林業振興費1億361万9000円について詳細な説明を求めました。本補正は、林道開設舗装13路線に対して内示額の変更に伴う補正を行うものであり、10事業が減額、3事業が増額補正になるとの答弁でした。減額補正となったもののうち、2事業については、林野庁での審査の結果、補助要綱を満たしていないとされたことから、本年度は事業実施に至らないとのことでした。

建設課所管分では、道路新設改良費1290万円の増額補正について詳細な説明を求めました。本事業は、旧宇和病院の周回道路である市道旧町地区187号線ほか5路線を改良するもので、改良延長110メートル、道路幅員は9メートル、そのうち歩道部分は2メートルになるとの答弁がありました。現在、旧宇和病院跡地は、地域密着型特別養護老人ホーム「開明の杜」と認定こども園「うわまち未来こども園」が整備されたことにより、車両の通行量が増加しています。今後、社会教育複合施設も建設されるため、商店街の道路との交差点部分は、安全を確保するための歩道整備等を行っていききたいとのことでした。

経済振興課所管分、農業委員会所管分は、人事異動に伴う増額補正について説明がなされました。

上下水道課所管分では、職員の人事異動に伴う補正と公共下水道事業の国庫補助事業減額に伴う財源調整が行われています。これによる一般会計補正予算で、農業集落排水事業特別会計繰出金314万8000円の増額のほか、公共下水道事業特別会計繰出金913万1000円の減額、簡易水道事業特別会計繰出金32万4000円の増、水道事業会計繰出金1万円の増などについては、それぞれ繰入先会計との関連性があることから、議案第83号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」から議案第86号「平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）」までとあわせ、一括で審査を行い可決決定に至りました。

以上、産業建設常任委員会審査報告といたします。

平成30年6月21日産業建設常任委員会委員長河野清一。

#### ○議長

以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第73号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第73号「西予市中小企業・小規模企業振興基本条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

#### ○議長

着席ください。

起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第74号から議案第77号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第74号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」から議案第77号「西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」までの4件は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第74号から議案第77号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第78号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第78号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第79号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長**

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第80号から議案第86号までの7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第80号「平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」から議案第86号「平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)」までの7件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長**

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第80号から議案第86号までの7件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、陳情第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第3号「西予市内建築業者の育成に関する要望書」については、原案のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長**

ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

(日程2)

**○議長**

次に、日程第2、「委員会の閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長から委員会において審査中の陳情第1号「住宅宿泊事業法の条例化についての陳情について」会議規則第110条の規定により、お手元に配信いたしております申出書のとおり閉会中の継続審査としたいとの旨、申し出がありました。

本申し出について、産業建設常任委員会委員長河野清一君の説明を求めます。

産業建設常任委員長。

**○河野産業建設常任委員会委員長**

去る、3月6日の本会議において、当委員会に付託されました陳情第1号「住宅宿泊事業法の条例化についての陳情」については、6月13日に委員会を開催し慎重に審査いたしました。

本件に関しましては、従来の旅館業法に基づく民泊の制度に加えて、新たに本年6月15日から住宅宿泊事業法に基づく民泊の新制度、別名民泊新法が施行されることから、予想される懸案事項に対し、愛媛県独自の条例を制定するよう求めるという陳情内容となっております。平成30年第1回定例会で審査したものの、法施行後の経過を見て結論を出すべきとの意見から継続審査となり、現在に至ります。委員から現段階においても、本陳情に対し、結論を出すことは難しい。近く行われる予定の視察研修において、国土交通省に赴き、法施行後の各自治体の状況、実態を把握した上で結論を出すのがよいのではないかという意見が出され、委員全員がこれに賛成したことから今回も継続審査とすることに決しました。

以上、審査の経過並びに申出の説明といたします。

**○議長**

委員長の説明は終わりました。

これより本申し出に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

産業建設常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長

異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査の申し出を承認することに決定いたしました。

次に、厚生常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長から、会議規則第110条の規定により閉会中も各委員会の所管する事務全般において、お手元に配信いたしております申出書のとおり閉会中の継続審査にしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長

ご異議なしと認めます。閉会中の継続審査の申し出を承認することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。(休憩 午後2時52分)

#### ○議長

再開いたします。(再開 午後3時10分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第88号「西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事(城川地区)請負契約について」から議案第92号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第2号)」までの5件、並びに「議員派遣の件について」を本日の日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長

異議なしと認めます。よって、6件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

#### ○議長

追加日程第1、議案第88号「西予市同報系防災

行政無線デジタル整備工事(城川地区)請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好総務企画部長。

#### ○三好総務企画部長

議案第88号「西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事(城川地区)請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市では、アナログ防災行政無線の老朽化に伴いまして、平成25年度から計画的にデジタル化への移行整備を進めているところでございます。現在、野村地区の整備を終え、平成28年度から明浜地区及び三瓶地区の整備を進めているところでございますが、今回、城川地区の整備を行うものであります。

主な工事内容につきましては、本庁舎の既設親局及び消防署への接続、支所等へ遠隔操作卓を整備するほか、甲ヶ森中継局、各地区内に屋外拡声子局を設置するものであります。本工事につきましては、去る6月12日に一般競争入札を執行し、四E・カミクボ特定建設工事共同企業体、代表者四電エンジニアリング株式会社松山支店支店長仙波春喜氏と工事請負金額4億5759万6000円で6月13日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事に係る概要等につきましては、別紙参考資料をご参照ください。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長

以上で、質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第88号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第88号「西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事(城川地区)請負契約について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長**

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第88号は、原案のとおり決定いたしました。

(追加)

**○議長**

次に、追加日程第2、議案第89号「明浜支所庁舎新築工事(建築工事)請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

山下明浜支所長。

**○山下明浜支所長**

議案第89号「明浜支所庁舎新築工事(建築工事)請負契約について」、提案理由のご説明を申し上げます。

現在の明浜支所庁舎は、昭和37年4月に建築したもので、老朽化が著しく、耐震基準も満たしていないことから早急な建てかえが必要となっております。明浜支所庁舎の整備につきましては、平成29年度に実施設計を終え、建設地となる旧高山小学校跡地において、校舎及びプールの解体を行っており、今年度から平成31年度までの継続費設定により新築工事を行うもので、平成31年6月末の完成を予定しております。建設規模につきましては、鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積約1,340平方メートルで、明浜支所事務室と明浜救急出張所を併設する建物となっております。

本工事につきましては、去る6月12日に電子入札による事前審査型一般競争入札の開札を行い、平野建設株式会社、代表取締役平野武邦氏と工事請負金額3億6057万9600円で、6月13日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、庁舎の配置等につきましては、別紙概要図をご参照ください。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

**○議長**

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

以上で、質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第89号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第89号「明浜支所庁舎新築工事(建築工事)請負契約について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長**

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第89号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

**○議長**

次に、追加日程第3、議案第90号「西予市消防署野村支署救助工作車I型の取得について」及び議案第91号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

佐藤消防長。

**○佐藤消防長**

議案第90号「西予市消防署野村支署救助工作車I型の取得について」、提案理由のご説明を申し

上げます。

消防本部では、火災や交通事故を初め、水難救助や震災対策など、さまざまな災害に対応するため、救助工作車を配備して救助活動を行っております。現在、野村支署に配備しております救助資機材搬送車は、平成12年に導入してから約18年間運用してまいりましたが、車両の老朽化も著しく、積載救助器具の修繕頻度も多くなってきているため、更新の検討をしてきたところでございます。

今回取得する救助工作車Ⅰ型につきましては、3トンクラスのトラック車種をベースとした車両で、コンパクトで機動性を兼ね備えるとともに、最新の救助資機材を積載することにより救助体制の一層の充実強化が図れるものでございます。

今回の購入は、過疎債を活用して整備するもので、去る6月19日に指名競争入札を行い、株式会社ヤマダ、代表取締役山田雄士氏が6998万4000円で落札と決定し、備品購入仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細な性能及び主要装備につきましては、別紙参考資料をご参照ください。

続きまして、議案第91号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、西予市消防団宇和方面隊宇和分団第2部に配備しております消防ポンプ自動車は、平成8年に導入したもので、以来22年が経過しており、更新計画に基づいた検討を行ってきたところでございます。

このたび購入いたします消防ポンプ自動車は、迅速な消火活動を可能にするため、放水性能にすぐれた高機能ポンプを搭載するとともに、最新の照明器具を装備することにより、夜間、消防団員が安全に活動できる仕様としております。

今回の購入に当たりましては、去る6月19日に指名競争入札を行い、有限会社宮崎博商店、代表取締役宮崎清考氏が2419万2000円で落札と決定し、備品購入仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、消防ポンプ自動車の詳細な性能及び主要装備につきましては、別紙参考資料をご参照ください。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

**○議長**

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

以上で、質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第90号及び議案第91号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長**

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず、議案第90号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第90号「西予市消防署野村支署救助工作車Ⅰ型の取得について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長**

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第90号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第91号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第91号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長**

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第91号は原案のとおり決定いたしました。

(追加日程)

**○議長**

次に、追加日程第4、議案第92号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

#### ○管家市長

議案第92号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、まず、四国西予ジオパーク拠点施設、仮称ではありますけれども、四国西予ジオミュージアムの建設場所の変更に伴いまして、所要の経費について計上するものであります。

四国西予ジオパークの拠点施設は、城川支所西側駐車場を建設場所として設定しておりましたが、昨年度に実施されました日本ジオパークの再認定時の指摘事項や西予市ジオパーク拠点施設建設検討委員会での協議を踏まえて、拠点施設としての独自性や発展性のほか、来訪者等の安全性や利便性等を総合的に勘案をし、来年度に解体を予定しておりました総合センターしろかわ跡地に建設することといたしました。

事業費といたしましては、総合センターしろかわの解体工事費として5117万円、屋内外展示やイベント広場等を拠点施設として、一体的に整備するための設計委託料839万8000円を計上するものであります。

財源につきましては、ジオパーク推進基金、過疎対策事業債を充当することといたしております。

そのほかに、新たに設置されました西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会の視察研修にかかる経費として、98万8000円を計上するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ、6055万6000円を増額し、歳入歳出予算の総額を282億3110万2000円と定めるものであります。

また、地方債の補正といたしまして、過疎対策事業債の限度額を変更するものであります。

以上が、今回の補正予算の概要であります。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長

以上で、質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第92号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第92号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

#### ○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第92号は、原案のとおり決定いたしました。

（追加）

#### ○議長

次に、追加日程第5、「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合は、議

長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### ○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

管家市長。

### ○管家市長

平成30年第2回西予市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月1日に開会しました本会議も本日が最終日となりました。

21日間の会期中、新しい議会体制のもとで、議員各位には、本会議及び各常任委員会におきまして上程いたしました案件につきまして、慎重なご審議を賜り、計画の変更、補正予算を初め、条例の改正など重要な案件につきまして、いずれも原案どおり可決またはご承認をいただきました。ここに衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、去る18日、大阪地方では観測史上最大となる震度6弱の直下型地震が発生しました。今回の地震では、登校中の女子児童を含む5名の方のとうとい命が失われ、多くの負傷者が発生いたしました。お亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。

今回の地震でも近年発生した大規模地震と同様、地震発生直後の行動により生死を分けたケースが見受けられました。激しい揺れからいかに身を守るか、発生後の初動対応がいかに重要であるかを改めて考えさせられたところであります。

当市におきましても、住家の耐震診断及び耐震改修工事への補助制度のほか、家具の転倒防止器具設置に係る補助制度を設けているところでございますが、巨大地震に対する備えを着実に進める必要がありますので、市民の皆様におかれましては、いま一度、ご家庭での地震対策の再確認をお願いいたします。

さて、皆さんも新聞報道等でご存じのとおり、愛媛大学では、愛媛大学教育研究評議会において、西予市宇和米博物館内に地域協働センター南予、仮称であります。設置をすることを決定い

ただきました。協働センターには専任教員の配置に加え、多くの教員や学生が参加する予定になっており、地域の産業や人材育成、まちづくりなど、南予9市町の課題解決に向けた調査、研究等に期待をしているところであります。市といたしましては、南予全体を包括する学生のフィールドワーク拠点を誘致できたことで、地域の活性化だけではなく、地域経済の活性化についても、期待するものであるとともに、愛媛大学との連携協定により、一層推進する機会をとらえ、産官学金の連携や地域内の人材育成など、今まで以上に積極的に取り組みたいと考えているところでございます。

昨年、人間国宝に認定されました西予市名誉市民の人形浄瑠璃文楽の人形遣いであります吉田和生氏をお招きし、7月11日水曜日になりますが、三瓶の朝立会館で、文楽指導交流会を開催いたします。当日は、文楽活動継承地区であります三瓶町と明浜町の子どもたちや朝日文楽、俵津文楽の座員を対象とした人形遣いの体験のほか、一般の方を対象に、文楽よもやま話と題した講演会が開催され、伝統芸能の世界に入られたきっかけや文楽の魅力についてお話をいただける予定となっております。市といたしましては、当事業を通じて、吉田氏のご希望でもあります、地元子どもたちに文楽の技術や魅力を継承され、100数十年守られてまいりました市が誇る伝統文化が世代を超え、後世へ引き継がれていくことを力強くつなげてまいりたいと考えております。市民の皆様を初め、議員各位の多数のご参加をお待ちしております。

今の季節、降雨と蒸し暑い日々が続きますが、梅雨明けが待ちどおしいところではあります。議員各位におかれましては、健康に十分留意いただき、市政推進にご尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

### ○議長

これをもって、平成30年第2回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後3時40分



地方自治法第123条第2項の規定によりここに  
署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

付 録

平成30年第2回西予市議会定例会会期日程表

会期6月1日（金）～6月21日（木）

（会期21日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
6月1日	金	本会議（開会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会（午前9時開会）</li> <li>・理事者提案理由説明</li> <li>・質疑</li> <li>・即決議案採決</li> </ul>
6月2日	土	休 会	
6月3日	日	休 会	
6月4日	月	休 会	
6月5日	火	休 会	
6月6日	水	休 会	
6月7日	木	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> </ul>
6月8日	金	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> <li>・質疑</li> <li>・委員会付託</li> </ul>
6月9日	土	休 会	
6月10日	日	休 会	
6月11日	月	休 会	
6月12日	火	休 会	
6月13日	水	常任委員会	
6月14日	木	常任委員会	
6月15日	金	休 会	
6月16日	土	休 会	
6月17日	日	休 会	
6月18日	月	休 会	
6月19日	火	休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・討論通告〳切</li> </ul>
6月20日	水	休 会	
6月21日	木	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会（午後1時開会）</li> <li>・委員長報告</li> <li>・質疑・討論・採決</li> </ul>

平成30年第2回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 70号	野村学校給食センター新築工事変更請負契約について	30. 6. 21	原案可決
議案第 71号	野村学校給食センター機械設備工事変更請負契約について	30. 6. 21	原案可決
議案第 72号	野村学校給食センター厨房設備機器の取得についての議決の一部変更について	30. 6. 21	原案可決
議案第 73号	西予市中小企業・小規模企業振興基本条例制定について	30. 6. 21	原案可決
議案第 74号	西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	30. 6. 21	原案可決
議案第 75号	西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	30. 6. 21	原案可決
議案第 76号	西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について	30. 6. 21	原案可決
議案第 77号	西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	30. 6. 21	原案可決
議案第 78号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	30. 6. 21	原案可決
議案第 79号	平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）	30. 6. 21	原案可決
議案第 80号	平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	30. 6. 21	原案可決
議案第 81号	平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	30. 6. 21	原案可決
議案第 82号	平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）	30. 6. 21	原案可決
議案第 83号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	30. 6. 21	原案可決
議案第 84号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	30. 6. 21	原案可決
議案第 85号	平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	30. 6. 21	原案可決
議案第 86号	平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）	30. 6. 21	原案可決
議案第 87号	西予市社会教育複合施設新築工事請負契約について	30. 6. 1	原案可決
議案第 88号	西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事(城川地区)請負契約について	30. 6. 21	原案可決
議案第 89号	明浜支所庁舎新築工事（建築工事）請負契約について	30. 6. 21	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 90号	西予市消防署野村支署救助工作車 I 型の取得について	30. 6. 21	原案可決
議案第 91号	西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について	30. 6. 21	原案可決
議案第 92号	平成30年度西予市一般会計補正予算（第2号）	30. 6. 21	原案可決
陳情第 1号	住宅宿泊事業法の条例化についての陳情		継続審査
陳情第 3号	西予市内建築業者の育成に関する要望書	30. 6. 21	採 択
発議第 2号	西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会の設置及び付託について	30. 6. 8	原案可決
選任第 3号	西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会委員の選任について	30. 6. 8	議長指名
	委員会の閉会中の継続審査の件	30. 6. 21	原案可決
	議員派遣の件について	30. 6. 21	承 認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
2月28日	全 議 員	総務常任委員会・厚生常任委員会・産業建設常任委員会
3月1日	副 議 長	野村高校卒業式
3月5日	全 議 員	平成30年第1回定例会 一般質問
	厚生常任委員長	市立病院改革推進委員会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
3月6日	全 議 員	平成30年第1回定例会 一般質問
3月7日	関 係 議 員	卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業評価監視委員会
3月9日	全 議 員	総務常任委員会・厚生常任委員会・産業建設常任委員会
3月12日	全 議 員	総務常任委員会・厚生常任委員会・産業建設常任委員会
3月13日	関 係 議 員	宇和文化会館評議員会
3月14日	議 長	八幡浜施設事務組合議会
	関 係 議 員	西予市土地開発公社理事会
	全 議 員	行政報告会
	関 係 議 員	西予市創生特別委員会
3月18日	関 係 議 員	法華津・野福桜植樹式
3月19日	関 係 議 員	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合定例会
3月20日	全 議 員	行政報告会
	全 議 員	議員全員協議会
	関 係 議 員	市民との意見交換会実行委員会
	全 議 員	平成30年第1回定例会 閉会
3月22日	関 係 議 員	議会だより編集委員会 行政視察（～23日）
3月25日	関 係 議 員	明浜野福峠さくら祭り
	議 長	関地池桜祭り
3月26日	関 係 議 員	開明の杜・うわまち未来こども園落成式
	議 長	南予水道企業団定例会
3月27日	副 議 長	西予市宇和福祉の里基金運営委員会
3月29日	関 係 議 員	城川救急出張所改修工事完成記念式典
	関 係 議 員	スマイル保育園落成式
	議 長	ジオパーク再認定審査結果報告会
3月30日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
4月1日	関 係 議 員	しろかわ保育所開所式・ウッドスタート宣言式
4月3日	議 長	清水大洲市長葬儀
4月4日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
4月6日	関 係 議 員	土地開発公社理事会
4月7日	議 長	松山自動車道付加車線事業着工式

月 日	出席者	行 事 名
4月7日	議 長	大洲道路の早期全線4車線化を求める共同宣言式
4月9日	関 係 議 員	市内小学校入学式・三瓶中学校入学式
4月10日	関 係 議 員	明浜・宇和・野村・城川中学校入学式
4月11日	議 長	西予市人権対策連絡協議会総会
4月12日	議長・副議長	愛媛県市議会議長会春季定期総会
4月13日	議 長	肱川流域総合整備推進事業 会計監査
	関 係 議 員	I C T活用検討委員会
4月19日	議 長	清水大洲市長大洲市葬
4月25日	関 係 議 員	せいよ女性の会総会
4月26日	議 長	愛媛県建設業協会西予支部30年度通常総会・愛媛県土木施工管理士会西予支部第38回通常総会
5月1日	全 議 員	議員全員協議会
5月8日	議長・副議長	四国市議会議長会
	関 係 議 員	西条市議会 行政視察受入
5月9日	関 係 議 員	市民と議会との意見交換会 田之筋地区
5月10日	議 長	日南市議会 行政視察受入
	関 係 議 員	市民と議会との意見交換会 田之浜地区
5月11日	関 係 議 員	市民と議会との意見交換会 遊子川地区
	議 長	国道197号線愛媛県側整備促進期成同盟会
	議 長	国道441号線愛媛県側整備促進期成同盟会
	議長・産建委員長	肱川流域総合整備推進協議会総会
5月15日	総務常任委員長	山形県鶴岡市議会 行政視察受入
	議 長	愛媛県人権教育協議会西予支部定期総会
5月16日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	平成30年第1回臨時会
5月18日	議 長	愛媛県市農業委員会会長会
5月21日	副 議 長	西予市商工会通常総代会
5月22日	関 係 議 員	西予市育英会理事会
5月23日	議 長	四国西南サミット
5月25日	議 長	四国縦貫・横断自動車道建設促進協議会総会
5月30日	議 長	全国市議会議長会定期総会
5月31日	副議長・産建委員長	西予市農業再生協議会総会
6月1日	全 議 員	行政報告会
	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	平成30年第2回定例会 開会

平成30年6月14日

西予市議会議長

酒 井 宇 之 吉 様

総務常任委員会

委員長 信 宮 徹 也

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第78号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	原案可決
議案第79号	平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）	原案可決



平成30年6月14日

西予市議会議長

酒 井 宇 之 吉 様

厚生常任委員会

委員長 山 本 英 明

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第74号	西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第75号	西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第76号	西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第77号	西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第79号	平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第80号	平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第81号	平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第82号	平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決

平成30年6月14日

西予市議会議長

酒 井 宇 之 吉 様

産業建設常任委員会

委員長 河 野 清 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第73号	西予市中小企業・小規模企業振興基本条例制定について	原案可決
議案第79号	平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第83号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第84号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第85号	平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第86号	平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決

平成30年6月14日

西予市議会議長

酒 井 宇 之 吉 様

産業建設常任委員会

委員長 河 野 清 一

請 願 等 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
陳情第3号	西予市内建築業者の育成に関する要望書	採 択